

を編入するが如き是なり。

其の二 合併町村の沿革

本区域内各町村は元幕府の所領に屬し、廢藩の後は第一大區一之小區に屬す。而して其高砂稻葉兩町は近世の築設地にして、明治八年始めて町名を付し、又境町は往時七幡町と稱したりしを、明治七年改稱す。明治十二年郡區改正の際四日市廿六ヶ町を兩分し、一を西町十一ヶ町聯合とし、一を中新町外十三ヶ町の聯合と定め各戸長を置き、明治十五年更に廿六ヶ町を聯合して一戸長を置き、以て今日に至る。其濱田村は始め獨立し、後明治十七年に至り、濱田村外四ヶ村を聯合して戸長を置く。其濱一色村も亦始めは獨立し、明治十七年に至り濱一色村外四ヶ村を聯合して戸長を置き、爾來現今に及べり。

其の三 町村吏員及總代人等の答申要領

四日市上新町外廿五ヶ町及濱田濱一色兩村總代人は、濱一色末永兩村全部及濱田村の内堀木をも一同市街と合併を希望し、四日市上新町外廿五ヶ町兼濱一色村外四ヶ村戸長は齊しく前記の希望に外ならざるも、末永村の離合は上官の採擇に任せ異議なき旨を答申し、濱田村外四ヶ村戸長は濱田村の内堀木部落は四日市市街と合併を希望するも他は異議なき旨を答申し、赤堀村總代人は該村字又左衛門繩外二十一字の地を四日市市街に合併せられんことを希望し、東西阿倉川兩村及末永野田兩村總代人は濱一色村本村部落は勿論四日市市街と合併見込に係る該村の内通稱水車の地所をも新稱海藏村區域内へ合併せられんことを希望し、殊に末永村總代人は該村所屬通稱鳥居町の土地を換地

せられんことを希望せり。依て調査の上其意見の正當なる分は成るべく採用して區域を査定せり。

其の四 町名撰定の事由

四日市の名稱は古來有名の稱呼に係り、全市街の總稱なるを以て猶之を襲ぐ。

二 町制施行

時の知事山崎直胤は考覈數句、町村の區劃案を定め、時の内務大臣松方正義の認可を経て、翌二十二年三月縣令を以て、町村分合並に市町村制施行の件を公布したのである。

三重縣令第十三號

來四月一日ヨリ本縣下町村ノ内左之通分合改稱ス

但舊町村ノ名稱ヲ以テ大字トス

明治廿二年三月一日 三重縣知事 山崎直胤

新町名 四日市町

舊町村名 四日市比丘尼町外二十五ヶ町

末永村ノ内

字東浦ノ内 反別一町一反六畝九步

字里南ノ内 反別一町六反九畝十六步

赤堀村ノ内

字錢開ノ内 反別一町八反二畝八步

字又左衛門繩ノ内 反別二町四反八畝廿四步

字又三郎繩ノ内 反別二町十六步

字相ノ繩ノ内 反別二町六反三畝廿四步

字新正ノ内 反別一町二反六畝廿七步

三重縣令第十五號

明治廿一年法律第一號ニ據リ來四月一日ヨリ本縣下

津ニ市制其ノ他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス

明治廿二年三月一日

三重縣知事 山崎直胤

第六節 町の自治行政機關

明治廿二年四月一日より當所に町制が布かれたが、追て町會の成立に至るまで、元四日市上新町外廿五ヶ町戸長堀木忠良は、其筋の命により町の事務を管掌することゝなつた。されば堀木忠良は、銳意議員選舉の準備を爲し、四月十九日町會議員の選舉を行ひ、次に同月廿九日町會を召集して町長助役の選舉を行ひ、町長に堀木忠良、助役に味岡銀平當選した。次で助役の定員を二名とする條例を議決し、五月十三日内務大臣松方正義の認可を得、五月二十日有給助役の選舉を行ひ、須川藤太郎當選した。五月九日收入役の選任を行ひ、水谷五郎九當選した。かくて五月四日より同廿三日までに於て町長以下の就職認可あり、茲に全く町機關の成立を見たのである。今町條例並に町政に關與した人を擧ぐれば左の通りである。

四日市町條例第一號

- 第一條 本町は制第五拾貳條但書により助役の定員を二名とす。
- 第二條 制第五十六條により本町の助役一名を時宜により有給となすことあるへし。
- 第三條 助役の席次は名譽職助役を以て上席とす。

町會議員

明治廿二年四月當選

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|-------|
| 山中源三郎 | 井島茂作 | 前田孫兵衛 | 本郷忠次郎 | 伊藤半助 |
| 井口茂三郎 | 山本幸右衛門 | 黒川彦兵衛 | 加藤恒七 | 稻垣新助 |
| 三輪猶作 | 安藤新兵衛 | 吉田千九郎 | 九鬼紋七 | 田中武兵衛 |
| 淺野儀八 | 廣田久次郎 | 村田吉兵衛 | 水谷孫左衛門 | 大川孫二郎 |
| 山口喜七 | 中島嘉藏 | 山路多三郎 | 玉村勘助 | |

明治廿四年中、田中武兵衛、水谷孫左衛門は制第七條の資格に缺くる所あり、議員の資格消滅した。同廿五年三月三十日半數改選の爲め抽籤の結果、九鬼德平、淺野儀八、山口喜七、廣田久次郎、井島茂作、伊藤半助、黒川彦兵衛、加藤恒一、井口茂三郎、山本幸右衛門は退任した。

明治廿五年三月半數改選につき當選

- | | | | | |
|-------|--------|--------|------|--------|
| 田中武兵衛 | 久志本久七郎 | 廣田久次郎 | 九鬼紋七 | 山口喜七 |
| 島崎桑之助 | 平野太七 | 山本幸右衛門 | 速水勘藏 | 南川三右衛門 |
| 加藤恒一 | 井島茂作 | | | |

明治廿八年三月、中島嘉藏、村田吉兵衛、吉田千九郎、大川孫次郎、玉村勘助、山路多三郎、前田孫兵衛、稻垣新助、安藤新兵衛、本郷忠次郎、山中源三郎、滿期退任した。

明治廿八年三月半數改選並議員定數參拾名に増員につき當選

- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|------|
| 三輪猶作 | 大川孫次郎 | 吉村亥之吉 | 山路文助 | 廣瀬勘平 |
| 鈴木廉平 | 玉村勘助 | 本郷忠次郎 | 井上國次郎 | 吉田常吉 |

第二章 行政

森本長八 中村藤助 伊達太右衛門 山中源三郎 安藤新兵衛
 黒川彦兵衛 村田吉兵衛 稻垣新助
 其他の議員

三重朝明両郡組合議員 山中源三郎(明治廿二年七月就任) 井島茂 作(明治廿四年十月就任)

四日市町外十九ヶ村學校組合議員 山中源三郎

両郡町村組合勸業篤志會員

鈴木祐太郎

四日市町海藏村學校組合學務委員

田中武兵衛

山中源三郎

九鬼紋七

吉田常吉

味岡銀平

町吏員

町長 堀木忠良 自治治廿二年五月四日至市制施行

助役 味岡銀平 同上

助役 須川藤太郎 自治 年五月廿三日至市制施行

収入役 水谷五郎九 自治治廿二年五月十日

至同廿九年九月十日

西村孝之助

自治治廿九年九月十日

〔附記〕

六團體の事

町制施行せられて町會議員を選挙するに當り、議員の配置宜しきを得る爲に、六團體を組織し各團體は互に協定して、各團體より選出する議員數を定めた。當時の團體區域は左の通りであつた。◎印は最近發達したものである。

共同會 西町久六町 比丘尼町 北町十建町 南町上新町 堅町◎住吉町
 同和會 西中町 東中町 八幡町 境町 南新町 中新町 四谷新町◎日之出町
 同盟會 下新町 新丁濱 町北條町
 納屋一致會 北納屋町 藏町 中納屋町 桶ノ町 西袋町 東袋町 南納屋町 高砂町 稻葉町
 濱田同志會 新田町 江田町 北濱田 十七軒町 中組橋 南堀 木沖ノ島 四ツ谷
 出屋敷 赤堀◎諏訪町◎朝日町◎昌榮町◎西末廣町◎末廣町
 橋北同盟會 南川原町 中川原町 川原町 濱一色 北川原町 水車町 末永◎新濱町◎中島町
 ◎鳥居町◎午起

第七節 市制施行

明治二十一年九月市制施行の見込ある地として、縣知事より内務省へ内申せられたる我が四日市は、當時其の戸口數内規の制限に満たざるの故を以て、遂に其の實施を見るに至らなかつた。而して全廿二年四月一日町制を施行して以來、町勢は次第に隆盛に趨き、當初戸數三千四百四十四人口一萬七千三百五十一であつたものが、明治三十年四月には戸數三千九百四十一、人口二萬五千三百二十六を算するに至り、擔税の能力も亦優に市制施行の資質を具備するに至つた。是に於て廢町置市の説が起り、遂に全年五月三日町長堀木忠良は左記廢町置市請願書及び理由書参考書を三重郡役所經由三重縣知事田邊輝

廢町置市請願書

當四日市町は海陸交通運輸の便宜しきを得たるを以て比年戸口益々増加し隨て銀行諸會社其他各種の事業續々勃興進歩發達著しきものあり方今の趨勢を以て將來を推考するときは未だ數年ならずして全國各市に比して甚だ遜色なき市形を造成するに至るは理の觀易きところ加之從來殷富の土地にして各種の税源に富み市制の下に立て其の負擔に堪ふるは信じて疑を容れず尙且社會の進運趨勢に伴ひ諸般の關係地方處務の上に於けるも町制の下に立て處理するは往々不便少からず殊に方今三重郡一町二十九ヶ村を以て組織せられたる郡治の下に立ち諸般の關係上獨り當町大に其の狀況を異にするものあるを以て利害得失等しからず依て熟ら其利害得失關係の輕重を審査し當町を廢し更に當町の區域を以て四日市市を置くことに町會に於て決議候條事情御洞察願意御許可の上市制施行の御命令相成候様致度理由書參考書相添此段奉請願候也

明治三十年五月三日

三重郡四日市町長

堀 木 忠 良

三重縣知事田邊輝實殿

廢町置市理由書

一 戸口の増加は比年著しきものあり明治廿二年即ち市町村制實施の當年より昨明治廿九年に至る八ヶ年及三十年四月現在とを統計比較したるもの第一表の通にして廿二年と廿九年と比較するときは廿九年に於て實に戸數五百五戸人口四千二百六十人の増加を見る。之を毎年に平均す

るときは戸數六十三戸人口六百八人づゝの増加を見又廿二年と三十年四月現在と比較するときは戸數五百三十七戸人口七千九百七十五人の増加を見之を毎年に平均するときは戸數五十九戸餘人口八百八十六人餘の増加を見るの割合なり。然り全國各市人口の統計を見るに概ね人口二萬五千以上の市街に市制を施行せられたるものゝ如し。然り當町今や人口二萬五千三百二十六人に達せり。今試に當町に於て毎年人口増加の平均數を以て將來を推考するときは未だ數年ならず全國各市に比して甚だ遜色なき市形を造成するに至らんとの推想は決して架空の妄想にあらずることを知るを得ん。右の計數は實際町役場に於て取扱ひたる戸口にして戸籍表に依りたる調査と臨時調査したる實際の現在數を擧げたるもの戸口の増加已に斯の如し。況や市町村の實力は唯に人口の多少のみを以て容易に其強弱を判すべからざるを以て假令人口甚だ多からざるも其實力の存するもの左に其要領を擧げ且參考諸表を添へたり。

一 當町は現今一町二十九ヶ村を以て組織せられたる郡治の下に立つと雖も抑々他の村落とは全く其情勢を異にし直接に間接に從來多額の出費負擔を爲すに拘らず情勢の同じからざる進行目的異なるの致すところより始終孤立の地位に立ち敢て提携の必要を感じざるものゝ如し。況や現今特別輸出港たり他日或は特別輸出入港に指定せらるゝの期なきを保すべからず。若夫此時期に遭遇するに至らば一層長足の發達進歩を爲すと同時に此地の情勢も大に昔日に異なるものあるに至らん。然り假令其期を得ざるも他年内地雜居を許さるゝの後は必ず外國人の多少來りて住居し輸贏を争ふものあるに至るは必然の勢なるが如し。兎に角此地の將來は社會の進運趨勢

に伴ふて長足進歩すべき土地なるが故に村落の事情とは益々疎隔するに至らん。試に方今眼前に横るところの問題を擧ぐれば、第一築港市街改良下水改良道路改修内港浚渫を始とし、次ぐに工業學校の設置も必要なるべく、病院の設置も必要なるべく、我四日市町は斯る數種の事業に將來全力を傾注して經營せざるを得ざる事情あり、是等の事業は獨り當町の必要急務に屬し村落の提携與謀を要せざるところのもの、斯く趨勢を異にし進行を同じくせざるところのものをして枉て一團の内に包容するは蓋し團躰の宜しきを得たるものにあらざるべし。

一 市役所町役場經費負擔の對比見込は第二表に掲ぐる如き結果なるを以て、其見込にして大過なしとせば、變更後に至つて困難を感じるの虞なかるべきか、又郡内町村組合費に對する得失割合は是又第二表に掲ぐる如き結果にして、多くは年々失するところ多くして得る所少し。又假令町を市に變更したりとて地方税支辨のものと市町村支辨のものとは前後依然別に變更あることなき見込なれば、之が爲に特に痛痒を感じるものあるを認めず。又會議員の如きは町市何れにても議員の定數三十名なれば經費に於て大差なかるべく、其他年々町税として賦課徴収する金額は即ち第三表に掲出するところの如し。尙参考として收支一切の附表を添へたり。

一 市制に變更後は高等小學校組合尋常小學校組合を解き市立となさざるを得ずと雖も、生徒多くは當町民にして且是等の點に向ひても當町より多額の負擔を爲し居るものなれば、是が爲に特に維持の困難を感じるの虞なきを認む。

一 市制に變更するも更に市役所を新築する等の煩ひなく、現今町役場の家屋を充用して足れりと

認む。

一 民力の程度及發達進歩の狀況は、國稅地方稅町村費の金額及本年より實施せらるゝ國稅に係る營業稅の見込額地方稅金額諸會社銀行資本金額等に照らして稍々推測するに餘あり。其他輸出入表郵便電信發着表石炭消費高等の年々増加し、又諸會社銀行等の年々勃興且つ増資の金額を見て其發達進歩の概況を見るに足らん。今試に明治廿二年以降の創立に成りたる會社銀行を數ふれば實に十八ヶ所の多きに達し、之を年數に割當つるときは一ヶ年二ヶ所餘創立の割合に當り、其他何製造所何工場何組合などの成立は枚舉に遑あらざる現況なり。

一 近年當地長足の發達進歩を爲すの概況は已に前條述ぶるところの如し。隨て之が進運に伴ひ町役場事務即ち町政の運用も昔日と大に其趣を異にし、事務の繁劇は勿論諸般の運爲上依然町政の下に立て處理するは往々艱澁を感じるの跡なきにあらず、之れ社會の趨勢に伴ひ免れ難きの數なるを以て、寧ろ社會の趨勢と駢馳して否一步を進めて自治の發達基礎の鞏固を策圖せんには、此際に於て最市制施行の必要を認む。頃者窃に聞くが如くんば、本縣下に郡制を施行せらるゝの期も甚だ遠からずと、若し夫れ所聞の如くんば郡制施行の後に至り分離するが如きは、相互に多少の困難を感じるの虞なきを保せざるを以て、寧ろ此際分離兩立するは最も時機の宜しきを得たるものにあらざる歟、故に斷然此際を期し市制施行の必要なるを感ず。

〔參考書〕

本町運輸交通の便たるや、陸は東海道の市街中央を横断せるあり。海は横濱及び大阪との間に汽船定期航海の便あり、又熱田神社間に通じて日々汽船の定期往來あり、其他和船の往來は近國諸港に至らざる所なし。然して又陸には鐵道汽車の便あり、關西鐵道會社の線路たるや、東名古屋に至つて東海道の官線に接続し、南津市に至つて參宮鐵道に接続して宮川に至り、西草津に至つて亦官線に接続し、又一線柘植より分岐して西南奈良線に接続せんとす。又將來の豫定線を擧ぐれば、已に發起認可を得たる養老鐵道の幹線は前記谷波より接続起線して美濃國谷波に至るあり、而して又目下出願に係る濃越鐵道の幹線は前記谷波より接続起線して越前國坂井港に至り、支線の一は同國福井に達し、一は美濃國岐阜に達する計畫なり。由是觀之、東西南北交通運輸の至便なる、行かんと欲する所として、汽車汽船の便に依て其附近に達せざるなきの便宜を有せり。

第一表 町政實施以來年別戸口表

種別	明治廿二年	廿四年	廿六年	廿八年	廿九年
戸數	三、四〇四戸	三、五五二	三、六〇二	三、八三二	三、九〇九
人口	一七、三五一人	一八、六九二	一九、三八三	二一、二二〇	二一、六一一

科 目	市 役 所	町 役 場
第一款 役所費	四、四一三、〇〇〇 ^四	二、七九三、四三〇 ^四
第一項 給料	三、三六〇、〇〇〇	一、六〇四、〇〇〇

第二表 市役所及び町役場經費豫算表

第二項 雜給	四二三、〇〇〇	七一三、〇〇〇
第三項 需要費	六一〇、〇〇〇	四七一、四三〇
第四項 修繕費	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇

第三表 町制實施以來役場費以下年別一覽表

種 別	明治廿二年	廿六年	廿九年
役 場 費	二、四三八、六六〇 ^四	二、三四六、七二〇 ^四	二、四五〇、二四〇 ^四
會 議 費	一三三、六〇〇	九六、五〇〇	一二九、五〇〇
土 木 費	△ 二、八一四、六七一 三九〇、〇二一	九三二、四六三 三二、二四一	二、一三四、二二九 二八、五三三
教 育 費	△ 二、七六八、〇一五 二七四、四二八	二、九一七、九七四 二五七、四〇〇	四、五四三、八六二 三三五、二一〇
衛 生 費	六九、二〇〇	七九、一七〇	三五〇、八七〇
救 助 費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一七、〇〇〇
警 備 費	二六四、三〇〇	二三二、九〇〇	一、七六八、四八〇
勸 業 費	一一、〇〇〇	一五、〇〇〇	二二五、〇〇〇
郡内町村組合費負擔	一二六、六三二	二六四、九七九	四二六、七三二
高等小學校組合費負擔	三三六、六〇八	六六七、六八九	八五〇、〇〇〇
豫 備 費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

第二章 政治編

計

九、一〇八、九六六

七、六六八、三九五

一四四

備考 本表中の分は學校組合又は水利組合の經費にして他村の負擔に係るものなり

第四表 町費の市費對照并諸負擔及假戶口概覽表

種別	自明治廿二年 至全廿九年町費平均	市費豫算
役場費又ハ役所費	二、三九七、三八一	四、四一三、〇〇〇
會議費	一九、三二五	一〇九、三二五
土木費	二、〇三七、〇二九	二、五六九、八一五
教育費	三、〇五一、八九六	七、一八一、三一九
衛生費	一七八、〇四九	六〇〇、〇〇〇
救助費	一五、七九九	三〇、〇〇〇
警備費	六一三、六七八	一、三七一、五〇五
勸業費	六七、一二五	三〇〇、〇〇〇
郡内町村組合費負擔	三二〇、九二七	三〇〇、〇〇〇
高等小學校組合費負擔	五七五、七二六
豫備費	一〇四、三七五	三〇〇、〇〇〇
合計	九、三八二、〇〇〇	一六、八七四、九六四

第五表 四日市町反別地價地租表

地目	反別	地價	地租	荒地
田	三五七、二三一、六四八	二二八、七〇〇、三七〇	五、七一八、四九六	八〇二
畑	二六、二八一、五〇〇	一〇、〇六五、七四〇	二五一、七七四	〇
其他	二八、三四八、八七	一九二、三二〇	五〇、七八〇	〇
市街宅地	二五三、二八四、八八	一四一、三二三、七九〇	三、五三三、四九八	〇
計	四一、八六一、六三五 二五三、二八四、八八	三八〇、二九二、二二〇	九、五〇八、八四六	八〇二

第六表 四日市町所得稅納額及納稅者員數表

種別	明治廿二年	廿六年	廿九年
納額	一、八三三、五九〇	一、八三七、七五五	一、五二三、六二〇
人員	一九六	二〇二	一八〇

第七表 四日市町地方稅賦課額表

種別	明治廿二年	廿六年	廿九年
地租割	六五五、七九六	一、三九〇、二三二	一、四六一、五二六
營業稅	四、九七六、五一〇	五、二二三、八一〇	五、三六三、三四二
戶數割	八六九、二〇四	一、六四三、六八七	一、七五二、三四五
雜種稅	二、九一四、三七八	二、四八〇、五三一	三、四八五、六八〇
計	九、四一五、八八八	一〇、七三八、二六〇	一二、〇六三、八九三

第二章 行政

第八表 町會議員選舉有權者數

年別	明治廿七年	廿八年	廿九年
人員	六九四	六九二	六九四

第九表 縣會議員選舉有權者數

年別	明治廿七年	廿八年	廿九年
人員	一一一	一一八	二〇五

第十表 衆議院議員選舉有權者數

年別	明治廿七年	廿八年	廿九年
人員	一〇九	一一一	一〇五

同年五月三日三重郡長酒井禮一は左の副申を爲し三重縣知事に進達した。

四日市町に市制施行に付副申

本郡四日市町より町を變じて市と爲し度旨別紙之通申請候に付取調候處該四日市町は近年商工業の發達著しく目下之現況を以て將來を推考するに益々繁榮に向ふは必然の趨勢に有之隨て郡内各村落と人情風俗同じからず到底一郡の下に一軌の政を施し難く殊に郡制實施の上は双方利害を異にし其不便困難は一層甚しかるべく且つ四日市町を變じて市と爲し之が體面を維持する資力に於ても致て困難を感じざるは別紙添附の諸表に示す處に據り明かに之を知るを得べし又本郡より四

日市町を分離せし進尙人口八萬八千人餘地價六百十一萬九千六百拾壹圓餘を有し郡制實施上に於ても支障なき而已ならず寧ろ双方其便を得て施政亦宜しきを得ると認め候間申請之通許可相成度様其筋へ可然御稟請相成度此段副申候也

斯くて縣廳及び内務省にては實地視察員を當所に派し慎重調査の結果遂に明治三十年八月一日より市制を施行せられた。今當時の縣訓令を録せば左の通りである。

訓令乙

三重郡四日市町

其町ヲ市制施行地ニ指定シ明治三十年八月一日ヨリ市制ヲ施行スル旨内務大臣ヨリ達セラレタリ

明治三十年七月八日

三重縣知事 田邊輝實 匳

第八節 市の自治行政機關

市制は施かれた。されど市の自治行政機關は未だ其の成立を見ない。茲に於て三重縣屬石川良道は市長事務取扱として來市し、元四日市町助役須川藤太郎は市役所總務取扱として執務し、専ら市の自治行政機關の成立に努力した。十月十一日には市會議員の選舉全月十五日市會議長及議長代理者の選舉、全廿日名譽職市參事會員の選舉があり、次で同月三十日市長候補者三名の選舉があつて、酒井禮一堀木忠良三輪猶作の三名當選直に裁可申請の處十二月一日裁可あり、酒井禮一市長として就任し、茲に漸く市の自治行政機關の成立を見たわけである。爾來三十有餘年此の間市政に關與した人々を擧ぐ

れば左の通りである。

市 會 議 員

明治三十年十月當選

吉田 常吉 味岡格太郎 南川三右衛門先代鈴 木廉平 山本喜代藏
 大平庄九郎 林 政次郎 大川孫次郎 中村藤助 牧野鈔人
 廣瀬 勘平 加藤 恒一 大崎 宗恭 齋藤 恒三先代佐伯又太郎
 熊澤九右衛門 安藤新兵衛先代平 野太七 廣田久次郎 稻垣新助
 山路伊三郎先代堀 木 忠良 水谷五郎九 村田吉兵衛 三輪 猶作
 伊達太右衛門 山中源三郎 森本長八 玉村 勘助 速見 勘藏
 熊澤九右衛門以下十五人明治三十三年十月半數改選に付退任、吉田常吉、味岡格太郎、中村藤助は明治三十六年四月資格を失ふ。

明治三十三年十月半數改選につき當選

九鬼總太郎 熊澤九右衛門先代山口 喜七 山路伊三郎 家田市右衛門
 玉村 勘助 久志本豐太郎 村田吉兵衛 毛利周助 三輪 猶作
 山中源三郎 廣田久次郎 鈴木善策 水谷五郎九 吉田 富作
 (補缺當選) 青木 彌七 伊達太右衛門

三輪猶作は明治三十六年四月資格を失ひ、吉田富作は明治三十七年三月、山口喜七は明治三十九年六月何れも死亡

明治三十六年十月半數改選

大伴 義藏 山本喜代藏 河合 善藏 辻 專七 伊藤 孝三
 安藤新兵衛先代鈴 木廉平 牧野鈔人 長谷川藤七 川島友三郎
 吉田 常吉 齋藤 恒三 伊達貫一郎 西口利平 大平庄九郎
 (補缺當選) 大川孫次郎

山本喜代藏は明治三十九年七月、鈴木廉平は同年八月、安藤新兵衛、齋藤恒三は同年十月何れも辭任、辻專七は

明治四十二年八月死亡

明治三十九年十月半數改選

味岡格太郎 九鬼 紋七 水谷五郎九 谷崎 喜平 伊濱代々吉
 九鬼總太郎 家田市右衛門 山路伊三郎 久志本豐太郎 村田吉兵衛
 毛利周助 中村藤助 熊澤九右衛門先代堀 木 忠良 九鬼 文助
 (補缺當選) 南川三右衛門 山中源三郎 小倉梅之進 館 利平

明治四十二年十月半數改選につき當選

南川三右衛門 中上庄次郎 吉田 常吉 山中源三郎 鈴木嘉七
 館 利平 牧野鈔人 長谷川藤七 河合 善藏 大平庄九郎
 川島依太郎 西口利平 山中彦右衛門 伊達貫一郎 稻葉甲太郎
 (補缺當選) 佐伯又太郎

大正元年十月改選に付當選

鈴木善策	味岡格太郎	水谷五郎九	毛利周助	九鬼總太郎
山中源三郎	南川三右衛門	山路伊三郎	家田市右衛門	九鬼紋七
小菅劍之助	吉田經造	黒川新作	三輪猶作	伊達貫一郎
佐伯又太郎	堀木忠良	河合善藏	鈴木嘉七	武藤辰藏
先代松島寅吉	久志本豊太郎	伴政埤	牧野鈔人	熊澤九右衛門
中村藤助	西口利平	井垣與三次郎	山本源四郎	大平庄九郎

吉田經造は大正三年七月、吉田伊兵衛と改名、山中源三郎は大正三年八月、久志本豊太郎は大正五年八月何れも
 辭任、九鬼總太郎は大正四年九月死亡

大正五年十月改選に付當選

鈴木善策	西口利平	中村藤助	先代内山清五郎	山路伊三郎
伊達貫一郎	堀木忠良	角田忠誠	家田市右衛門	長谷川藤七
水谷五郎九	熊澤九右衛門	西村孝之助	黒川新作	毛利周助
中上庄次郎	田中治助	田中武	山川徳平	山本源四郎
味岡格太郎	牧野鈔人	稻葉甲太郎	小菅劍之助	九鬼紋十郎
山中傳四郎	三輪 緩	佐伯又太郎	吉田伊兵衛	吉田常吉
森寺喜兵衛				

三輪緩直に辭任に付大正五年十二月廿三日伴政埤當選、味岡格太郎大正五年十一月死亡に付大正六年二月二日吉
 田常吉補缺當選、毛利周助大正六年八月死亡に付大正六年十月五日吉田政朔補缺當選

大正九年十月改選

山本源助	下里治三郎	伊濱吉次郎	伊達貫一郎	森松次郎
吉田政朔	鈴木善策	三原啓光	服部勝次郎	小倉梅之進
日比義太郎	三輪 緩	黒川新作	西村孝之助	稻垣太兵衛
森 太吉	久志本久七郎	中上庄次郎	稻葉甲太郎	牧野鈔人
九鬼紋十郎	西口利平	家田市右衛門	山路伊三郎	堀木忠良
佐伯又太郎	田中 武	山中傳四郎	吉田伊兵衛	森寺喜兵衛

大正十三年十月改選

岩田安治郎	青木彌七	鴛野宗五郎	服部源市郎	鈴木善策
森松次郎	平田作助	山路伊一郎	森 太吉	石樽乘光
山本源助	伊達貫一郎	稻垣太兵衛	島崎桑之助	堀木忠良
宮田小右衛門	鳥海善衛	西口利平	松島寅吉	日比義太郎
角田忠誠	坂 義一	服部勝次郎	山中菊松	森永判四郎
武藤朝之助	山内清次郎	佐藤英穂	中島庄七	山本鐵松

服部勝次郎は大正十四年八月十五日死亡

昭和三年十月改選

坂 義一 久保村清高 山本源助 日比義太郎 宮田小右衛門
 石樽 乘光 平野太七 三輪藏之助 西脇松次郎 伊藤次郎
 伊達貫一郎 鷺野宗五郎 永田利一郎 鷺野吉助 鳥海善衛
 森松次郎 鬼頭彌一 須藤忠藏 中島藤四郎 岡本房吉
 大岡玉治郎 鈴木善策 小菅與三郎 寺島竹次郎 藤山庄太郎
 井口長右衛門 萩原敬次郎 山本鐵松 山中菊松 山路伊一郎

昭和五年一月一日、海藏鹽濱の合併實施せられ、同年一月十五日の市會に於て市會議員定數及選舉區條例を定め、三月二十八日選舉を行ひ、四月三日左の通り就職した。

第二選舉區(海藏) 笹岡伊三郎 第三選舉區(鹽濱) 廣瀬忠藏

同年七月二十一日市會議員日比義太郎當選無効により失格し、八月五日市會議員選舉會に於て永松末吉當選し、同月十一日就職した。

市會議長

三輪 猶作	明治三十年十月當選	吉田 常吉	明治三十四年一月當選
齋藤 恒三	明治三十六年五月當選	吉田 常吉	明治三十七年七月當選
九鬼總太郎	明治四十二年一月當選	牧野 鈔人	大正四年十月當選
	大正四年九月死亡		同九年十月辭任

市會副議長

森寺喜兵衛	大正九年十月當選	九鬼紋十郎	大正十年十二月當選
吉田伊兵衛	大正十二年六月當選	三輪 綏	大正十二年十一月當選
牧野鈔人	大正十三年五月當選	西口利平	大正十三年十月當選
鈴木善策	大正十四年五月當選	堀木忠良	昭和二年十一月當選
森松次郎	昭和三年十月當選		同三年十月辭任

先代 堀木忠良	明治三十年十月當選	齋藤恒三	明治三十三年十月當選
牧野鈔人	明治三十四年一月當選	山中源三郎	明治三十八年二月當選
熊澤九右衛門	大正元年十月當選	稻葉甲太郎	大正五年十月當選
西口利平	大正九年十月當選	伊達貫一郎	大正十年十二月當選
堀木忠良	大正十一年二月當選	日比義太郎	大正十一年八月當選
伊達貫一郎	大正十二年六月當選	鈴木善策	大正十三年十月當選
伊達貫一郎	大正十三年十月辭任	山本源助	昭和二年五月當選
坂 義一	昭和三年十月當選	山中菊松	昭和五年一月當選
	同四年十二月辭任		

名譽職市參事會員

田中武兵衛	明治三十年十月當選	三輪 猶作	明治三十年十月當選
井島 茂作	明治三十年十月當選	白石直治	明治三十年十月當選
九鬼紋七	明治三十年十月當選	伊藤傳七	明治三十年十月當選
山中源三郎	明治三十一年十月當選	味岡格太郎	明治三十一年十月當選
林政次郎	明治三十一年十月當選	堀木忠良	明治三十一年十月當選
水谷五郎九	明治三十一年十月當選	先代 堀木忠良	明治三十一年十月當選
田中武兵衛	明治三十一年十月當選	先代 玉村勤助	明治三十一年十月當選
山中源三郎	明治三十一年十月當選	先代 鈴木康平	明治三十一年十月當選
齋藤恒三	明治三十三年十月當選	先代 堀木忠良	明治三十三年十月當選
水谷五郎九	明治三十四年三月當選	先代 平野太七	明治三十四年三月當選
南川三右衛門	明治三十四年三月當選	先代 鈴木康平	明治三十四年三月當選
三輪 猶作	明治三十六年十月當選	吉田常吉	明治三十六年十月當選
味岡格太郎	明治三十七年三月當選	吉田常吉	明治三十六年四月失格
		中村藤助	明治三十七年三月當選

九鬼紋七	明治四十二年六月當選	毛利周助	大正元年十月當選
小菅劍之助	大正五年五月當選	熊澤九右衛門	大正五年十月當選
九鬼紋十郎	大正五年十月當選	鈴木善策	大正五年十月當選
西口利平	大正八年四月當選	堀木忠良	大正八年九月當選
佐伯又太郎	大正八年七月當選	吉田伊兵衛	大正八年十月當選
家田市右衛門	大正九年七月當選	三輪 綏	大正九年七月當選
山中傳四郎	大正九年十月當選	西村孝之助	大正九年七月當選
下里治三郎	大正十一年七月當選	田中 武	大正十一年七月當選
森松次郎	大正十一年七月當選	中上庄次郎	大正十一年七月當選
伊達貫一郎	大正十一年七月當選	九鬼紋十郎	大正十一年七月當選
三輪 綏	大正十一年七月當選	山中傳四郎	大正十一年七月當選
森寺喜兵衛	大正十三年七月當選	牧野鈔人	大正十三年七月當選
山路伊三郎	大正十三年十月當選	黑川新作	大正十三年六月當選
青木彌七	大正十三年十月當選	石樽乘光	大正十三年十月當選
			昭和二年三月當選

堀木忠良	大正十一年七月當選 昭和三年十月退任	森松次郎	大正十三年十月當選 昭和三年十月退任
日比義太郎	大正十三年十月當選 昭和三年十月退任	鳥海善衛	大正十三年十月當選 昭和三年十月退任
宮田小右衛門	大正十四年七月當選 昭和三年十月退任	伊達貫一郎	昭和二年四月當選 昭和三年十月退任
久保村清高	昭和三年十月當選	日比義太郎	昭和三年十月當選 同五年七月失格
山本源助	昭和三年十月當選	宮田小右衛門	昭和三年十月當選
鳥海善衛	昭和三年十月當選	鷺野宗五郎	昭和三年十月當選
山中菊松	昭和四年七月當選 昭和五年八月退任	三輪藏之助	昭和四年七月當選
石樽乘光	昭和四年七月當選	山本鐵松	昭和四年七月當選
須藤忠藏	昭和五年八月當選	永田利一郎	昭和五年八月當選

市長

(事務取扱)

石川良道	明治卅一年八月一日ヨリ 同年十二月一日マデ	酒井禮一	明治卅一年十二月一日就職 同三十一年九月九日辭職
井島茂作	明治卅一年十二月廿二日就職 同三十二年十月六日辭職	福井銑吉	明治卅二年十一月廿二日就職 大正三年六月十一日辭職
飯田盛敏	大正三年八月十七日就職 同七年八月十六日退職	稻見貞藏	大正七年十一月六日就職 同十一年十一月五日退職
川上親俊	大正十一年五月九日就職 同十四年八月七日辭職	戸野周二郎	大正十四年七月三日就職

助役

野村甲子郎	明治卅一年一月廿八日就職 同年十月四日辭職	松岡喜胤	明治卅二年四月十五日就職 同卅五年一月八日辭職
大月 皎	明治三十五年二月九日就職 大正三年十一月廿五日辭職	齋藤福次	大正四年二月八日就職 同八年二月七日辭職
福林文右衛門	大正八年四月廿八日就職 昭和三年九月十七日辭職	加藤信太郎	昭和三年九月廿二日就職

収入役

堀木雅祐	明治卅年十二月十八日就職 同卅三年十月廿二日辭職	中島俊丸	明治卅三年十月卅一日就職 同卅七年十一月八日辭職
三輪 綏	明治卅七年十一月十一日就職 明治四十五年四月卅日退職	三輪安之助	明治四十五年五月一日就職 大正七年八月廿八日辭職
山本竹三郎	大正八年十二月廿三日就職 昭和二年十二月廿二日退職	國安院武之助	昭和三年二月一日就職

第三章 市選出議員

第一節 衆議院議員

明治三十五年四月四日法律第三號を以て衆議院議員選舉區の一部變更ありて當市は一獨立選舉區となり當市より一名の議員を選擧し得ることとなつた。爾來大正十四年五月五日中午選舉區制に變更せらるゝまで當市より選出したる衆議院議員は左の通りである。

三輪 猶作 明治三十六年三月當選
 井上 敏夫 明治四十一年五月當選
 九鬼 紋七 大正四年三月當選
 井島 茂作 大正六年四月當選
 小菅 劍之助 大正九年五月當選
 井口 延次郎 大正十三年五月當選
 附記 中選舉區制に變更せられ、且つ普通選舉法の實施に依り昭和三年二月總選舉の際本縣第一區より選出せられたる議員五名の内當地出身者は井口延次郎なり。

第二節 縣會議員

市制施行以來市選出の縣會議員は左の通りである。

先代 堀 木 忠 良 明治三十一年四月當選明治三十二年十月改選の際山中源三郎當選せしも 市參事會員たるを以て當選無効明治三十三年一月更に補缺當選	九鬼 總太郎 明治三十七年十月吉田 常吉辭任に付補缺當選
吉田 常吉 明治三十六年十月當選	味岡 格太郎 大正四年十月當選
牧野 鈔人 明治四十年十月當選	堀 木 忠良 大正八年十月當選
西口 利平 大正五年十月味岡格太 郎辭任に付補缺當選	森 松 次郎 大正十四年七月吉田伊 兵衛辭任に付補缺當選
吉田 伊兵衛 大正十二年十月當選	
森 松 次郎 昭和二年十月九日當選	

第四章 租 稅

文祿三年九月豊臣秀吉朽木河内守をして當所を檢地せしめてから、田畑屋敷の等級によりて、石盛を定め、石盛の三分の二を納租せしめた。土地によつて其の率に高下はあつたが全體からいふと以前の四公六民に比べて稍重い感がある。

江戸時代に於ける租稅は稍複雑であつたけれども、其の稅目を大別すれば地租、小物成、課役の三種とすることが出来る。地租は田畑宅地に課するもので、歳入の大部分を占めてゐた。而して納租の率は、大凡五公五民に相當してゐたが、土地の良否と時代によりて幾分の差があつた。賦課徵收の方法は幕領と私領とによりて一定してはゐなかつたが、大体檢見と定免の二種であつた。檢見とは毎秋收穫前に稻立毛の豊凶を檢して租稅を定むるもので、村内の田畑上、中、下の三ヶ所を選び坪刈を行ひて其の收穫を調査し、之を標準として一村の全收穫を見積り以て租額を定めたものである。定免とは五年或は十年の收穫を平均して租率を定め、一定の年限中豊凶に拘はらず其の租率によりて徵收するものである。併し此の方法は村民の出願によりて行はるゝもので、當所が信樂代官支配であつた間は始終此の定免法が行はれてゐた。右の外正租に附加して徵收せらるゝものに、口米、口永、缺米と稱するものがある。口米及び口永は納租の時の筆紙墨其の他の雜費に充當するもので、口米は租額一俵（壹俵の容量四斗八升等地方）に付壹升を徵し、或は壹石に付參升を徵したことがある。口永は金銀にて納稅する際其の

百文に付參文を徴したものである。缺米とは正租の減耗を補充するもので、差米、込米、出目米等の名稱がある。大抵壹俵に付貳升を補充したもので、之は現在でも行はれてゐる所がある。小物成とは山野河海の産物或は或種の營業に課したる租税で、其の種類頗る多く、其の税額も時と所によりて一定してゐなかつた。課役には傳馬宿入用、六尺給米、藏米入用金の三種ありて之を三役と稱した。傳馬宿入用は驛傳に於ける費用に充當するもので、其の率は高百石に付六升を普通とした。六尺給米は幕府の興丁、庖厨使役人に給するもので、高百石に付二斗を通例とし、藏前入用金は貢納の際要する雜費にして、高百石に付銀十五匁とする。此の三役は幕領にのみあつて私領には無かつたものである。

右の外、國役と稱するものを徴して、堤防河川の修理、朝鮮來聘使費、日光街道修費等の臨時費に充てた。又別に御用金なるものを賦課せらるゝことがあつた。之は重に其の地の富豪に命ぜらるゝもので、初め約するに利付償還を以てしたが、多くは償還せられずして献金と化したものである。明治元年二月國役金を廢し、同五年八月地租の金納を許し、同六年七月石高の稱を廢して代ふるに反別を以てし、且此の月地租を改正して地價の百分の三とした。併し舊慣の久しき遽に洽く實施に至らず、徴租の特に障害なきものは尙舊慣により徴收した。同八年地券を發行し、翌九年四月より改租の實施を行つた。明治四年廢藩置縣以來舊來の高掛り物廢止を始め、次第に各種租税の改廢を行ひ、同八年二月までに舊來の小物成を全廢して税目を統一した。次で同十年一月地租を減じて二分五厘とし、其の後多少租率の増減ありて、大正二年には四分七厘となつたが同三年三月を以て四分五厘に減じ、翌大正四年度より實施せられて現今に及んでゐる。

第一節 石 高

當地は三瀧川より吐出する土砂の堆積して造成せる所謂沖積層の地なるを以て、年々地面を増加し隨て屢々新田を開墾して來たから其の都度石高を増加してゐる。今左に之を列記しよう。

其 一 四 日 市

文祿三年 高八百廿八石貳斗五升四合 此反別 田畑屋敷共六拾四町九反四畝廿步

慶長六年 高八百八石貳斗五升四合

御傳馬役居屋敷九反六畝步此高拾壹石五斗貳升、廻船役居屋敷七反廿步此高八石四斗八升を免除せられ、本行の通りとなる。

寛永十五年 高七百八拾貳石四合

御傳馬居屋敷參町參反參畝拾步此高四拾石、廻船居屋敷五反貳畝貳步五厘此高六石貳斗五升を文祿の高内より免除せられ、本行の通り。

寛文元年 高八百八拾貳石壹斗參合

佐野平兵衛檢地古新田反別拾貳町貳反八畝廿參步此高百石九升九合を加へ、本行の通り。

寛文十年 高八百八拾四石五斗壹升貳合

川合助左衛門檢地北條裏古新田反別壹反八畝拾六步此高貳石四斗九合を加へ、本行の通り。

寛文十一年 高九百八拾九石六斗四合

川合助左衛門檢地亥本田反別拾町六反壹畝五步此高百五石九升貳合を加へ、本行の通り。
延寶元年 高千貳拾貳石八斗七升六合

川合助左衛門檢地納屋地反別貳町七反七畝八步此高參拾參石貳斗七升貳合を加へ、本行の通り。

延寶三年 高千參拾參石六斗九升六合

川合助左衛門檢地丸池新田反別七反貳畝四步此高拾石八斗貳升を加へ、本行の通り。
延寶四年 高千五拾四石壹升壹合

川合助左衛門檢地濱新田反別貳町五反三畝四步此高貳拾石參斗壹升五合を加へ、本行の通り。
天和三年 高千四拾八石貳斗八升六合

延寶四年より減じたるは其の後水害のため亡所となつた所ありし故だらう。
元祿七年 高千六拾石壹斗七升參合

鈴木八右衛門檢地戌改新田畑反別八反參畝壹步此高六石壹斗六升貳合を延寶四年の高に加へ、本行の通り。

元祿十五年 高千百壹石八斗九升壹合

石原清左衛門檢地午改新田反別四町參反九畝拾步半此高四拾壹石七斗壹升八合を加へ、本行の通り。

文化三年 高千百參拾石七斗壹升

多羅尾四郎次郎檢地寅高入新田反別五町五反四畝九步此高貳拾八石八斗壹升九合を加へ、本行の通り。

文化九年 高千百四拾石參斗四升貳合

多羅尾四郎次郎檢地申高入新田反別壹町五畝九步此高九石六斗參升貳合を加へ、本行の通り。

天保四年 高千百四拾五石參斗壹升六合

多羅尾靱負檢地巳高入新田反別九反四畝廿壹步此高四石九斗七升四合を加へ、本行の通り。

弘化三年 高千百四拾八石九斗八升八合

多羅尾久右衛門檢地午高入新田反別五反四畝拾貳步此高參石六斗七升貳合を加へ、本行の通り。

右の通りにて明治元年に至る。此反別合計百參町五反壹畝拾步である。

其二 濱田村

文祿三千年 高千四百貳拾參石五斗七升五合

承應三千年 高千六百九拾七石七斗六升六合

寛文十一亥年 高千七百五拾七石七斗六升七合

貞享元子年 高千七百七拾壹石五合

元祿七戌年 高千七百五拾七石

享保九辰年 高千七百七拾壹石五合

外に 濱田新田村

延寶三卯年 高百四拾參石壹斗參升五合

元祿十三辰年 高參拾壹石六斗壹升壹合

享保九辰年 高仝上

其三 濱一色村

天正元酉年 高百五拾六石六斗九升七合

寛永十五寅年 高參百七拾六石六斗貳升 此反別參拾六町參反四畝參步

明曆二申年 高四百貳石參斗七升八合

申改新田檢地高廿五石七斗五升八合を加へ、本行の通り。

寛文五巳年 高四百拾壹石參斗壹升九合

佐野平兵衛檢地已改新田高八石九斗四升壹合を加へ、本行の通り。

延寶元丑年 高四百拾七石壹斗壹升參合

川合助左衛門檢地丑改新田高五石七斗九升四合を加へ、本行の通り。

貞享元子年 高四百貳拾參石八斗貳升八合

川合助左衛門檢地子改新田高六石七斗壹升五合を加へ、本行の通り。

元祿七戌年 高四百參拾九石五斗參升參合

鈴木八右衛門檢地戌改新田畑高拾五石七斗五合を加へ、本行の通り。

元祿十四巳年 高四百五拾石六斗貳升貳合

石原清左衛門檢地巳改新田高拾壹石八升九合を加へ、本行の通り。

以上明曆より元祿十四年に至る新田開墾反別合計八町五反四畝四步五厘之を古新田と稱す。

元祿十五年 高五百四拾六石壹升四合

石原清左衛門檢地午改新田反別拾貳町貳反四畝九步五厘此高九拾五石參斗九升貳合を加へ、本行の通り。

午改新田は寶永四年の大地震で海となつたけれども、其の後漸次再開墾して見取場となつてゐたが、享和二年再び本高となり、總石高復舊以て明治元年に至つた。

第二節 小物成沿革

小物成は現今の雜種税の如きもので、其の課税の變遷、賦課額の増減等種々様々であつて、一々摘録するに堪へないけれども、今文祿年間より安永年間に至る小物成沿革を記すと左の通りである。

〔堀本忠良所藏書類〕

四日市小物成沿革

一文祿三年 網役始まる 高九斗八升

- 一 寛永十三年 鳥取役始まる 高銀六十目
- 一 萬治三年 鳥取役 高小判壹兩となる (當時小判壹兩は銀六十目に相當す)
- 一 延寶五年 網役 高九斗五升となる

西村茂貞記録に寛永九壬申花房志摩守御支配の節屋次平左衛門殿山路庄左衛門殿梶田加左衛門殿御免定に九斗五升小物成とあり是網役なりと、されば此年より高九斗五升となりしものか。

- 船役始まる 高拾壹石五斗壹升 船八十八艘分
- 内 六石五斗 商船三十五艘分 五石壹升 漁船五十三艘分但網役共
- 一 天和元年 船役 高の内貳石參斗五升引
- 一 貞享元年 鳥取 金貳兩參歩錢貳百文

是は諸々獵師共毎年霜月に至り海上にて流繩致し水鳥取候爲御運上金壹兩宛定納仕來候様子相尋候處海上危き殺生に候故年により船役多少有之由吟味の上船壹艘に付錢四百文づゝ相定船數に應じ年々不同當子年廿八艘にて如斯に候

- 一 元祿三年 鳥取網役一緒になり高拾貳石四斗六升となる。
- 一 寶永三年 商船獵船の内譯止み船役網役といふ名目となる。
- 一 正徳四年 葭草代始めて小物成となる。
- 一 享保元年 船役網役 高參石參升となる。

石原清左衛門様御支配より段々減じて如斯に成る之は濱年寄加藤八兵衛公儀へ訴訟に付減免さると云ふ

四畝廿四歩 貳色に引
貳拾壹歩 寛永十八年巳より道に引
引合六畝貳拾參歩

殘四町八反五畝貳拾參歩
引殘合參拾六町八反五畝歩
註 當時壹反歩の地租は平均約壹石貳斗であつた様である。

第四節 郡山藩時代の課税

郡山藩管轄時代に至つては寛永以來の御傳馬廻船地子免除及び河川池沼堤防荒蕪地其の他特別宅地の外免租は行はれず。毎年検見の上租額を決定せられたやうである。今寛政九年の年貢割附を記せば左の通りである。

- 勢州三重郡四日市巳御成箇免定之事
- 一 高八百八拾七石六升六合 田畑屋敷共 高五百六拾石九斗九升壹合 田方
 - 外四拾六石貳斗五升 御傳馬廻船屋敷 取米貳百參拾六石五斗五升六合
 - 内 貳斗九升 田方牢屋敷引 高參百拾石壹斗參升四合 畑方
 - 八石六斗五升八合 田方前々堤敷溝敷池成橋床引 取米百參拾石四合
 - 九升八合 田方川成引 一 高百七拾參石七升七合 同所新田畑
 - 參石壹斗參升八合 畑方前々井溝敷橋床引 内 七斗六升九合 田方前々永引
 - 參石七斗八升七合 田方申堀所當引 拾石八斗貳升 田方亥汐入引
 - 七石五斗貳合 畑方前々永引
 - 殘八百七拾壹石壹斗貳升五合 殘百五拾參石九斗八升六合
 - 此取米參百六拾六石五斗六升

此取米四拾七石六斗壹升六合

新田畑譯

高百石九升九合

同所古新田畑

内 七斗六升九合

田方前々堤敷井溝敷酉池成引

七石五斗貳合

畑方前々池成川成引

殘九拾壹石八斗貳升八合

取米貳拾四石五斗貳升貳合

譯

高貳拾壹石八斗壹升參合

田 方

取米六石壹斗八合

高七拾石壹升五合

畑 方

取米拾八石四斗壹升四合

高貳石四斗九合

同所北條古新田

取米四斗

高拾石八斗貳升

田方同所丸池新田

是は亥汐入取なし

高參拾參石貳斗七升貳合

畑方同所納屋

取米拾八石七斗六升貳合

高參拾石參斗壹升五合

同所新畑

取米參石貳斗七升

高六石壹斗六升貳合

取米六斗六升貳合

同所成改新田畑

譯

高貳石貳斗八升

田 方

取米貳斗七升四合

高參石八斗八升貳合

畑 方

取米參斗八升八合

一 高四拾壹石七斗壹升八合

同所午改濱新田畑

譯

高貳拾九石壹斗七升七合

田 方

是は亥汐入取なし

高拾貳石五斗四升壹合

畑 方

右同斷

取米壹石貳斗壹升貳合

見 取

同所

一 畑壹町參畝步

見 取

取米九斗貳升七合

一 米五斗 右午改新田畑去る亥年より見取増米

見取場

一 畑五反五畝貳拾七步 見取場去る丑より見取

取米壹斗六升八合

丸池新田荒所

一 田七反貳畝四步

去る午年より見取

取米六斗四升九合

一 米壹斗五升 午改新田畑去る午年より見取

外

一 米六斗參升六合

夫米定納

一 米參石參升

船役網役定金納

一 金壹兩貳分永百五拾文

濱鳥役

一 金壹分永四文

葭草代

第五節 第二天領時代の課税

從來の課税は毎秋收穫前領主或は代官所役人が當所に出張して檢見を行ひ然る後租額を決定して

一 米拾貳石四斗貳升五合 口米

納合 米四百參拾參石八斗七升參合

金壹兩三分永百九拾文

右之通當已御成箇相極候間惣百姓并入作之者迄立會無高

下令割賦來る極月十日以前可皆濟者也

寛政九巳年十月

小宮山庄藏

蒔田用右衛門

谷口彌左衛門

堀江傳太夫

松山銀平

戸倉徳之進

四日市

庄 屋

年 寄

百 姓

課税したものである。然るに斯くては稻作刈入意の如くならず且冬作仕付も時期遅れて迷惑するところが屢々であつたから、本時代に至り村役人及び百姓代連署を以て、五年乃至十年の年季を定めて地租の定免を請願したことが屢々ある。今文化三年信樂代官に提出した請願書を記せば左の通りである。

〔伊達貫一郎所藏書類〕

乍恐以書付奉願上候

勢州三重郡四日市之儀御檢見取に御座候處當寅年より御定免御伺可被下右に付増米致し可相願旨先達て御書付を以て被仰渡奉長候然る處當村之儀一躰水旱兩難之憂有之場所に付御定免御請申上候ても年季中大造の損毛有之破免相願ひ御檢見入奉請候程之年柄は御様出合を以可被仰付儀に御座候得共右躰破免相願ひ候迄に無之不熟之年柄有之左候得は見平均にも可相成哉に可被思召候得共下地御免合も進み居候村方に付縱壹ヶ年にも不熟御座候節は難相勤御座候得共御檢見取にては稻作刈取も自由に不相成跡麥作仕付等之手後れにも相成且又諸帳面仕立并糶送り人夫等も不相懸万端村益に可相成段御利害之趣御尤に承知仕候間御定免御願申上度奉存候得共迎も増米等之儀は御免被成下度前文奉申上候通永旱兩難之不定地に付何卒去丑御取箇辻を以當寅より七ヶ年季御定免被仰付何

分増米之儀は御免被成下候様小前一統御憐愍之程奉願上候此段乍恐書付を以奉申上候以上

寅二月 四日市 庄屋 太右衛門 同 彌藏 年寄 庄左衛門 同 庄九郎 百姓代 勘右衛門

信樂御役所 覺

村高千百壹石八斗九升壹合 勢州三重郡四日市

一 取米合四百六拾四石參斗九升貳合

内米參升 御吟味に付増

前書之通去丑御取米辻を以當寅より七ヶ年新規御定免被仰付度段奉願候處御檢見取に御座候得は稻作刈取も自由に不相成跡麥作仕付等も手後れにも相成且又諸帳面仕立并糶送り人夫も不相懸其外村方万端勝手に相成旁以定免之

方村益に相成候儀に付是等を見込格別増米いたし可相願

いつれ右御取米辻にては御伺難相成且年季之儀も永年季

は是又御伺難被成候に付願年季七ヶ年之内貳ヶ年取縮五

ヶ年季に可相願旨被仰聞御利害之趣承知仕候得共増米之

儀は少分にても御免相願年季之儀も七ヶ年季に小前一統

相願候得共段々御吟味之趣難默止書面三通米參升相増年

季之儀も五ヶ年に相願御請申上候間何分右之通にて御伺

被成下候様奉願上候右之趣を以御伺被下追て御下知之有

無可被仰渡段被仰渡承知奉長候依之糶添御請證文奉差上

候以上

寅二月八日

太右衛門 庄左衛門

右の如く出願の上、五ヶ年乃至十ヶ年地租の定免あり、而

して毎年十月代官より年貢割附書を交附せられて、全十二

月十日限り各種租税を完納し、翌年三月租税皆済目録を代

官より交附せらるゝを例としてゐた。今其の一例を擧ぐれ

ば左の通りである。

戌御年貢可納割附之事

未より亥迄五ヶ年定免

第四章 租 税

一 高千百四拾五石參斗壹升六合 伊勢國三重郡四日市

外高四拾六石貳斗五升 御傳馬廻船屋舖

此 譯

高七百八拾貳石四合 本田

内 譯

田高五百五拾參石壹斗貳升五合 前々堤敷溝敷引

内 高六石參斗六升五合 前々池成堀所引

内 高四石七升八合

小計高拾石四斗四升參合

殘高五百四拾貳石六斗八升貳合

此取米貳百五拾壹石五斗六升參合

内

高五百參拾七石八升七合 本田

此取米貳百四拾九石四斗參升八合 免四ツ六分四厘四毛餘

高貳石七斗七升八合 去る子砂田起返

此取米壹石壹斗六升四合 免四ツ壹分九厘餘

高壹石五斗貳升四合 去る寅田畑成起返

此取米六斗參升八合 免四ツ壹分八厘六毛餘

高壹石貳斗九升參合 免去る辰起返取下

此取米參斗貳升參合 免貳ツ五分取

高貳斗參升七合 前々池成川成引

畑高貳百貳拾八石八斗七升九合

小計高七斗六升九合

殘高貳百貳拾五石九斗貳升七合

殘高貳拾壹石八斗壹升參合

此取米八拾八石九斗參合 免參ツ九分參厘五毛餘

此取米拾參石四斗參升參合 免六ツ壹分五厘八毛餘

高百五石九升貳合

亥 本 田

內 譯

畑高七拾七石五斗壹升七合

田高貳拾石六斗壹合

內高五石八斗六升四合 前々池成川成引

內高貳斗九升 前々牢屋敷引

殘高七拾壹石六斗五升參合

殘高貳拾石參斗壹升壹合

此取米拾六石壹斗壹升

此取米九石四斗八升六合

免四ツ六分七厘餘

高七拾石貳斗壹升參合 本 畑

畑高八拾四石四斗九升壹合

此取米拾六石參升八合 免貳ツ貳分八厘四毛餘

內高九升九合 前々川成引

高壹石四斗四升 天保三辰起返取下

殘高八拾四石參斗九升貳合

此取米七升貳合 免五分取

此取米貳拾九石五斗壹升壹合 免三ツ四分九厘七毛內

高貳石四斗九合 皆田 北條古新田

高百石九升九合

古 新 田

內 譯

高六石壹斗六升貳合

田高貳拾貳石五斗八升貳合

內 譯 田高貳石貳斗八升

內高五斗參升貳合 前々堤敷溝敷引

此取米壹石四斗壹升八合 免六ツ貳分壹厘九毛餘

畑高參石八斗八升貳合

免壹ツ四厘壹毛內

此取米四石四斗四升六合 免壹ツ七分參厘參毛內

此取米四斗四合

免壹ツ四厘壹毛內

高九石六斗參升貳合 皆畑 申高入新田

高參拾參石貳斗七升貳合 皆畑

納 屋

此取米參石四斗五升貳合 免參ツ五分八厘四毛內

此取米拾八石七斗六升貳合 免五ツ六分參厘九毛內

高四石九斗七升四合 皆畑 去る已高入新田

高貳拾石參斗壹升五合 皆畑

濱 新 田

此取米九斗九升五合 免貳ツ餘

此取米貳石七斗參升八合

免壹ツ參分四厘八毛內

一 畑壹反參畝步 去る辰改出見取

高拾石八斗貳升

皆田 丸池新田

此取米參升九合 但前々米參升

此取米四石四斗八升

免四ツ壹分四厘內

宇寅改下

高四拾壹石七斗壹升八合

午改新田

一 畑壹反五畝廿七步 右同斷

內 譯

此取米四升八合 但前々米參升 右同斷

田高貳拾九石壹斗七升七合

免五ツ二分九厘七毛內

取米合四百六拾五石七斗參升六合

此取米拾五石四斗五升五合

免五ツ二分九厘七毛內

外 取米合四百六拾五石七斗參升六合

畑高拾貳石五斗四升壹合

免壹ツ參分六厘五毛餘

一 米參石參升

此取米壹石七斗壹升貳合

免壹ツ參分六厘五毛餘

一 米壹石四斗四升 船役網役

高貳拾八石八斗壹升九合

寅高入新田

一 米壹石四斗四升 酒造冥加米

內 譯

辰より丑迄拾ヶ年季

田高參石壹斗六升參合

免四ツ參分參毛內

一 米五石五斗

此取米壹石參斗六升壹合

免四ツ參分參毛內

米問屋運上

畑高貳拾五石六斗五升六合

免四ツ參分參毛內

一 米五斗

此取米壹石參斗六升壹合

免四ツ參分參毛內

酉より丑迄五ヶ年季

畑高貳拾五石六斗五升六合

免四ツ參分參毛內

水車運上

一 米拾四石貳斗八升六合貳勺 口 米 辰より丑迄拾ヶ年季米問屋運上
 一 永壹貫六百五拾文 濱鳥役 口 米
 一 永四拾九文五分 口 永 濱鳥役

宿場に付六尺給御藏前入用免除

口 永

一 米六斗八斗七合

御傳馬宿入用

宿場に付六尺給御藏前入用免除

納合 米四百九拾壹石壹斗七升九合貳夕

一 米六斗八升七合

御傳馬宿入用

永壹貫六百九拾九文五分

此永壹貫五百卒五文二分

但金二兩に付米三斗六升七合八勺三才

右は當戌御取箇書面之通相極候條村中大小之百姓入作之

一 米四斗壹升

貯夫食廿分一御下穀

もの迄不殘立會無高下割合之來る極月十日限急度可皆濟

此粗八斗貳升

天保九戌年十月 多羅尾織之助

合 米四百九拾石九斗貳合貳勺

右 村

此 拂

庄屋 年寄 惣百姓

米四斗壹升

貯夫食廿分一御下穀

戊年皆濟目錄

此粗八斗貳升

高千四百拾五石參斗壹升六合

勢州三重郡四日市

米參拾壹石八斗六升八合

居 宿 渡

一 米四百六拾五石七斗參升六合 本途見取共

米參拾四石九斗四升壹合七勺

畑方引戻し分置米

一 米參石參升

船役網役

納合 米四百貳拾貳石壹斗八升貳合五勺

一 米壹石四斗四升

酒造冥加米

粗參石 此米壹石五斗

一 米五斗

酉より丑迄五ヶ年季水車運上

永四貫貳百六拾四文六分

右は去戌御年貢米永書面之通令皆濟に付小手形引替遣之者也

天保十亥年三月

織之助

右村 庄屋 年寄 惣百姓

第五章 財政

第一節 明治維新前の歳出入

明治維新前の町村諸入費即ち歳出は當時之を小入用と稱した。而して該小入用は毎年正月より十二月に至る満壹ヶ年分を計算して、其の年の石高に割當て、町村税を賦課したものである。其の賦課に關しては専ら公平を期し、亂雜を防ぐが爲め、支配役所は一定の制限を附し、以て課税を可成輕からしめた。今信樂代官時代の制限及び小入用と其の賦課額を記せば左の通りである。

一 享和三亥年の例

一 小物成高掛口米都て免狀候類小入用に載申間敷事

一 當亥正月より十二月迄村入用米金銀此帳面に記置割合可申事

一 御用に付自分并役人共罷出候節は休泊共御定之木錢米代相渡候間村入用に相掛申間鋪管に候勿論馳走ヶ間敷儀任間敷事

一 自分并役人共廻村御用に付人馬遣方之儀常々申渡置候通米金銀割不仕正人馬割に可仕事

右之通相守都て村入用不相掛様常々心懸可申候若割合帳等拵置割合致候は、急度可申付候以上

御傳馬宿は別て入念可申事

一 諸勸進奉加之儀高割に不仕其者相應に出候様可仕候

亥正月 信樂役所圍

百姓寄合酒肴等給候共村入用に相掛申間敷候事

右之通被仰渡承知奉畏候庄屋年寄惣百姓立會吟味仕費無之

様可仕候以上

遣人足御用向村役人他出入用

一 金四兩貳分 是は御年貢金上納其外御用に付御役所へ
錢壹貫五百文 村役人罷出候路用

一 錢參貫參百文 是は村送り病人

一 金五兩壹分貳朱 是は國役掛り御役所へ上納

一 錢六百七拾八文 是は御廻米江戸納入用并津出し駄賃

一 銀參匁五分 是は御廻米江戸納入用并津出し駄賃
諸入用共

一 金參拾兩 是は前々借り入金利息

一 金參兩參分 是は亥年御口米拾貳石四斗九升六合御直
銀參匁七分五厘 段八斗五升八合七勺四才地下直段壹石

一 貳斗貳升替欠代金

一 錢拾五貫九百文 是は御檢見人足賃并竹札代共

一 金五兩參分貳朱 是は御陣屋以小使御門番其外會所入
銀七匁貳分 用共惣郷割

米×拾八石六斗

金×百貳拾七兩參分 金壹兩に付米壹石貳斗貳升

此米百五拾五石八斗五升五合

銀×拾四匁四分五厘 銀六拾匁參

此米貳斗九升四合

- 一 米八石也 庄屋給
- 一 米五石貳斗 年寄給
- 一 米參石 常使給
- 一 米壹石貳斗 藏番給
- 一 米壹石貳斗 是は末永村濱田村え井料
- 一 金四拾兩也 是は地高持添馬拾六疋分渡金
- 一 錢拾七貫五百文 是は宗門帳五人組帳并諸帳面に遣
候筆紙蠟燭代
- 一 錢參拾貳貫九百文 是は免割參會諸帳面仕立候節飯
代并御用向申合寄合候造用
- 一 金拾五兩 是は川除出の杭井溝浚欠所繕水吐道橋其
錢參貫文 外普請入用
- 一 錢貳拾貫五百文 是は村繼御用狀繕送り所々飛脚小

錢×九拾五貫貳百七拾八文 金壹兩に付錢六貫五百文

此米拾七石八斗八升參合

四口米合

百九拾貳石六斗參升貳合

外高貳拾四石貳斗四升貳合 諸御引高

千七拾七石六斗四升九合に割

高壹石に付米壹斗七升八合七勺五才餘

右は當亥年村入用庄屋年寄并大小之百姓立會吟味之上割

合仕候處相違無御座候此外別帳を以割合仕候品無御座候

依之連印仕差上申候以上

彌惣兵衛外五十六名

右之通割合仕候處相違無御座候以上

享和三年亥十二月 庄屋 太右衛門

同 彌 藏

年寄 庄 九郎

同 庄 左衛門

信樂御役所

三 慶應三年小入用及び賦課額

一 米五石也 庄屋給

一 米貳石五斗 同見習給

一 米拾石也 年寄給

一 米參石也 常使給

一 米壹石貳斗 藏番給

一 米壹斗五升 以番給

一 米貳石壹斗貳升八合 是は末永村濱田村井水料并九兵
衛井水料會所地料共

一 米參石參斗壹升五合 是は小作物代給其外常使藏番合
力とも

一 金參百貳拾八兩參分 是は宿方助郷人力車貳拾五輛渡
銀四匁四分七厘 し金割

一 金拾八兩貳分 是は國役掛上納金

一 銀七匁六分壹厘

一 金壹兩 是は卯正月より六月迄郡中割御役所へ上納

一 銀拾四匁壹分參厘

一 金九拾八兩貳分 是は御瀧川蒲川通川除出し杭打并井
錢七匁八百拾文 水浚堤減所取繕其外以普請諸入用

一 錢拾四貫參百文 是は村遣御用狀人足賃

一 金七拾貳兩貳分 是は兵賦壹人渡し金

銀貳匁五分

一 金壹兩 是は村送り病人入用
錢參拾貳貫九百文

一 金貳拾八兩壹分 是は役人共御用に付他出入用
銀拾參匁六分

錢拾七貫六百八拾九文

一 金六拾兩 是は御瀧川蒲川通其外普請に遣候枕木代
銀拾匁八分七厘

一 金參拾壹兩 是は村々年中惣郷割參會其外諸入用
銀八匁參分

一 金三拾兩參分 是は年中諸帳面筆紙墨并炭油諸色代
銀六匁九分貳厘

錢五拾五貫八百拾七文

一 金參分貳朱 是は御年貢取立其外諸參會之節諸入用
銀六匁七分九厘

米貳拾七石貳斗九升參合

金六百六拾四兩貳朱

銀七拾五匁壹分九厘

此金二兩一分永參文壹分六厘六毛 但金壹兩に付銀六拾匁替

錢ノ百九拾參貫五百貳拾六文

此金貳拾壹兩參分貳朱永百拾六文七分 但金壹兩に付錢
八貫八百文替

合金六百八拾七兩壹分永百拾九文八分六厘六毛

此米百參拾七石四斗七升參合九勺七才 但金壹兩に付米
貳斗替

合米百六拾四石七斗六升六合九勺七才

高千四百四拾八石九斗八升八合に割

高壹石に付米壹斗四升參合四勺

右は當卯村入用庄屋年寄大小之百姓立會吟味之上割合仕候
處相違無御座候依之速印仕差上申候以上

村田七右衛門

伊藤治兵衛

山中傳四郎

與四右衛門

田中武兵衛

利兵衛

吉田伊兵衛

忠四郎

廣田六郎兵衛

右之通割合仕候處相違無御座候以上

庄屋後見 森寺喜兵衛

庄屋 伊達太右衛門

米貳拾石四斗五升參合内

金百參兩壹分永八拾五文壹分七厘

文政元寅年

一 米貳拾四石參斗七升壹合

金百參拾五兩貳分銀四匁參分六厘

同二卯年

一 米貳拾四石貳斗四升四合

金百五拾貳兩貳分銀拾壹匁壹分貳厘

同三辰年

一 米貳拾四石參斗九合

金百參拾壹兩銀四匁七分九厘

右參ヶ年平均壹ヶ年

米貳拾四石參斗八合

金百參拾九兩參分永貳拾九文貳分七厘七毛

天保元寅年

一 米貳拾參石五斗壹升五合

金百貳拾參兩銀四匁貳厘

同二卯年

一 米貳拾參石五斗壹升五合

寛政十年年
一 米拾九石七斗八升六合

金九拾九兩壹分貳朱銀參匁四分五厘

是は私領中之儀にて殊に村役人等も引代り當時に
ては巨細の義は不相分御差年之儀も難相分右午年
より參ヶ年之分は入用辻記録有之如此御座候

同十一未年

一 米拾九石七斗八升六合

金九拾九兩貳分貳朱銀六分七厘(右同斷)

同十二申年

一 米貳拾壹石七斗八升六合

金百拾兩參分貳朱銀參匁七分壹厘(右同斷)

右參ヶ年平均壹ヶ年

金百六兩壹分銀貳匁九厘
同三辰年
一 米貳拾參石五斗壹升五合
金百四兩貳分銀七匁五分
右參ヶ年平均壹ヶ年
米貳拾參石五斗壹升五合
金百拾壹兩壹分永七拾五文六分壹厘壹毛
天保十二年
一 米貳拾五石五斗六升五合
金百拾四兩貳分銀五匁貳分五厘
同十三寅年
一 米貳拾五石五斗六升五合
金百貳兩參分銀壹分四厘
右貳ヶ年平均壹ヶ年
米貳拾五石五斗六升五合
金百八兩貳分永百六拾九文九分壹厘六毛
寛政參ヶ年平均
去々丑去寅貳ヶ年平均と差引
米五石壹斗壹升貳合

金五兩壹分永八拾四文七分四厘六毛 増
文政參ヶ年平均と差引
去々丑去寅貳ヶ年平均と差引
米壹石貳斗五升七合 増
金參拾壹兩永百九文參分六厘壹毛 減
天保參ヶ年平均と差引
去々丑去寅貳ヶ年平均と差引
米貳石五斗 増
金貳兩貳分永百五拾五文六分九厘五毛 減
右之通御座候以上
天保十四卯年六月
勢州三重郡四日市
庄屋 太右衛門
同 彌左衛門
年 寄 八右衛門
同 庄 左衛門
同 源 助
勘定立會 治兵衛
信樂御役所

第二節 町制時代の財政

町制時代の財政は町制施行前に於ける各町村の關係慣行等の繼續に依り全く統一することが出来なかつた。即ち土木費教育費警備費の如き各大字各町個別の財政に屬し、就中教育費の如きに至つては四日市町外數ヶ村組合の高等小學校があり、四日市町海藏村組合の尋常小學校があつて、其の財政頗る複雑なるものがある。左に其の一覽表を記さう。

其一 四日市町豫算

科 目	歲 入 之 部	廿四年度	廿七年度	廿九年度
財産ヨリ生スル收入	明治廿二年度	三〇、八〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇
使用料及手数料	一〇、〇〇〇
雑 收 入	六、〇〇〇	二八、五〇〇	二二一、〇〇〇
前年度繰越金	五一、九三〇	三六四、一一九	三九七、〇九〇
國庫下渡金	一五〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
縣 交 附 金	一五〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇
第五 章 財 政	一八五

科 目	歲 入 之 部		
	明治廿二年度	廿四年度	廿七年度
稅 町	四〇二、一三六	四七四、〇〇〇	五八七、四六八
地 價 割	八四六、五二四	六六八、六一七	八八一、二〇一
營 業 割	一、二八〇、三七〇	一、一二五、三五七	一、四六八、六六九
戶 別 割	二、七三四、九六〇	三、一九八、〇九三	三、五七四、八三八
合 計	二、七三四、九六〇	三、一九八、〇九三	三、五七四、八三八
役 場 費	二、四三八、六六〇	二、三四九、二二〇	二、三三九、六八〇
會 議 費	一三三、六〇〇	七三、〇〇〇	一〇六、五〇〇
教 育 費	六九、五〇〇	七〇、一七〇	七二、一七〇
衛 生 費	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
救 助 費	五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一五、〇〇〇
警 備 費	一一、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
勸 業 費	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
諸 稅 及 負 擔	五九〇、二〇三	九〇一、四八八
豫 備 費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
合 計	二、七七三、七六〇	三、一九八、〇九三	三、五七四、八三八
(兩郡町村組合費及高等小學校費)			
合 計	二、七七三、七六〇	三、一九八、〇九三	三、五七四、八三八
合 計	二、七七三、七六〇	三、一九八、〇九三	六、一六五、一〇〇

其二 各 大 字 及 び 各 町 豫 算

科 目	歲 入 之 部		
	明治廿二年度	廿四年度	廿七年度
西町外廿五ヶ町分	二、五四六	二八四
使用料及手数料	一五〇	五六八
雜 收 入	一八八、〇五七	六五三、三七六
前年度繰越金	一七六、七三六	五三二、〇〇〇
寄 附 金	六九九、四八九	八八一、一五〇
補 助 金	九二四、五九九
町 地 價 割	七一八、四四〇	六九九、四八九	四九四、三一六
營 業 割	二六一、一五〇
戶 別 割	三、七四七、一七八
合 計	七一八、四四〇	一、〇六六、九七八	三、七四七、一七八
西町分
町 營 業 割	一四、三一五	一四、三八五
稅 戶 別 割	二六、五八五	二六、七一五	四一、一〇〇
合 計	四〇、九〇〇	四一、一〇〇	四一、一〇〇
北町本町組分
町 稅 戶 別 割	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二四、〇〇〇
合 計	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二四、〇〇〇

南町分		町 業 割	二一四	三〇、六〇〇
稅 戶 別 割		三一、五六〇	七一、四〇〇	五〇、〇〇〇
合 計		三一、七七四	一〇二、〇〇〇	五〇、〇〇〇
上新町分		前年度繰越金	一九、七八一
町 稅 戶 別 割		三六、五一九	二七、五〇〇	四九、五〇〇
合 計		五六、三〇〇	二七、五〇〇	四九、五〇〇	五五、四〇〇
新丁分		町 業 割	九、〇〇〇
稅 戶 別 割		二一、〇〇〇	三三、〇〇〇	四五、〇〇〇	六八、〇〇〇
合 計		三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	四五、〇〇〇	六八、〇〇〇
四ツ谷新町分		町 業 割	一、四五〇
稅 戶 別 割		一三、〇五〇
合 計		一四、五〇〇
中町上組分		町 業 別 割	一七、四〇〇
稅 戶 別 割		四〇、六〇〇

北納屋町分		合 計	五八、〇〇〇
町 業 割		一〇、二〇〇
稅 戶 別 割		一三、八〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
合 計		三四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
稻葉町分		町 稅 戶 別 割	一一、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
袋町東組分		町 稅 戶 別 割	二六、五五〇
大字濱田分		使用料及手數料	二四九	一九五	一一八
雜 收 入		一五〇	一五〇	一五〇
前年度繰越金		一七〇、二三四	五〇〇	五〇〇
町 稅 地 價 割		一、四九〇、〇八三	三六五、七六三	二七〇、〇三三	八八三、七九二
合 計		一、四九〇、〇八三	五三六、三九六	二七〇、八七八	八八四、五六〇
大字濱一色分		雜 收 入	一〇〇	一〇〇
前年度繰越金		二四三

袋町東組分

土木費
衛生費
救助費
警備費
合計
大字濱田分
土木費	一、四九〇、〇八三	五三六、三九六	二七〇、八七八
大字濱一色分
土木費	三九、三九六	四五、七二五	一〇〇、二二〇
水利組合費	九、七五三	九八、〇五〇	一四、六五一
雜支
合計	四九、一四九	一八〇、〇六〇	一一四、八七一
總計	二、五四五、一四六	二、〇〇七、〇三四	四、四四〇、〇七七
其三 學校組合 豫算
歲入之部
西町外 地價割
十七ヶ 營業割	一四四、四〇四	一四六、七五三	二五〇、五九五
明治廿二年度
廿四年度
廿七年度
廿九年度

町分 戶別割	五七七、六一七	四五三、四一一	一、〇〇二、三八一	七八〇、九〇七
其他	一、四三八、五二九	一、四一六、五二二	一、〇二七、八五二	一、〇六八、〇八八
合計	二、一六〇、〇五五	二、〇一六、六八六	二、二八〇、八二八	二、一〇四、二二二
袋町外 地價割
七ヶ町 營業割	一三六、六八九	一七五、一三三	一四六、九二〇	一四七、〇三三
其他	五四六、七五六	四七二、五四三	五八七、六七八	五八八、一三三
合計	六〇一、三五一	五四五、六〇〇	四三七、六二九	四四四、五六八
濱田外 地價割
一大字 營業割	二六二、六〇〇	五二、五六八	九三、六三四	九八、八九五
其他	二二三、五三〇	三二八、二九五	二一七、九〇〇	三九五、五八一
合計	五六二、八八四	五九九、五〇〇	六八六、〇七〇	七二三、九二五
濱一色 地價割
外一大 營業割	二〇七、七二四	一四五、七二八	五五〇、〇七三	二七〇、四二六
其他
合計	一〇七、七二四	一四五、七二八	七七五、六七三	二七〇、四二六

歳出之部

科 目	明治廿二年度	廿四年度	廿七年度	廿九年度
四日市尋常小學校費	一、八九〇、六六五 ^円	一、九〇六、七四六 ^円	二、一五四、五五六 ^円	二、〇四四、二二二 ^円
全小學簡易科授業所費	一二五、三九〇	一〇九、九四〇
合 計	二、〇一六、〇五五	二、〇一六、六八六	二、一五四、五五六	二、〇四四、二二二
納屋尋常小學校費	一、〇五〇、九三八	一、〇三六、〇〇〇	一、一四二、〇七二	一、一七九、七三四
全小學簡易科授業所費	二三三、八五九	一五七、二七六
合 計	一、二八四、七九七	一、一九三、二七六	一、一四二、〇七二	一、一七九、七三四
濱田尋常小學校費	四八八、五〇七	五三二、五〇〇	六六八、四三〇	七二三、九二五
全小學簡易科授業所費	七四、三七七	六七、〇〇〇
合 計	五六二、八八四	五九九、五〇〇	六六八、四三〇	七二三、九二五
海藏尋常小學校費	六三二、〇一四	六二五、二三一	七五三、一四〇	八四七、八二九

〔附記〕 本表中歳入と歳出と符合せざる點あるは各學區に屬せざる歳入及歳出あるに由る
各小學校所屬大字別は左の通りである

四日市尋常小學校	西 町	久六町	比丘尼町	北 町	南 町	堅 町	中 町	八幡町
上新町	南新町	境 町	中新町	四谷新町	下新町	新 丁	北條町	濱 町
川原町

其四 高等小學校費

科 目	明治廿二年度	廿四年度	廿七年度	廿九年度
三重朝明郡第一高等小學校費	二、〇二三、七〇七 ^円	四、一七〇、九〇七 ^円
四日市町外四ヶ村組合高等小學校費	二、一一二、八七〇 ^円	三、〇八九、三五〇 ^円
内四日市町負擔	二九一、三四一	五七四、九九九	五二八、一六八	八四七、八六六
其他村落負擔	六九六、五四六	一、六三九、五六〇	一、七八七、七〇二	二七五、九八四
雜收入其他	一、〇三五、八二〇	一、九五六、三四八	一、四一六、〇〇〇	一、九六五、五〇〇

第三節 市制施行以來の財政

市制施行以前に於ては、教育土木警備等各大字によりて經營し來つたが、市制布かれてより先づ教育行政の統一を行ひ、其の財政も各區の分立を廢して市に統合した。ただ土木事業は從來の關係容易に脱するに至らず、各大字又は部落に分屬するものがあつた。市制施行以來の財政は左表の通である。

第一項 歲入出豫算

科 目	第一項 歲入				
	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度
財產ヨリ生ズル收入
使用料及手數料	九	三五二	六元	一九五	三六、四四
國庫下渡金
交 付 金	一九六	二、五〇〇	三、九〇〇	六、三〇八	七、九二一
內 國稅徵收交付金	一、五元	一、七五〇	三、一九〇	四、九六〇	六、三七五
縣稅徵收交付金	四三	七五〇	七三〇	一、三四八	一、五五六
國庫補助金	一、五〇〇	一、五〇〇
縣補助金	五	二、六〇〇	四、三〇〇	二、二八九	八、二二七
報 償 金
償 還 金
財產賣却代
繰 越 金	七四五	一、七四四	一〇、八七	九、五五七	三、五五五
雜 收 入	七、三〇	二、七六	一〇、三九五	二、〇〇七	一、五〇六
市 債

科 目	第一項 歲入				
	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度	明治四十年度
繰 入 金
寄 附 金
市 稅	一八、二四一	四、八〇四	五〇、三三	七、〇九一	九、七元
地租附加稅	六三	九四	二、五二	三、八三	三、八五四
國稅營業稅附加稅	九、三六	一〇、八〇〇	五、二〇	七、六七	七、四九
賣藥附加稅
所得稅附加稅	七三	四、九〇	八、七三	七、五二	二、二〇五
取引所營業稅附加稅
戶數割附加稅	五、二八	二、二五〇	二七、六六	四、〇〇〇	五、二〇〇
特別稅戶數割
縣稅營業稅附加稅	二、七〇	一、〇八〇	二、〇〇〇	二、九二	三、五七
縣稅家屋稅附加稅
縣稅雜種稅附加稅
特別稅遊興稅
其他
負 擔 稅
下 賜 金
借 入 金	八、三五	...	五、一八七	...	一、九七
合 計	三、二七	七〇、四五	八六、二六四	一四、四六九	二五、四八一

科目	明治廿年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治卅年度
科社費
市役所費	五,三〇八	八,七〇八	一六,一六六	二〇,〇〇八	二五,五六〇	五,四四五	六,九五五	九,一七二	一〇,五九二	一四,五五二	一五,三三三
會議費	一,九四四	三,八九九	六,七	九,九七	一,〇〇〇	七,五四	三,一六四	三,一六四	四,一五九
土木費
商業學校費	六,〇四二	八,四四四	一,八五一	二,一五九	三,三〇一	六,九五	二,〇九二	九,一七七
高等女學校費
小學校費	一〇,九五	六,一五二	七,八五四	九,七二二	一五,九六八	三,七,四四七
幼稚園費
實業補習學校費
圖書館費
傳染病豫防費
傳染病院費
汚物掃除費
公園費
火葬場費
警備費	六三三	五九五	五七〇	九二二	一,一八八	二,一八八	二,六三五	六,六一四	七,九元

科目	明治廿年度	明治廿一年度	明治廿二年度	明治廿三年度	明治廿四年度	明治廿五年度	明治廿六年度	明治廿七年度	明治廿八年度	明治廿九年度	明治卅年度
街燈費	三五	四八四	三〇六
基本財産造成費
諸税及負擔
雜支費
衛生費	三三〇	一,〇七三	二,六九五
交付金
社會事業費
獎勵費
青年訓練所費
學事諸費
救助費
繰替金
財産管理費
講事掛金
勸業費
市營住宅經營費
豫備費
合計	二四,七七七	四七,六四四	五九,〇五三	七三,二七二	一〇一,三三〇	一二三,八五四	三九,四八八	三七七,七五九

第三項 財產

其一 市有基本財產	宅地	畑地	雜種地	原野	公債債券	現金
明治四年末	三,三七八	一七,〇三三	三〇〇	九〇
大正三年末	一三,四三二	一六,〇〇八	一,〇〇〇	全
同 六年末	一三,三五一	一五,一三三	全	二五
同 九年末	八,二四〇	一三,〇〇〇	一六,三三五
同十二年末	一〇,一四七	七,一三五〇	四,〇〇七
昭和元年末	一〇,一七三	六,五五〇	九,一三三
同 四年末	一〇,一五七	六,四九〇	七,一四四

〔附記〕昭和四年末現金中市廳舍敷地費に七萬八千六百貳拾壹圓上水道費に四萬四千貳百五圓を何れも充用せり。

其二 市有財產

宅地	畑地	雜種地	原野	公園地	學校敷地	墓地	傳染病院敷地	建物
大正三年末	三,七六六	三,二六	...	三,一六二
同 六年末	三,七六六	三,一六二
同 九年末	三,一六二
同十二年末	三,一六二
昭和元年末	三,一六二
同 四年末	三,一六二

其三 區有財產

宅地	畑地	雜種地	原野	學校敷地	墓地	建物
大正三年末	全
同 六年末	全
同 九年末	全
同十二年末	全
昭和元年末	全
同 四年末	全

其四 各種基本財產

小學校基本財產	高等女學校基本財產	行啓記念公會堂	市債償還資金	社會事業費	基金
公債債券	現金	公債債券	現金	公債債券	現金
明治四年末	六,一五〇	四〇九
同 四年末	一六,九〇〇	一,六六四
大正三年末	三,六〇〇	六五五
同 六年末	二五,五七五	一,三五五
同 九年末	三三,五五五	一,五〇〇
同十二年末	四三,〇五〇	三,〇三三
昭和元年末	五三,三〇五	一,九七七
同 四年末	六五,五五五	二,四七七

第四項 市債

年度	借入額	名稱及起債事由	借入先利率	償還額	年度末現在高
明治卅九年	三〇,〇〇〇	第一公債阿瀬知川開鑿外三事業費	三重縣農工銀行 七厘	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
同 卅一年度	二二,五〇〇	同	同	二二,五〇〇	二二,五〇〇
同 卅一年度	同	同	同	同	同
同 卅二年	同	同	同	同	同
同 卅三年度	一三,〇〇〇	借替公債第一公債償還費	日本勸業銀行 五厘三厘	五〇〇	一四一,五〇〇
同 卅四年度	一五,〇〇〇	第二公債四日市港修築費寄附金	三重縣 五厘五厘	一三,〇〇〇	一五,五〇〇
大正元年度	一五,〇〇〇	同	同	二二,〇四六	一六,四五一
同 二年度	一五,〇〇〇	同	同	一〇,八六七	一八三,五六六
同 三年度	一五,〇〇〇	同	同	六,七〇四	一〇一,八二二
同 四年度	同	同	同	七,〇六〇	三九,八三三
同 五年度	四五,〇〇〇	ペスト豫防費	第一銀行 四日市銀行 六厘	八,九三四	三〇,八八八
同 六年度	同	同	同	九,八八六	二四六,〇六〇
同 七年度	同	同	同	三三,二四三	二三三,八二七
同 八年度	同	同	同	三三,六七九	一八〇,一八八
同 九年度	同	同	同	一一,二九一	一六八,九八八
同 十年度	一〇,〇〇〇	第三公債港道開鑿費	三重縣 五厘五厘	一一,六四四	一五七,三七四
				七,五六六	二七,八〇七

同 十一年度	一四七,〇〇〇	市營住宅建築費	日本勸業銀行 五厘四厘	八,一三八	三六六,五六九
同 十二年	九〇,〇〇〇	第三公債	四日市銀行 七厘五厘	一六,五七七	四六〇,六二二
同 十三年	三三,四〇〇	市營住宅建築費	日本勸業銀行 五厘四厘	三六,九六六	五二七,〇三三
同 十四年度	六〇,〇〇〇	同	同	四二,八九五	四七四,二九一
昭和元年度	同	同	同	六,四七九	三九七,六六〇
昭和二年度	同	同	同	六二,九二二	三三四,七四八
昭和三年度	四九,九〇〇	上水道費	大藏省 五厘四厘	四〇,三九	七四,三三九
昭和四年度	四五,八〇〇	同	同	五五,四四厘	同
	二七,三四三	海藏起債ノ分	遞信省 五厘四厘	五五,〇六八	二二八,四二四

第三 地理 編

第一章 位置 地勢 廣袤

四日市は三重縣の北部に在りて、東經百三十六度三十八分三十秒北緯三十四度五十七分三十七秒に
位してゐる。地勢は平坦であつて、東は伊勢灣に臨み、北は羽津村、西は三重村、常磐村、南は日永村、楠村に
接してゐる。而して面積は一六二五、二八ヘクタールである。

第二章 氣 象

第一節 氣 温

自明治四十年至昭和二年二十一年間

最 高 極	全上年月日	最 高 平 均 暑	最 低 極	全上年月日	最 低 平 均 寒
三八、〇	大正三、八、五	三五、五	零下五、〇	明治四〇、三、二 大正二〇、二、二四	零下二、八

第一章 位置 地勢 廣袤

第二節 天 候

自明治四十三年至昭和二年十八年間平均

快晴	曇天	雨	雪	霰、雹	霽	霧	霜	暴風	電雷	地震
七一	一九八	一三一	一四	〇、五	一、二	三四	一〇	九	七	三

第三節 雨 雪 量

自明治四十三年至昭和二年十八年間平均

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	
四、七	四、七	五、四	八、六	一三、五	一五、〇	一九、〇	二三、四	一七、二	二三、五	二三、三	六、六	四、一	一四七、三

第三章 土 地

第一節 民 有 地

年 次	有 田	畑	租 宅 地	其 他 地	免 租 地	租 地	道 路
明治四十一年	三四、二四步	二、八八〇步	三七、七〇、四六坪	一七、四〇〇步	一、四〇〇步	一、四〇〇步	……坪

大正二年	三六、三〇〇	一九、〇〇〇	三六、九、〇七八	一八、四〇〇	九、四〇〇	……
大正七年	三六、九〇〇	一七、一〇〇	三六、一、五三六	一七、七〇〇	六、三〇一	……
大正十二年	三〇、〇五五	二〇、〇五〇	四三、六九五	二二、一九五	九、八七六	……
昭和三年	二七、四、六〇一	一五、五二五	五四、六三五	一九、八七五	二〇五、八八八	四、八八九

第二節 官 有 地

明治四十三年	五九、六〇〇〇	六〇、〇三三五	六〇、四六一二	九七、七一〇二
大正四年	……	……	……	……
大正九年	……	……	……	……
大正十四年	……	……	……	……

第三節 國 有 地

年 次	道 路	堤塘、並木敷 川敷、溝渠	護岸敷地、荷揚 場、防波壁敷地	大藏省 用地	遞信省 用地	司法省 用地	鐵道省 用地	合 計
大正十五年	一、九、六九坪	一、五、〇二元坪	九、五三元坪	七、七六坪	一、四六三坪	七、〇六坪	三、九三五坪	三、九、五二坪
昭和三年	二二、七五五	同	同	同	同	同	同	三三、五五五

第四章 戶口

第一節 戶口比較

年次	現 戶數		住 人		本 籍		非 本 籍		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
明治卅一年	四,四四五	二,三三三	一三,九六九	一五,二三〇	七,五七七	七,八二七	一五,三三四	四,九四〇	四,九六六
同三十六年	五,〇三三	一四,三三三	一五,八七七	三〇,一四〇	八,〇七一	八,四三二	一六,五三三	六,二五二	七,三六五
同四十一年	五,六八九	一四,七七七	一五,九九七	三〇,七〇四	七,三三八	七,七四七	一四,九六五	七,五九九	八,二三〇
大正二年	六,七六七	一五,八八七	一七,九五五	三三,八三三	七,五九二	八,四八八	一六,三〇〇	八,〇九五	九,四七七
同七年	七,〇六九	一六,四四〇	一七,九七七	三三,四四七	八,〇四八	八,七〇六	一六,七五四	八,四〇二	九,四七七
同十二年	七,七四四	一八,五五五	二二,三三六	三九,七三二	八,五〇四	九,一〇二	一七,〇六六	一〇,〇七〇	一一,〇三六
昭和二年	八,四九七	二〇,〇五五	二三,三三二	四三,三三七	九,四九二	一〇,一五〇	一九,六四二	一〇,五五四	一一,〇三二

第二節 職業別戶數表

職業	明治卅六年	明治四十二年	大正二年	大正七年	大正十二年	昭和二年
公務	八三	九五	一五七

職業	明治卅六年	明治四十二年	大正二年	大正七年	大正十二年	昭和二年
公務及自由業
自由業
學術	八六	一〇五	一四一
教育ニ從事スル者
醫事	六八	七五	一〇七
農業	五一七	二九三	三〇五	三七三	三〇二	二五二
家畜飼養業
商業	二,四九五	二,四四九	二,九六八	二,八三九	三,四八九	三,九六一
工業	一九〇	一,一二九	一,四三七	一,五二六	一,四五〇	一,六七二
鑛業
漁業	六九	六五	六〇	六一
水産業
舟楫	二二七	二五二	一六三
力役	六七二	六九二	八九七
日雇及勞働者
交通業
第四章 戶口

四日市がその始濱村といつたことは鴨長明の歌によりて知らるゝ所であるがその後文明二年(三三〇)の頃濱田市場の二村に分れた。これより先農業及漁業を主要産業とした濱村は其の中央に四達の大



四日市町の通りを望む

道を通じて市街を形成し市場をなすに至つた。是に於て市人等大和國三輪明神の社地の土を取り寄せて辻に埋め、陌頭に市神を祀りて市を開始し市場村と稱した。弘治永祿の頃(三三〇)に至りて市場漸く盛となり毎月四日十四日廿四日の三回定期市場を開始し之を四日市と稱した。是れ即ち四日市の名の起源である。當時其の市場は南市場、北市場、縦市場、西の口、洲濱の五ヶ所にあつて、南市場最も盛であつたといふ。今の南町、北町、堅町、西町、濱町等即ち是れである。次で元龜二年(三三三)に至り、中の瀬古(今の中町)も市場となり、毎月四日、九月、十四日、十九日、廿四日、廿九日の六回定期市場を開くに至り、此の頃より四日市場と稱した。此の名稱は正徳の頃まで残つて居た。是より先徳川家康渡海の頃には四日市驛とも稱し、御傳馬開始以來は四日市宿、四日市驛或は四日市町などと稱へた。明治維新後は單に四日市又は四日市町或は四日市村と稱したが、明治二十三年四月町制を施いて大字四日市と稱することとなつた。大字四日市は雅名を潤水の里と稱す。其の起源は左

記四ヶ所の井あるに基くと傳へられてゐる。

南町飯田勘之助方裏の井

建福寺壺の内の井

北町辻加藤時計店裏の井

堅町森太薬店前にあつた井

右の内森太薬店前にあつた井は街路交通の妨となつたので明治十七年頃埋めたといふ。

明暦以來の戸口増加表

明暦年中	戸数	男	女	計
天和三年 (二三四)	七〇〇
元祿十二年 (二五五)	八七二	二、二八一	二、三四五	四、六二六
享保九年 (二六四)	一、一七八
享和元年 (二六八)	一、二七二	二、九四一	二、八八九外ニ僧三八	五、八六八
弘化四年 (二五七)	一、五八〇	三、一八五	三、二三〇同二九	六、四四四
明治元年 (二五八)	一、八三九	三、七二四	三、七三七	七、四六一
明治元年 (二五八)	一、七六三	三、五五五	三、六八二	七、二三七
明治十一年 (二五八)	二、一四〇	四、〇一九	四、三二九	八、三四八
明治廿二年 (二五九)	三、四〇四
同三十一年 (二五九)	四、三三五	二、二三一	二、九八九	二五、二二〇
昭和五年 (二五九)	一〇、四三四	二、四、三四九	二、六、七九三	五一、一四二

四日市に關する紀行文

〔伊勢略志稿〕

一 四日市驛 篠枕曰三日竟夜雨荒しく明行空もいとくらきに出にける。四日市は名におはゞ明日こそ立べきを旅次の路も程近ければ今日ぞ過ける。春の曙曰四日市場はけふはその折ならねど中々ににぎはし。家忠日記曰天正十九年十月十六日太神君四日市場着御。按に五十三驛の一にして慶長六年の公案あり云々。

〔林羅山癸未紀行〕

四日市場人争赴 處々商買相共遇
交易添得一日多 塵中恐作公超霧

〔小堀遠州辛酉紀行〕

元和七酉九月廿二日 天快晴（中略）神無月一日天遠晴風靜也人々宮へ參るべしといふ。里の名もこゝは熱田の宮なればけふより冬の神無月かな。とて神前へは參らず此の國の守の御もとへさして言ふべき事侍るによりて今日はとどまりぬ。國守の御許より殊に懇にいたわり給て御舟など給はりて暮かゝる程にあつたを出で、はるくの海路を経て伊勢國桑名の里につく。舟より上りて、舟人のこがれて伊勢につく里を桑名ときけば旅はくるしき。とて夜も明くる程に此里を出る。二日天晴風すさまじく巳の時斗に風も靜る。四日市場と云所に着。此里に知る人有立寄て午の時斗に出ぬ。濱田の里を過て、ひながの里にかゝる。

〔内辰紀行〕（元和二年）

熱田の里より海路七里渡りて伊勢國桑名にいたる。（中略）四日市場より三里ばかり西に藥師の石像ある所を石藥師と名づく（下略）

第二節 濱田

大字濱田は大字四日市と共に往古濱村と稱し、住民の多數は農業を主としてゐたのである。古くより堀木、中條、沖ノ島、四ツ家、出屋敷、南納屋等の出郷があつて、其地域は各大字中最も廣大である。建仁年代より大字四日市と其の氏神を同じくし、濱田築城以來城下地として次第に發達し、其の領主古來亦同一であつて市街田園相接するを以て町制施行の際併合して四日市町となつた。今享保九年及び町制施行直前の戸口數を擧ぐれば左の通りである。

享保九年 戸數三百九十九軒 人口千七百三十人
明治廿二年 戸數四百九十七戸 人口二千三百五十四人

宗牧の東國紀行

天文十三年の秋熱田の宮へ詣で、又桑名に渡海したり。栗原へは程近し、馬上物語のうちに着たり。（中略）此會に濱田出羽守光義、明日又興行懇望難去事なり。けふは十一月晦日この家は依藤太秀郷の末孫にて、彼龍宮より褒美の太刀所持せられたり。毎月朔日には同名衆出仕、三日潔齋して供具をそなへ三献の儀式嚴重なり。此太刀拜見のため昨日は逗留の事なれば、未明におきて行水看經など

し侍りし、勢田橋再興勸進十穀、これもけふを待えて、早天より尋ね來れり。奇特の事なり。當城難儀の折々、神變の事ども隠れなきものなり。太刀箱のしめ七重の袋こま唐土の錦色々なり。再拜して鞘抜れたる、二尺七寸計もあらん、ともづか白金の鍔いづくよりいりけんともみえず、朱雀院の御宇の事にや、いかばかり物古侍らむ。毎朝ほこりを拂ひ拭はれ侍れば、光さやかに、見るから身の毛もよだつやうなり。(中略) 此太刀の故にや、今朝大ふぶきして、濱田迄は七八町のほど行もやられず、降わたす雪は山鳥の尾上かな。八峯千草岸つゞき、この躰にてありけむ。夜更て歩て侍りしに、息孫太郎去年わたり元服とぞ、せいは見揚る計なれば、盃も及なきよし申たれば、猶以強られて、やうく歸りぬ。是より浦まで五十町計なれば、晝過に羽州其外駒ならべて遙なるひがたのなかに松原あり、神明ますゐがきのあたり、みかはらけ出されて立重ねたる程に、(中略)藏春軒旅宿にて、こまくなり。(中略)是より智多の大野のわたり七里となむ。

第三節 濱 一 色

大字濱一色は往昔今の三重郡海藏村大字末永より移住した部落なることは殆ど疑なきところである。其の證左となすべきものは末永神明社の棟札に「天文六年丁酉二月末永村總氏子中」とあり。此の外天和四年、元祿七年、寶永四年、享保十三年、寶曆三年、明和二年、安永六年の棟札等總て八枚ありて、何れも濱一色村總氏子中と記せるにても知り得られる。斯く天文年代(三〇頃)既に創生してゐた濱一色は爾

來順調の發達を成し、享保年代には既に出郷北川原町を生じ、次で天明年代より水車町を生じた。明治廿二年町制施行の際其の北川原町、水車町を四日市に、其の本村を海藏村に編入せられようとしたが、古來其の領主殆ど四日市と同一であつて、水利の關係等亦密接なるものあつたから、遂に全部四日市町に編入せらるゝに至つた。今天正年代以來の戸口數を擧ぐれば左の通りである。

年 代	戸 數	男	女	計
天正年中 (三〇頃)	一九	……	……	六七
天和三年 (二四三)	七八	……	……	四二一
享保九年 (二三八四)	一二六	二四〇	三〇六僧四	五五〇
天明四年 (二四四四)	一六〇	三〇五	二八九	五九四
享和元年 (二四六一)	一七〇	三二二	三〇七	六二九
天保十三年 (二五〇三)	一三四	四五五	四三三	八八八
明治廿一年 (二五八)	二四二	……	……	一九四

第四節 末永、赤堀、其他

末永及び鳥居町

此の兩町は四日市町制施行の際三重郡末永村の一部分が四日市町に編入せられたものである。爾來久しく行政上大字四日市と同一區域として取扱はれてゐた。然るに近年兩町共戸口大に増加した

ので、遂に大正十三年一月十二日大字四日市より分離したものである。

鳥居町の名は頗る古き通稱である。古老の傳ふる所に依れば往昔此の地に稻荷神社があつて、多數の鳥居が建つてゐたから鳥居町と呼ぶと云ひ、或は末永神明社の大鳥居があつたから名づけたと傳へられてゐる。

赤 堀

四日市町制施行の際三重郡赤堀村の一部を裂きて四日市町に編入されたものである。此の地は赤堀村の出郷であつて往昔赤堀新田と公稱し又新正(新庄とも書く)と俗稱した。現在大字赤堀と公稱せられてゐるけれども多くは通稱新正と呼ばれてゐる。

尾 上 町

四日市市四事業の一として明治三十九年計畫せられたる埋立地であつて、全四十三年竣成し全年十月十九日命名せられたるものである。

末 廣 町

縣營四日市築港事業として明治四十三年七月十七日埋立に着手せられ、大正六年第一號地の略竣成するに及び全年十二月十八日此の地に命名せられた。

千 歳 町

前記築港事業の埋立地なる第二號地の大正十四年略竣成を告ぐるに及び、全年四月一日大字千歳町と命名せられたのである。

第七章 各町沿革

第一節 總 說

各町の沿革を記するに當り、先づ地籍上及び戸籍上に關する各大字の事を一言せざるを得ない。現在の四日市市なるものは地籍上四日市濱田濱一色、末永、赤堀、芝田、久保田、尾上町、末廣町、千歳町の十大字より成立し、戸籍上にては古來の關係上四日市西町外廿五ヶ町及び前記の濱田外九大字即ち三十六箇大字より成立してゐるものである。元來往昔の四日市なる名稱は西町外數箇町或は十數箇町又は廿數箇町を綜合したる名稱であつて、明治維新前までは四日市場、四日市驛、四日市宿、四日市町、四日市村など稱して行政上統一せられてゐたが、明治四年戸籍編制の際戸籍上各町獨立の形成となつた。斯くて明治廿二年四月町制施行の際には四日市の廿六ヶ町及び濱田、濱一色の二ヶ村即ち廿八ヶ町村に末永村、赤堀村、芝田村、久保田村の各一部を加へて四日市町を編制したものである。而して末永村、赤堀村、芝田村、久保田村の内より加へられたる部落は地籍上、戸籍上共に大字を以て稱せられ、西町外廿五ヶ町は戸籍上大字を以て稱せらるゝのみで、地籍上にては四日市を以て大字と稱してゐるのである。尾上、末廣、千歳の三ヶ町は築港埋立に依り造成せられたる土地であつて地籍上、戸籍上共に大字を以て稱せられてゐるのである。

地籍上、戸籍上にては以上の如き區劃なれども、市の行政上に於ては更に之を細分して行政區劃を立て、其れく町名を附して各町に町總代を置き、之と連絡を保ちて市の行政を行つてゐる。茲に記さんとする沿革は此の市行政上に於ける各町の沿革である。

第二節 大字 四日市

西町

弘治、永祿（三〇年代）の頃初めて當所に市場を開始した頃より西の口と稱してゐたが萬治、寛文の頃より西町と稱へ今に至つた。

住吉町

西町南裏の大部分と曩に比丘尼町より分離して創設せし新比丘尼町とを併合して昭和三年十一月廿六日創めて成立した町である。

久六町

西町に次ぐ古い町である。其の町名は久六なる人が初めて此の町を開拓したのに由るものと傳へられてゐる。

比丘尼町

當町も亦西町に次ぐ古い町で、寛永二十年に既に此の町名がある。此の町名は往昔尼僧の居住してゐたので名づけたものだと傳へられてゐる。

北町

西町と同じく弘治、永祿の頃より北市場と稱したが、寛文三年初めて北町と號した。徳川幕府の中世より明治維新前まで交通の最も盛であつた頃には南町と共に旅館業者頗る多かつた。天保六年には其數百六軒に達し兩町を旅籠屋町と稱せられてゐた。

十建町

戸籍上北町に屬してゐる。文化年代より出來た町で、通稱十軒屋と唱へた。最初十軒の家があつたから名づけたものである。文政十三年には十軒家町の名あり、天保年代には十軒屋及び傳馬町建福寺町の三つに分かれてゐる。傳馬町の名は當時此所に御傳馬の馬を多數飼養し馬子等が居住してゐたから稱せられたものである。現に當町一音院に馬頭觀音を祀つてゐるのは當時馬子等の信仰により奉安したものであるといふ。元戸籍上行政上共に北町に屬してゐたが明治廿二年四月行政上北町より分離獨立した。

南町

北町と同様、弘治、永祿の頃より南市場と稱し、寛文三年初めて南町と號した。此の町の内東新地と稱するは嘉永六年造成せられたもので初めは單に新地と稱へたが、大正の初め新に西新地が開かるゝに及び之に對して東新地と稱ふるやうになつた。

豎町

四日市の各町中最も古くより町名のあるは豎町である。北町南町と同様弘治、永祿の頃より豎市場と

稱してゐたが、寛永十九年既に立町の名稱があつた、同町の内通稱堅町横丁と稱する部も寛永十九年既に肴町の名があつた。肴町は其の後通稱魚の棚と稱し、又魚町と公稱したが、明治八年堅町に併合せられた。

西中町

中町は元龜、天正の頃より中ノ瀬古と稱し、寛文七年初めて中町と號した。當時は未だ現在の西中町のみであつたが、爾來漸次東に發展して濱町に連接するに及び、之を二ヶ町に分ち、文化年代より上中町、下中町と分稱した。現在にても尙此の稱を用ふるものがあるけれども、市行政上に於ては西中町と稱してゐる。

東中町

中町を二分して上中町、下中町と稱したことは西中町の條に記した通りである。下中町は往昔道路の兩側は田園であつたから、天保年代には其の東部を田町とも稱した。其の後現在の名を用ふるに至つた。

西八幡町、中八幡町、東八幡町

此の三ヶ町は元單に八幡町と稱した。寛永年代既に此の町名があり、又一に八幡瀬古とも唱へた。此等の名は八幡神社の鎮座地であるより名づけたものであらう。然るに明治四十二年此の町の東一帯の田面を埋立て、市街を造つた結果、其の區域廣大となり、町政整理稍困難となつた爲め、全四十五年三月五日東西兩八幡町に區分し更に大正十年九月一日西八幡町を二分して中八幡町を創設した。

境町

八幡町と同様寛文年代より七幡瀬古或は七幡町と稱せられた町で、又南瀬古ともいつたが、明治七年八月十七日境町と改稱した。

〔三重縣廳書類〕

明治七年九月四日三重郡四日市町七幡町を改めて境町と稱す。

（内務省へ伺）明治七年八月七日

當縣管下伊勢國三重郡四日市七幡町改唱の儀は別紙の通全所住民より及出願候右は實際申立の通相違無之儀に付御許可相成度別紙并に圖面相添此段相伺候也（理由取引上紛らはしきに由る）

（指令）同年九月四日

書面伺之通可取計事

北條町

寛文年代には北丁と書かれてゐる。其の後北條町と書き文化年代には之を小分して北條片町、（又片原町といひ或は南ノ町ともいふ）北條中ノ町、北條北ノ町と俗稱したが、片原町は文化十一年濱町住人利兵衛なる者に買收されて濱町に組込まれ、後間もなく其の街路を宅地となし片町は消滅した。

濱町

弘治、永祿の頃には南北堅市場などと共に市場を成し、洲濱と稱へてゐたが、寛永年代には大濱と稱した。其の頃今の鐵道線路附近以東を埋立て、此所を築地と稱したので、後世濱町一圓を築地と稱するものあ

るも、これは誤りである。濱町の稱は延寶二年より號せられたもので、鐵道踏切より東へ入る小路を天保年代には四軒町といつた。

上新町

此の町も寛文年代既に其の名を有し爾來順調に發達して今に至る。

中新町

寛文年代に下新町と稱したが元祿年代の頃より中新町と稱してゐる。

南新町

天保年代初めて一町を成立し今に至る。

四ツ谷新町

正徳三年の書類に四ツ家東側に三軒西側に一軒とある。即ち今の蓮生寺の東で、之を四ツ家といつたのが此の町名の濫觴である。爾來久しく四ツ家と稱し次で四ツ屋町と稱へて居たが文化年代に至り中新町と下新町の間を加へて四ツ家新町と稱へ、文政十三年に初めて四ツ谷と書かれたものがあり、嘉永安政の頃より専ら四ツ谷新町と書かれてゐる。

日の出町

日の出町は大正十一年五月六日四ツ谷新町より分離創設したものである。

下新町

寛文の頃には亀屋町と書かれてゐる。元祿の頃より下新町と稱へ延享及び文化年代には濱新町とも

稱し後又下新町と稱へて今に至る。

新丁

寛文及び正徳年代には新丁、日永町、早船町の三つに分れてゐた。即ち南部は新丁、北部は日永町、日永町より下新町に至る間を早船町といつた。然るに元祿の頃には南部を濱新丁といひ、北部を藏町と稱し、舊早船町を日永町となへ得願寺前東を早船町といつてゐた。斯く變化してゐるのは其の地の建築物或は地勢等の變遷に基くものではあるまいか。即ち早船町の如きは熱田へ渡海の廻船を出した所で、其の乗船場の移動に依り町名が移動したもので、藏町の如きは元乗船場であつた所が南に移りて其所に倉庫の建並びしより號したものであらう。斯くて延享年代には南北一帯を新丁と稱し、早船町は日永町と改稱し、文化年代復た舊名早船を用ひてゐる。而して天保年代より以上總てを新丁と稱した。

藏町

納屋部内中最も早く開けたるは藏町である。元和、寛永の頃には今の納屋部内の地は北三瀧川尻より南大井ノ川に至る間一面の洲原であつて僅に十數軒の納屋の點在してゐたばかりで



藏町通り

あるが寛文年代には既に濱町築地より思案橋を渡りて一條の大道を通じ、其の兩側に數軒の納屋軒を並べて市街を形造り始めた。次で元祿年代に至り初めて納屋町と稱し、正徳の頃より藏町といつた。延享年代には納屋本町と稱へ、寶曆の頃より再び藏町或は納屋藏町と公稱し、後單に藏町と稱へ今に至る。

北納屋町

元祿年代今の藏町を納屋町と稱した頃は未だ一ヶ町を成立するに至らなかつたが、正徳の頃より漸く市街を形成し、爾來北納屋町と稱してゐる。

中納屋町

北納屋町と同じ。

桶之町

北納屋町と同様に開拓せられ、正徳年代より南納屋町と稱したが、文政年代より桶之町と稱へてゐる。

西袋町 東袋町

西袋町及び東袋町は正徳年代より中南納屋町と稱し、天保十四年の地圖に袋町と現はれてゐるが、明治三年二月更に袋町と公稱し、明治十九年八月之を現在の如く東西の二ヶ町に分離した。

南納屋町

正徳年代より大南納屋町と稱して、明治の初年に及んだが、明治維新後單に南納屋町と稱するに至つた。此の町は其の一半は地籍上戸籍上共大字四日市に屬し、一半は大字濱田に屬してゐる。されど大字濱

田に屬してゐる部落は濱田本村は勿論他の濱田出郷とも其の距離遠く、且つ其の職業を異にしてゐるに反し、大字四日市所屬の南納屋町とは隣保相接し、且つ職業が同じく、随つて人情風俗をも同じうしてゐる關係上、古來領主の同一なるを幸、他村ながらも大南納屋町と稱し、冠婚喪祭及び日常の交際は勿論、祭禮練物を共有し、兒童教育の事業に至るまで、全く同一町内として終始し、今に至つてゐる。

高砂町 稻葉町

此の兩町は稻葉三右衛門に依り、明治六、七年に開拓造成せられた町であつて、明治八年五月十四日稻葉町は開拓者稻葉の姓を取り、高砂町は同夫人たか子の名に因みて目出たく高砂町と命名せられたものである。當時の書類左の通りである。

〔三重縣廳書類〕

明治八年五月十四日

伊勢國三重郡四日市港新開地澁筋南側三丁を高砂町全北側三丁を稻葉町と名稱す。

(内務省届) 明治八年五月十四日

當縣第一大區一小區伊勢國四日市中納屋町平民稻葉三右衛門外壹名自費を以て該港新地開墾并に波止場建築之儀、明治六年七月十五日大藏省伺漏之上追々施行の處開墾地凡壹萬坪餘落成相成り、尤波止の儀は其後上陳之次第に有之、尙今專經營中に候得共、即今新地移住の人民五十戸餘有之、就ては町名の儀該地澁筋南側三丁を高砂町全北側三丁を稻葉町と相稱候、依て右略圖相添へ此段御届仕候也

(指令)明治八年六月五日

書面申出の趣は開届候條以後右様の儀は總て伺之上處分可致事

南川原町

寛文年代には橋本町といつた。元祿年代より川原町と稱へ、文政の頃より南川原町と稱してゐる。

西川原町

元南川原町の一部で其の西部を占めてゐたが、次第に戸口の増加するに伴ひ、明治四十一年七月頃南川原町より分離して一町を創設した。

中川原町

寛文年代單に川原町と稱してゐたが、文政の頃より中川原町と稱してゐる。

川原町

元祿年代には一色高の川原町と稱せられてゐる。當時戸數九軒にして久しく移動がなかつたので又俗に九軒町ともいつた。舊川原町の南部及び中部に位置してゐる部落が南川原町、中川原町と稱するに至り、此町を單に川原町と稱へた。

中島町

此の地は寛文年代に開墾せられたる所であつて、始め子改新田と稱し、文化年代より字中島及び小右衛門と分稱せられたが、明治の末頃より字小右衛門地内漸く宅地化して戸口次第に増加するに従ひ、大正二年一月一日一町を創設して小右衛門町と稱したが、大正六年五月此の地方耕地整理工事完成の結果

字小右衛門繩古新田、南天然新開の各一部を字中島と改稱して字中島に加へ、次で住宅が此の地に發展したので大正十一年一月中島町と改稱した。

午起

此の地は元祿十五年四月市濱一色共同にて開發せられ、午改新田或は午起と稱せられたる所である。寶永四年十月四日の大地震で再び海となり延享四年まで三十四年間其儘であつたが同年より漸次再開せられて現在の如くなつた。大正二年四月市より富田濱に通ずる道路が開通し大正十三年濱一色より該道路に達する六間幅道路の築造せらるゝに及びて此の丁字形道路に沿ひ人家拾數戸建築せられ昭和二年相はかりて午起組合を組織し他町との關係なく獨立の有様となつたが未だ一ヶ町としての公認を得たわけがなく隨て又町名も定つて居ない。

第三節 大字 濱田

新田町

此の地は其の名の如く往昔開墾せられたる新田であらう。其の開墾せられたる年代は明かでないが、文祿三年九月二日の檢地帳に既に新田の名が出てゐる。延享年代の地圖に「此所百餘年前は繩手の由に申傳候」と記入しあるを以て見れば元和寛永の頃には未だ市街を形成してゐなかつたのである。徳川幕府參觀交代の制を設けて街道の交通殷盛となるに及び次第に人家櫛比して遂に市街を成したものであらう。而して寶永年代既に新田の名あるを以て見れば其の頃に於て一ヶ町を成立してゐた

もので、延享年代には新田町と書かれてゐる。

江田町

江田町、江田川、江田神社等の名稱の起りは何れが先であるか明かでないが、文祿三年九月の檢地帳に江藏田の地名があり、寶永六年の書類に江藏田の部落名がある。然るに江田の部落名は寛永元年より用ひられてゐる。されば此の町は元江藏田と唱へ、後江田と改め、暫く兩名を併用し、遂に江田町と稱したものであらう。寛文年代の地圖に彼の島口屋(島口屋の稱は沖の島に達する道の出、口を意味するものであると傳へる)の瀬古なる道路既に通じ、此より沖の島を経て四日市新丁に達する道路があつて、松茂の瀬古の道路なきを以て見れば新田町よりも江田町の方が先に發展したものと考へられる。

北濱田

北濱田は南濱田と共に往古の所謂濱村であつて、文明二年田原忠秀の築城以來濱田村と稱したものである。濱田村は鵜ノ森神社前東海道筋を中心として南北に發展するに従ひ、中央を中町或は中ノ瀬古(今尚中世古といふ)と稱へ、其れより北を北町、南を南町と稱した。現在の北濱田は此の中町及び北町を合稱したものである。此の北町は更に北へ北へと發展して江田町、新田町を生じ、南町は南西に發展して、知近遂に三重郡常磐村大字赤堀に接續するに至つたものである。

十七軒町 中組 橋南

此の三ヶ町を一括して別に南濱田と稱へる。南濱田は寶永の頃まで南町と稱へてゐたが、其の頃は今の南町橋の邊より以西は全く松並木の畷であつた。是れが漸次發展するに従ひ次第に三ヶ町に分離したものである。即ち十七軒町は正徳年間既に其の名を稱へ、其より以南は南ノ端と呼んだ。斯くて南ノ端は更に發展するに従ひ、安政の頃中組と南組に分れた。南組は又南條とも稱し、後橋南と稱へて今に至り、何れも行政上の一區域を成してゐるものである。

堀木

此の部落は最も古くより成立してゐるもので、四日市町制施行の際將に三重郡赤堀村(今の常磐村を當時赤堀村と稱する豫定であつた。)に編入せられようとしたが、古來の歴史及び水利の關係上、大字濱田の一部として四日市町に編入せられたものである。

諏訪町

明治三十九年四日市市四事業の一として計劃せられたる諏訪新道竣成して其の兩側に人家並列し、次第に市街を成すに至り、大正四年八月新田町より分離獨立を企て、翌五年三月廿三日新田町の承諾を得て市役所に届け出でた。斯くして全年四月七日之を公認せられ、諏訪町と命名して一行政區域となつた。

沖ノ島町

此の地は往古海中の一孤島であつて、當時里人呼んで沖ノ島といつた所であるといふ。されば當市にては随分古き名稱の地である。此の地が開發せられて新田化するに及び濱田村の出郷となつてゐたが、諏訪新道の開通に因りて異常の發展を見、更に大正十四年電話局前通の開通にて急激の膨張を見るに至つた。

四ツ谷町

今より凡そ二百年前今の四日市西驛前の西諏訪新道の南に四戸の農家があつてから四ツ家と稱せられてゐたが、四日市驛の設置、諏訪新道の開通、聖覺教院(通稱善光寺)の建設等によりて急速の發展を呈した町である。

朝日町

昭和三年四月十九日四ツ谷町より分離獨立した町である。其の區域は伊勢電鐵線路以西以南(善光寺以東を除く)一帶の地である。此の町の南部通稱新四ツ谷と稱する所は古來海岸寄洲の高地であつた所で、明治二十三年四日市停車場の設置せらるゝに際し、其の敷地に當つてゐた住民十數戸が此所に移轉して一部落を造つたものである。

昌榮町 西末廣町

此の地は延寶三年(二三五)開墾せられたる卯改新田の一部であつて濱田村に屬し、久しく出屋敷と稱せられてゐた所である。此の地亦最近異常の發展を見たので大正十二年十二月十八日阿瀬知川を堺として南北兩町に區分し、南を昌榮町、北を西末廣町と命名したものである。昌榮の地名は尾上町末廣町間に架せる昌榮橋の名に因み命名したるものであるといふ。

第四節 大字濱一色

濱一色

濱一色の名は天文六年(三三六)末永神社の棟札に現はれてゐるのを初とする。一色は一色高の義であつて、一色高とは往昔年貢を納むるに普通米石高と趣を異にし、其の耕地には穀物を作らずして繭桑、麻、漆、楮等の内一種を作り、其の年貢を納むるもので、未だ米作の發達せない土地に課税する高を一色高といふのである。されば濱一色は天文年代以前末永村の出郷であつて、其の地海濱に位置し一色高を納めたから濱一色と稱したものであらう。爾來漸次發展して獨立したる一ヶ村となり、地籍上、戸籍上、行政上の一區域であつたが村勢の更に發展するに従ひ、北川原町、水車町等の出郷を生じ、最近更に新濱町を分離して何れも行政上の一區劃を成してゐるものである。

北川原町

北川原町は往昔東海道筋に沿ふてゐる濱一色村出郷一帶の稱であつたが、其の出郷の發展するに従ひ水車町、噺町、太鼓町等の各部落を生じ、水車町は明治三十七年獨立したる一行政區域となり、北川原町は噺町、太鼓町を入れて一行政區域となつたものである。

水車

正徳三年(三三三)の地圖を見るに此の地は全部松並木の畷である。されど此の地海藏川の邊にて水利の便よきを以て元祿年代(三三〇頃)より治左衛門なる人(現新濱町齋木治平祖先)水車業を始めてから、人々此の地を水車と呼んだ。爾來戸口の増加するに従ひ水車町と唱へてゐたが、明治三十七年一行政區域として一ヶ町を成したものである。

新濱町

此の町は大正十三年二月一日濱一色町から分離獨立したものである。大正年代に入つてより製陶業、養雞業の隆興と第七小學校の新設とに因り濱一色町の南部及び東部の發展が著しく、爲めに町政の統一困難なる事情を生じて遂に分離したものである。當時戸數二百七十餘戸であつたが其の後大正十三年六月此の地に東洋紡績工場の設立せらるゝと共に全年十月東西に通ずる六間幅道路開通し、更に昭和二年三月南北に通ずる四間幅道路の貫通するに及び急劇なる發展を成し、昭和四年二月末戸數五百二十餘戸を有するに至つた。

第六節 各町別戸口表

町名	明治四十三年末	大正二年末	大正七年末	大正十二年末	昭和三年末	昭和四年末
町名	三六	一、〇五五	三三	一、二六六	三二	一、二三四
住吉町
久六町
比丘尼町
北町
十建町

町名	明治四十三年末	大正二年末	大正七年末	大正十二年末	昭和三年末	昭和四年末
南川原町
中川原町
西川原町
川原町
南町
上新町
堅町
西中町
東中町
西八幡町
東八幡町
中八幡町
境町
南新町
中新町
四ツ谷新町
日ノ出町

下新町	二六	五四	一四三	六四三	一四	六八	一四二	六八	一四	六八
新丁	三〇五	一、六九八	三六	一、五三	三元	一、三四	三五三	一、七六	三三	一、七二
濱町	四二	二、九〇二	五二	三、七九	四六	二、七九	四二	二、九八	三九八	二、八九三
北條町	四二	一、八九二	五〇	二、四四	四六	二、三〇六	六八	二、九八	五五二	二、六三
藏町	三〇	五〇四	三三	五九	三〇	五九	二九	六三	二二	五三
北納屋町	二九	一、二九五	二五	一、二八九	二九	一、一九二	二四	一、二六〇	二五	一、〇一一
中納屋町	六	五三	七	四九	六	四三	三	三三	六二	二九五
桶之町	元	一七六	三	一五	三	一五	三	九	六	二九五
西袋町	二四	一、四六	一	六九	二	六四	三	六	一	一〇一
東袋町	三三	一、四六	二	六六	二	六二	三	六	一	一〇一
南納屋町	三六	一、五四	三	六九	三	六〇	三	七	三	一〇一
高砂町	二二	八三	二	六八	二	七七	二	五	二	一、五五
稻葉町	一六	七二	三	八七	三	一、一三	二	一、二五	二	一、〇一〇
新田町	一四	七二	一	八六	一	六五	一	七	一	七六
江田町	二二	一〇九	一	八七	一	六二	一	八	一	七六
北濱田	八五	四九	二	六二	二	六二	二	七	二	七六
十七軒町	二四	四六	一	五八	一	五八	一	七	一	七六

二三八

中組	三	一四	一九四	三九	二五八	四	三六	四	一九五	
橋南町	八一	四七五	六	四七五	六	四七五	七	四八八	一〇二	四八四
堀木町	二五	一〇〇	二七	一〇〇	二七	一〇〇	二六	一〇二	三	一七
沖ノ島町	允	八四〇	一五	七三	二七	二七	八七〇	四	一、九六六	一、六九八
四ツ谷町	一五	一、〇八一	二六	九九	二七	一、三七八	一〇五	四八	一、〇一一	四九八
朝日町	一	一、〇八一	二六	九九	二七	一、三七八	一〇五	四八	一、〇一一	四九八
出屋敷	五	三三	七	四五	七	四五	七	三三	一、〇一一	四九八
昌榮町	五	三三	七	四五	七	四五	七	三三	一、〇一一	四九八
北川原町	一五	八〇二	一五	九三	一七	八六	二二	一、〇九七	一、〇九七	一、〇九七
水車町	六	四七	八	五五	九	四三	一三	六六	一、〇九七	一、〇九七
濱一色	三三	二、〇三三	二〇	一、六一	三三	一、五六	二〇	一、二六二	四	一、四七
古川	二	二、〇三三	二〇	一、六一	三三	一、五六	二〇	一、二六二	四	一、四七
新濱町	二	二、〇三三	二〇	一、六一	三三	一、五六	二〇	一、二六二	四	一、四七
末永	七	一〇九	三	一〇九	三	一〇九	三	一〇九	四	一〇九
鳥居町	一	一〇九	三	一〇九	三	一〇九	三	一〇九	四	一〇九
赤堀	四	二六四	四	二六四	四	二六四	四	二六四	四	二六四
諏訪町	四	二六四	四	二六四	四	二六四	四	二六四	四	二六四

二二九

(今の築地裏字早船)田貳反參畝餘、畑參町七反九畝餘。元中島教法今字中島東洋紡績濱一色工場の東田七畝餘、畑參町參反貳畝餘。總て寛文十一年起す。高總計百壹石四斗七升參合(川合改)

丑改新田

今濱町通稱高尾裏の地。延寶元年(三三三)起す。面積貳反七畝拾歩、高參石貳斗八升七合(川合改)

右亥改及丑改新田は延寶四年川合助左衛門更に見分して本田高となる。其高合計百四石七斗六升である。

丑改洲納屋

今の納屋町屋敷貳町拾六歩、高貳拾四石八斗六升九合。延寶元年起す(川合助左衛門改)

辰改洲納屋

今の南納屋町の一部當時畑八反九畝餘、高九石壹斗貳升四合。延寶四年起す(川合改)

延寶七年右丑改洲納屋及び辰改洲納屋を合して一口とし、高參拾參石九斗九升參合となる。此の中畑壹反貳歩高八斗五合を天和元年(三三三)丑改新畑と稱した。

納屋地

である。田貳反五畝拾歩、畑五反七畝貳拾壹歩、合計八反參畝壹歩、高六石壹斗六升貳合。元祿七年(三五四)起す。

(鈴木八右衛門改)

濱新田畑

今字六左起の内の東部即ち三重製網會社の敷地の邊である。面積壹反七畝餘高貳石元祿十二年起す。(石原清左衛門改)

此の濱新田畑の開墾は四日市の發展に重大なる關係を有するものである。從來阿瀬知川の河口であつて入江を成してゐた四日市港は今の三重製網會社及び四日市製油場の邊で三瀧川と共に潮汐相通じ、出入船舶は三瀧川河口を上下して港に出入せしを該新田を開墾すると同時に對岸の寄洲まで堤防を築造して、河水潮流の連絡を斷ち、新に堀川を開通して今の納屋町東より高砂町南に至らしめたものである。加之此の新田開墾に伴ふ河水潮流塞斷の結果として、從來三瀧河流の今の富田濱に通ずる街道筋に於て、海藏川と相連絡してゐたのを(往古海であつたが、沖に長大なる寄洲の横はり恰も川の如くなつたもの)元祿十五年其の兩端を閉塞して、午改濱新田畑を開墾するに至らしめたもので

高八升四合。享保二年(三三七)起す。(増井源右衛門石原清左衛門改)

丑改新田

今字古新田の一部即ち大正橋東北の地。畑七反六畝拾歩、高六石壹斗七合。延寶元年起す。(川合改)

卯改新田

延寶三年起す。高貳斗四升五合(川合改)

辰改新田

一に丑改濱新田と稱し、俗に青六といふ。今北納屋町專賣局の所である。面積八反七畝餘、高拾參石四升五合。延寶四辰年起す。(川合改)

未改新田

高壹斗壹升參合。延寶七年起す。(川合改)

右四口を延寶八年合せて一口とし、丑卯辰未改濱新畑となす。此高合計拾九石五斗壹升、之に天和元年丑改洲納屋より分割したる高八斗五合を加へ總高貳拾石參斗壹升五合となる。此面積合計貳町五反參畝四歩。

戌改新田

俗に久藏起といふ。今字午改の内即ち通稱午起の西部の地

ある。

午改濱新田畑

今字午改通稱午起と稱する地。面積田貳町八反壹畝壹歩半畑壹町五反八畝九歩、合計四町參反九畝拾歩半、高四拾壹石七斗壹升八合。元祿十五年(三三三)起す。(石原改)

古新田の外同年に五反五畝廿七歩の御見取場と稱するものが開拓せられた。之を見取場の初とする。然るに該新田及び見取場は寶永四年(三三三)十月四日大地震のため海となつたが、後漸次之を起すこと左の如くであつた。

延享四年(三四七)壹町參畝歩見取場と成る。

寶曆三年(三四三)右見取場貳町四畝歩となる。

明和四年(三四七)右見取場にて見取米五斗増加す。後更に見取米壹斗五升増加す。

明和六年先に見取場にて海となつた五反五畝廿七歩の荒地再び見取場となる。

以上新田總反別參拾四町參反參畝拾壹歩半、高參百拾九石八斗八升七合である。

寅高入新田

今の稲葉町北部及び其の三瀧河口對岸の地。面積合計五町五反四畝九步、高貳拾八石八斗壹升九合、文化三年(西六)起す。(多羅尾四郎次郎改)

〔伊達實一郎所藏書類〕

寅高入新田開墾經歷

文化三年全國米作不熟にして、人民一般難澁困苦に陥り米價最高値なり。故に商工業不振就中職業稼の輩は極難澁に陥りたる事にて其事情景况觀に不忍、先代(伊達氏)氏伴寅高入の地所の海岸附寄洲の地を開墾し、畑地に成し、試作畑を開墾す。右開墾するに當り海面に波除堤防を築造するは必要第一なれば、該堤防新築するに所内難澁人民を蟻集し其事業に従事せしめ、工事を起し開墾したることなり。俗に字ガンントロと唱す。

申高入新田

今の新丁湊座東の地である。元阿瀬知川々敷の所、文化五年川替のため葭原となつたのを全九年起す。面積壹町五畝九步、高九石六斗參升貳合。(多羅尾改)

巳高入新田

當時廻船新開とも稱す。今の高砂町西部の地、面積九反四

畝貳拾壹步、高四石九斗七升四合、天保四年(西三)起す。(多羅尾數負改)

午高入新田

今思案橋北詰の西及び東並に北納屋町東堀川沿岸及び稻葉町の一部等である。何れも元祿十五年初めて見取場となつた地。當時面積五反五畝廿七步、後寶永四年大地震にて荒地となり、明和六年再び見取場となりし所、弘化三年(西六)多羅尾久右衛門檢地にて高入となる。其の面積最初より少しく減じて五反四畝拾貳步、高參石六斗七升貳合。

右寅高入新田より午高入新田に至る合計面積八町八畝廿壹步、高四拾七石九升七合である。而して文祿の檢地より是に至る總面積百參町五反壹畝拾步、高千百四拾八石九斗八升八合となる。但此外元和八年より廻船地子免許反別五反貳畝貳步五厘、高六石貳斗五升及び寛永十五年より御傳馬地子免許反別參町參反參畝拾步、高四十石が何れも除外せられたのである。

昌榮新田

昌榮新田は、今の尾上町及び末廣町の地であつて、延寶三年(西三)の開墾に關する卯改新田の一部である。卯改新田は

替る。

斯くて翌天保十二年經費壹千六百有餘圓を投じて開墾を竣成したが、其の後嘉永三年七月廿一日夜の暴風雨にて堤防決潰百五十間、損所合計五百五十間といふ非常なる大損害を受けた。茲に於て嘉永六年四月之を大修築することとなり、四日市町民其の修築工事に努力し、其の勞役者を慰むるため連日連夜各町より思ひくの趣向を凝した餘興を行ひ其の工事を激勵した。斯くて大工工程なく竣成し、こゝに廣大なる昌榮新田の再墾を了へて美田相連るに至つた。然るに翌年十一月四日の大地震にて、大破壊を蒙り、更に其の翌安政二年四月十九日の高潮にて海水一面に浸入し、忽にして見るも憐なる亡所となつた。

〔西村孝之助所藏書類〕

差上申一札之事

勢州三重郡野壽田新田之儀當月四日辰中刻大地震にて大手堤不殘震下田畑青泥吹出平一面に相成用悪水種類不殘押潰多分之損所亡所同様相成誠に數ヶ敷次第奉存候乍併人家之儀は怪我人潰家等無御座候得共前文之變災之儀に付此段不取敢以書付御届奉申上候

濱田村の所屬で、當時面積數拾町歩の田畑宅地を有し、濱田新田村と稱したが、後三郎兵衛の支配地となり、享保の頃には四日市の住人安右衛門の手に歸して安右衛門支配新田或は單に安右衛門新田と呼んだ。後濱田村の代表者堀木茂右衛門、秋山林左衛門及び鈴鹿郡庄野宿の彌三郎、美濃國石津郡萬壽新田の大助等の共有地となり野壽田新田と稱した。此の地が斯く再三所有者の移動したのは寶永四年の大地震の被害を始め、屢次の風水害に因る維持困難の然らしめた所である。而して此間屢々區域及面積の異動があつた。茂右衛門等四名も亦維持困難に陥つた爲めか、天保十一年十月遂に之を代金千五百兩にて四日市の代表者なる庄屋太右衛門及び彌左衛門に譲渡した。買受けた四日市は當時荒廢してゐた野壽田新田の再開墾を行はうとして今年十月十二日地鎮祭を執行し昌榮新田と改稱した。されど公稱には尙依然野壽田新田の名を用ひてゐた。

〔西村孝之助所藏書類〕

天保十一年十二月十二日野壽田新田地祭りいたす尤役中町代其外金出し候身元のもの共一同羽織袴にて右新田會所に相詰る尤神主罷越祈禱す右の節新田名昌榮新田と相

巳上嘉永七寅年十一月

四日市

庄屋 太 右 衛 門
年寄 八 左 衛 門

信樂 御 役 所

野壽田新田被害之事

安政二年四月廿日 昨日高汐にて野壽田新田大手切所出
來其外廻船新田寅高入新田等汐入に相成候
右に付届書之一節

(前略)去寅年兩度之大地震にて堤通震下候上新規築上候
土砂未だ落付不申候故哉同夜戌刻頃忽大手堤長三十六間
長百二十間長三十間三ヶ所切入其餘北腕海面通堤延長九
十間大欠所出來田畑一面汐入に相成誠以て奉恐入候依
之乍恐以書付此段御届奉申上候以上
安政二卯年四月

四日市

庄屋地主 太 右 衛 門
全 彌 左 衛 門

信樂 御 役 所

右野壽田大破に付貳拾口已上衆會之上萬事出信仕御役所
へ御伺奉申上候積取極尤可相成は普請等も延引仕度と申
上候事太右衛門出信の積取極

四日市町民學つて丹精を盡し修築したる野壽田も僅々一
兩年にして全く破壊されたるにも拘らず、四日市人士の意
氣毫も屈せず、再び之を開拓しようとして、出願の上安政
四年許可を受け將に工事に着手しようとしたが、萬延元年
五月十一日暴風雨高潮のため更に其の殘部をも破壊せられ
て、茲に意氣阻喪し遂に着手するに至らず、其の儘となつ
てゐたが、明治三年九月又もや暴風雨大高潮に襲はれて、
遂に全く跡形もなく滅亡し、只干潮時に遠き淺瀬のみを現
す海となつてしまつた。

亥子新田

享和三年文化元年の兩年に亘りて開發せられたるを以て
此の名がある。今の午起海岸及び海面二帯の地であつて、
南北六百八十八間、北海藏川尻より南三瀧川尻に達し、東
西は北端にて九十九間、南端にて六十間、其の面積實に約
六萬坪、元來濱一色及び四日市地下の海岸寄洲の地なるを
以て、兩町村共同にて開發すべきものなりしも、濱一色村

有志に其の希望なく、四日市町有志の希望に依り寛政十二
年(西〇)六月初めて開發出願越えて享和三年十月許可を受
け、全月より工事に着手し翌文化元年九月竣成した。次で
小作人を之に移住せしめて耕耘に従事せしめ、亥子新田な
る獨立したる一村落を造成したものである。

〔伊達貫一郎所藏書類〕

差上申一札之事

此度當所并濱一色村下海面付寄洲爲御見分御勘定御組頭
岸彦十郎様御普請役元メ石川勘太夫様御普請役林又太郎
様直井剛八様御越右場所御見分之上新開願人御糺御吟味
に御座候處御料末永村よりも地請相願候上は若右村え地
請被仰付候ては當所漁方之者共は別の儀往々濱方差支
出來可仕何れ當浦先き他村え被切取候ては外分旁々不相
濟儀之段御役所様にも御許容被成下候間申合地請御願可
申上旨御利害被仰聞候に付私共拾人新開地請御願奉申上
候處願之通地請被仰付御請出差上申候然れ共御下知之儀
は何頃とも難計奉存候得共四日市請新田之儀に御座候得
は入百姓等仕候共万端各方御支配請御差圖之通取計可仕
候尤最寄御代官所に被仰付候共猶又不依何事各方御取次

を以相願此度開發願人は勿論入百姓に至迄直訴等決して仕
間敷候方一心得違仕所差支之儀は勿論直訴等仕候は、如
何様にも可被仰付候爲後日一札差上申處仍て如件
寛政十二申年六月

願 人 濱 町 武 兵 衛
同 町 新 八
北條町 長 右 衛 門
下新町 喜 兵 衛
納屋町 新 八
同 町 清 兵 衛
同 町 長 吉
同 町 久 八
同 町 太 七
川原町 傳 四 郎

四日市御庄屋御問屋御年寄衆御中
乍恐書付を以奉再願候

勢州三重郡村々地先海手去る申年岸彦十郎様并御普請役
様被成御見分候砌四日市町濱一色村地先附洲之場所開發
仕度旨私共御願申上候處種々御吟味之上年季并地代永迄

御取極御請證文差上候得共今以何等之御沙汰無御座候然
る處年々泥土薄白砂地高相成其上寄洲も御見分之節と違
少々宛増減も御座候間繪圖面相添申上候何卒御聞濟願之
通被仰付被下置候は、一統難有奉存候以上
享和三亥年四月

差上申一札之事

同 角左衛門

勢州三重郡四日市

濱町 武 兵 衛
北條町 久 四 郎
納屋町 清 兵 衛
同町 太 七

勢州三重郡四日市并濱一色村地先海面手寄洲之場所爲御
見分去る申年江戸表より御役人様方被差遣候節私共開發
仕度段御願申上候處今般願之通開發被仰候旨御下知之趣
被仰渡難有奉存候然る上は御吟味之旨差上置候御請證文
御箇條之通相心得早速浪除堤掛廻し御新田丈夫に築之手
戻り不相成様可仕旨被仰渡承知奉畏候依之御請印形差上
申所仍如件
享和三亥十月四日 四日市濱町 武 兵 衛

信樂 御役所 様

庄屋 太 右 衛 門
同 彌 藏
間屋 角 之 丞
同 庄 右 衛 門
年 寄 庄 九 郎
同 庄 左 衛 門

多羅尾四郎次郎様

北條町 長 右 衛 門
納屋町 清 兵 衛
同町 太 七

右之者共奉願上候通新田開發之儀被仰付被下置候様於私
共奉願上候以上

前書被仰渡之趣私共一同罷出承知仕候依之與書印形差
上申候以上

四日市 庄屋 太 右 衛 門
同 彌 藏

御役所

間屋 角 之 丞
同 庄 右 衛 門
年 寄 庄 九 郎
同 庄 左 衛 門
同 角 左 衛 門
濱一色村 庄屋 五 郎 左 衛 門
年 寄 治 左 衛 門
同 平 左 衛 門

可相勤候新規一村之儀に付式法相定村入用等之儀可成丈
省略いたし費用無之様申談正路に取計聊以不取締等無之
様可仕旨被仰渡承知奉畏候依之御請印形差上申處如件
子九月(文化元年) 勢州三重郡四日市町人
亥子新田地主

差上申一札之事

勢州三重郡四日市并同國同郡濱一色村地先海面手附寄洲
開發引請被仰付堤掛廻當作仕付候上は村名之儀亥子新田
と相唱一村御定被成下候様奉願候に付御札之上御同相成
候處願之通御下知相濟候段被仰渡難有承知奉畏候然る上
は前々被仰出候御法度は勿論五人組帳之表無違失相守鐵
下年季明より御高請仕御年貢諸役御觸日限通無相違上納
可仕候且三役之儀は地主町家之もの共に付村作法其外不
案内に御座候間庄屋役之儀は御役所思召を以何れ成共被
仰付被成下候様兼て奉願上候に付今般四日市角左衛門同
宿年寄兼帯庄屋被仰付候間年寄役之儀は地主共申合年番

四日市 御役所

濱町 武 兵 衛
北條町 久 四 郎
納屋町 太 七
濱町 新 八
新町 喜 兵 衛
川原町 傳 四 郎
同町 吉 兵 衛
納屋町 久 八
同町 喜 代 八
同町 長 吉
同町 伊 兵 衛

前書被仰渡之趣私共一同罷出承知仕候仍之與書印形差上
申候以上

右町庄屋 太 右衛門
 同 彌 藏
 問 屋角 之 丞
 同 庄右衛門
 年 寄庄左衛門
 同 庄九郎
 同 角左衛門

田久八、内田長吉四名の共有に屬してゐたが、明治十九年
 宇佐美新八、全利兵衛、森寺喜兵衛、田中武兵衛、山中傳
 四郎等に賣渡したといふ。

加藤新田

大字濱一色加藤恒一の獨力經營したる所なるを以て此の名
 がある。元亥子新田亡所の一部分今の午起海岸中央以北海
 藏川尻に至る地にして、面積凡八町歩明治廿四年九月開發
 着手翌廿五年九月竣成したものである。然るに是又惜むべ
 し、明治廿八年暴風雨高潮のため海岸堤防破壊せられ、大
 部分荒蕪となつた。然れども尙一二の小作人殘留して耕耘
 に従事しゐたが、其の後再三の暴風雨に殘餘の耕地も遂に
 殆ど荒蕪に歸し、復耕作するものなきに至つた。
 〔三重縣史稿〕

加藤新田埋立事業之事

- 一 經營者 濱一色九拾番屋敷 加藤恒一
- 一 着手 明治廿四年九月十五日
- 一 竣成 明治廿五年九月十五日
- 一 所有認定出願 明治廿五年九月廿九日
- 一 地積 七町九反九畝壹歩

斯くして進取的意氣に富める四日市人士に依りて開發せ
 られたる亥子新田は嘉永三年七月廿一日夜の大暴風雨にて
 大破を蒙りたるも、尙嘉永六年現在に於て田拾町七段三畝
 八歩、畑四町七段五歩、宅地六段貳畝六歩、荒地參町壹段
 六畝貳歩、合計拾九町貳段壹畝貳拾壹歩、外に高札場拾五
 坪を有し、七戸の小作人が耕耘に従事した。然るに安政二
 年四月十九日高潮にて汐入となりて再び大被害を受け、更
 に萬延元年（五〇）五月十一日暴風雨大高潮のため田園は勿
 論民家悉く流亡し、住民の多數は憐れ海底の藻屑となつた。
 漸く身を以て避難し得たるものは此の慘狀に恐怖して再び
 歸耕しようとするものもなく、地主等亦絶望して遂に全く
 滅亡した。されど該地は其の後印田久四郎、鈴木廉平、岩

内 參町參反貳畝廿貳歩 四日市三五・一七番地

四町六反六畝九歩 濱一色地二三・一一番地

外に 壹町九反貳畝貳拾參歩 堤塘

貳反六畝貳歩 溝渠 官有地

一 右ハ元字午改新田二二七九番地四町貳反八畝歩、字

一 私有地登記請求許可 明治廿五年十二月廿三日

第二節 大字濱田の新田開墾

寛文年代の濱田村地圖に依れば現下街道の西方即ち今字北濱及び南濱の地を濱田村古新田と記し
 である。是を以て見れば是等の地は文祿の檢地以前に開墾せられたるものである。又下街道以東今
 の字北起及び南起外起濱之洲等は濱田村新田或は新畑荒新田等と記してあるを以て見れば是又寛文
 以前に開拓せられたるは明かである。然れども當時尙未開の地海岸各所に散在し、其の後漸次開墾せ
 られたものである。即ち卯改新田、卯改新田畑、六拾石新田等開發せられ續いて東善寺新田、庄右衛門新
 田、外新田、湊下洲畑等が開墾せられたものである。

第三節 大字濱一色の新田開墾

濱一色は三大字中最も新開の地なるを以て、其の新田開墾にも著しき發展を有してゐる。即ち天正
 年中には高僅に百五拾六石六斗九升七合であつたものが、寛永十五年には參百七拾六石六斗貳升反別

參拾六町參反四畝參步となり、實に約一倍半の増加を示してゐる。其の後更に着々開墾せられ、元祿十五年には總反別五拾五町壹反貳畝拾七步となり、其の高五百四拾六石壹升四合に達した。左に明曆以後の新田開發を記さう。

- 一 申新田 明曆二年佐野平兵衛改、高廿五石七斗五升八合
 - 一 巳改新田 寛文五年佐野平兵衛改、高八石九斗四升一合
 - 一 丑改新田 延寶元年川合助左衛門改、高五石七斗九升四合
 - 一 子改新田 貞享元年川合改、高六石七斗一升三合
 - 一 戊改新田 元祿七年鈴木八右衛門改、高十五石七斗五合
 - 一 巳改新田 元祿十四年石原清左衛門改、高拾壹石八升九合
- 以上申改、巳改、丑改、子改、巳改合計高七拾四石貳合、此反別八町五反四畝四步五厘之を總て古新田と稱す。

一 午改新田 元祿十五年石原改、高九拾五石三斗九升貳合、此反別拾貳町貳反四畝九步五厘、是即ち四日市の午改新田畑と同時に開墾せられたる地であつて、今の午起堤防西一帶の所に當る。此の地亦寶永四年大地震のため破壊せられて海となつた。けれども其の後漸次再墾して見取場となり、享和二年漸く本高に復した。

第九章 河川改修築

第一節 三 瀧 川

三瀧川は往昔御瀧川と書かれてゐたが、天保より明治の初年までに今の文字に改められた。元祿年代までは今の大正橋附近が河口で、其の兩側の沖に蜿蜒たる高洲が横たはつて、阿瀬知川下流なる四日市港及び海藏川と河水互に連絡の形を成してゐた。然るに元祿十二年濱新田畑開發のため、其の右岸を閉塞して四日市港との連絡を斷ち、全十五年午改新田開發のため、其の左岸を閉塞するに及び、海藏川との連絡も亦斷たれて、現今の如く稻葉町北が河口となつた。

第二節 海 藏 川

海藏川は往昔川原妻川(又川原次摩)と稱した。是れ其の上流が三重郡千草村川原妻なるが爲である。その上流は又朝明川の上流に屬し、豪雨出水の際は海藏川に流下する水量頗る多く、爲めに其の下流河添の村落洪水被害を受くること屢であつたから、元文年代より其の被害町村即ち四日市、濱一色、末永、東阿倉川、西阿倉川、野田、生桑、小杉、東坂部、西坂部、下海老原、上海老原、下鶴川、原川、北上鶴川、原諏訪、池底、潤田の十八ヶ町村協議の上、其の防禦に努めたるも、豪雨の際決潰する事多く、十八ヶ村の損害が莫大であつた。天明年間左記願書の如く郡奉行所に出願、享和二年に至り漸く堅牢なる堤防を築き、爾來其の大被害を

免るゝに至つた。

〔伊達貫一郎所藏書類〕

乍恐口上書を以奉願上候

一御領分朝明川之水上三重郡千種村川原妻一ノ瀬川除之儀連々御普請丈夫に被爲成下小谷川筋川添村々年久敷大洪水を遁難有仕合奉存候然處右一ノ瀬之儀往古より川瀬北の山岸を流候處近年度々之出水にて川瀬次第に南へ寄り猶又去寅六月出水之砌石堤猿尾等過半流失仕彌水先南へ突當松林野地八九分通欠失川添村々一同難儀至極奉存候所此度御領中御普請所乍恐御預に付御江戸表御役人中様方被爲遊御越村々御普請結構に被爲仰付候旨奉承知候に付川原妻一ノ瀬之儀は於當國無隱難場に御座候得ば格別に被仰立被下置近年水高にも御座候間前々よりも一段丈夫に御普請被仰付可被下置と一同難有奉存罷在り候所今般御普請御座候は石堤切所御取繕と七つ塚邊之猿尾而已被仰付至て大事之場所谷口一番猿尾を始夫に差續候上手猿尾數ヶ所は一向御目論見に洩候由左候ては此末五六合之出水にても一ノ井之邊石堤等持こたへ不申必定押切候得ば川添村々田畑は不及申上人家平押に潰凡壹萬人餘之人命に拘り候儀故雨天毎には何様之大難が出來可仕と恐入朝暮歎數奉存候四日市宿往還通も先年のごとく押流候得ば御用御通行之御差支にも相成川下御公料御田地は勿論御入用堤千貳百間餘並に御入用垣樋海藏川御入用土橋等迄悉押潰其餘川添村方不殘亡所仕數多之人命全く此度之御普請に有之候間何卒此段被爲開召分御憐愍を以一番猿尾始其外猿尾千間堤等前々之通丈夫に御普請被仰付被下置是迄之通り川瀬北之山岸

を流候様瀬替被爲成下必至の水難御救被爲下候様村々一同偏に奉願上候以上

天明三卯年六月

松平甲斐守領分

勢州三重郡四日市町庄屋

太郎次

同

源三郎

同領分

同國同郡濱一色村庄屋

五郎左衛門

多羅尾四郎右衛門御代官所

同國同郡末永村庄屋

忠左衛門

同與左衛門有馬兵庫守領分

同國同郡同村庄屋

彌右衛門

加納遠江守領分

同國同郡東阿倉川村庄屋

惣兵衛

同

孫太郎

同領分

同國同郡西阿倉川村庄屋

直右衛門

有馬兵庫守領分

同國同郡野田村庄屋

源右衛門

増山河内守領分

同國同郡生桑村庄屋

藤十郎

同

善右衛門

松平甲斐守領分

同國同郡小杉村庄屋

平三郎

藤堂和泉守領分

同國同郡東坂部村庄屋

多内

丹羽小膳知行所

同國同郡西坂部村庄屋

要藏

藤堂和泉守領分

同國同郡下海老原村年寄

伊兵衛

日廻船連印仍て如件

寛政十二庚申年十二月

四日市	廻船持	伊達太右衛門	同	又	兵衛
同	井嶋彌左衛門	同	同	伊右	衛門
同	村田七右衛門	同	同	磯	兵衛
同	高尾九兵衛	同	同	甚	三郎
同	森本長八	同	同	六郎	兵衛
同	武兵衛	同	同	市郎	兵衛
同	利兵衛	同	同	清	兵衛
同	久四郎	同	同	半	右衛門
同	喜兵衛	同	同	由	右衛門
同	伊右衛門	同	同		

濱田村庄屋年寄百姓惣代中

申合一札之事

一 濱田村阿瀬知川通水行之儀古來四日市新丁前より北納屋裏を廻り湊口え落來候處年々水落惡敷相成御田地不作難澁に付水行宜様卯改神明南より四日市湊口え向川替致度旨去る申年四日市濱田村相談之上双方差障無之様諸事申合證文爲取替置申候其後右川替之儀度々御願申上候て御支配様并御勘定様追々御見分被成下卯改地内を東に堀割夫より四日市湊口え水行致候様新規川

替之儀差障無之哉御吟味に付右は去る寛政十二申年熟談之上申合仕罷在候上は差障無御座候段御請書奉差上濱田村願通被仰付此度川替御普請出來いたし候依之向後彌故障無之様致度先年熟談之趣意を以猶又今般申合之趣左之通に御座候

一 右新川筋船通路諸商賣荷物運送之儀堅致間敷段先年之取極に候處今般猶又双方熟談之上是迄濱田村にて稼來候材木竹筏曳通候儀は向後四日市にて差障無之筈に取極候得共右材木類に紛れ後々猥之儀在之候ては爭論之基に付爲取締向後は稼來候材木之分も四日市町役人え相届候上曳通可申事

但本文の外濱田村にて實々無據譯合有之新川筋通船等致度儀有之節は四日市町役人え其譯委細に申談納得之上は格別左も無之候ては一切通船致間敷候事

一 右堤通之儀御廻米津出し御差急ぎ等之節は格別常々農作之外旅人は勿論牛馬通行諸荷物往來の儀は決て爲致間敷候事

一 海表新川堀割口より四日市湊迄之間川筋海表寄洲之儀被荒等にて連々欠崩候儀有之節は濱田村より人足差出し手入いたし四日市湊口え水行致候様取計可申事

一 右之通今般相改申合去る申年中爲取替置候證文に引替候上は双方共永久違變無之様可相守候爲後證連印一札爲取替申所如件

文化五辰年三月
濱田村庄屋 茂右衛門 年 寄 嘉 十 郎
同 林左衛門 同 又右衛門

同	百姓惣代	宗作	同	庄右衛門
同	生川吉左衛門	年寄	庄左衛門	
同	長三郎	同	庄九郎	
同	利兵衛	同	大助	
同	彦九	廻船惣代	村田七右衛門	
同	徳三郎	同	九兵衛	
四日市町庄屋	太右衛門	同	又兵衛	
同	彌藏	同	利兵衛	
問屋	角之丞	同	六郎兵衛	

一 札

一金參拾兩也

右は此度阿瀬知川筋野壽田地内之處致川替候に付多分之入用相掛り候間御助力之儀及御頼談度候處去文化五辰年爲取替之趣意も有之儀に付假令御頼談申入候共御承知も難被成筋に候得共野壽田新田築立に付ては貴宿船圍場御差支に付年々掟米壹石貳斗にて場所御借請に相成候分此度川替にて自然と川成に相成候事依て右之掟向後御出米にも不及船圍之儀は前々之通御勝手に御取計候共聊不苦筋に付其意を以て及御頼談候處夫是御差含早速御熱談被下書面之金高御渡被下髓に請取申候然上は向後船圍場之儀に付御勝手御取計候共聊差支無之候條依て一札差入申候所如件

天保十亥年十一月

濱田村

庄屋 秋山林左衛門
 同 堀木茂右衛門
 年寄 三輪嘉左衛門
 同 千種東平
 同 伊藤源兵衛

四日市庄屋 伊達太右衛門殿 問屋 西村庄右衛門殿
 問屋 行方小右衛門殿 年寄 吉田覺左衛門殿
 問屋 美濃部新四郎殿 同 太田八左衛門殿
 問屋 森寺喜兵衛殿 同 高尾庄左衛門殿

第五節

赤堀新田惡水吐新川

赤堀新田惡水吐は落合川(常磐村赤堀)と共に鹿化川尻に流入してゐた。鹿化川河口なる大江川は天白川下流を受け、鹿化、天白兩川より吐出する土砂のため、各川尻共河底高く成り、惡水の疏通を妨げ作柄に影響すること屢であつた。されば寶曆十一年より濱田村、赤堀新田熟議の上同十四年天白川に關係ある日永村の承認を經、其の筋に出願許可を受け、明和四年(西七)鹿化川及び大江川下流左岸に沿へる濱田村古新田地内に於て、長百參拾八間、敷四間馬壹間、高七尺の新堤防を築き、川幅八尺の惡水吐を開鑿した。之により落合川及び赤堀新田の惡水を吐出せしめ、鹿化川尻への吐出口を閉塞した。而して其

の上流下街道筋及び其の下流大江川尻に各一箇の水門を設置して潮水の逆入を遮斷した。爾來惡水の疎通良好となり稲作は其の被害を免るゝに至つた。
〔味岡義雄所藏書類〕

一 札之事

- 一 此度兩村相談之上當村地内古新田へ赤堀新田惡水吐新川致出來候上は已後何之申分も無之候事
- 一 右新川の上下に新塚貳艘出來之上は其御村惡水吐宜敷様に其時々取計ひ可申候萬一旱照にて横手堤之北手に有之候當村之用水入貳艘より古新田へ水かゝり不宜儀も有之候節は是迄之通右新塚を用水の便りに致可申候乍去其御村新田之水落惡敷をも不構我儘に水引申候様成儀決して爲致申間敷候事
- 一 右新川新堤共此度兩村相談にて出來之上は決して相障儀無之候勿論後々に至候て萬一時之振合にて口論致候か又は用水之儀にて彼是申募右之儀より新川取拂へ杯と申候様成儀決して爲申間敷候事
- 一 右新川新堤長百參拾八間敷地反別貳反四畝拾六歩は此度赤堀新田願之通當村古新田之内にて、御上様より御高引に被成下候事
- 一 右新川新堤普請之儀は赤堀新田入用にて可被成候若又洪水にて鹿化川下、大江畑の南古堤より北へ切れ込新堤百參拾八間之場所危く見え候はゞ早速當村より人足出し爲圍可申候萬一不及力に大破致出來候はゞ其節は此方よりも人足出し手傳致可申候平生川さらへ之儀は此方より致し可遣候事
- 一 御上様より被成下候御入用外新川之上み下もに百姓入貳艘は兩村惡水吐并當村用水之便り入にも候得ば後々に至候ても兩村中よく相談致候爲め立會普請に致右入用をも割合致可申候事

右之通無相違此度兩村相談之上にて相究申候依之爲取替一札致置申候處仍如件

明和四亥年十二月

濱田村 庄屋 茂右衛門

同 加兵衛

同 喜四郎

同 又右衛門

年寄 市右衛門

赤堀新田庄屋藤十郎殿

第六節 關西堀運河

關西堀運河は明治二十二年關西鐵道四日市驛を築設するに當り、同會社と四日市倉庫會社の共力にて開鑿したもので、延長貳百間餘幅拾壹間深九尺餘、工費九千圓餘を要したといふ。

第十章 港灣修築

第一節 舊港の開鑿

第一項 海運の勃興

我四日市港は明治初年に於ては和船の出入を以て利用せられ白子組、傳馬町組あり、和船問屋には、稻葉三右衛門、徳田屋(田中武)、住吉保之助の三店あり、當時の貨物集散の區域は主として白子、熱田、大野、半田等伊勢灣内沿岸であつた。

明治三年十月當地の先覺黒川彦右衛門、佐伯又右衛門、福生祐作の出資により、東京佐内町吉村甚兵衛、島屋佐右衛門、京屋彌兵衛、江戸屋仁三郎の設立に係る東京靈岸島なる回漕會社と特約し、大政官通商司の認可を得、四日市に支店を設置し、事務所を北納屋に置いた。かくて小川宗三郎、廣田勇助、西口利平を主任とし、初航海船廻潤丸をして四日市東京間の通商運輸を開いた。是四日市に於ける汽船運用の嚆矢であつて、亦四日市東京間航路開通の創始である。

當時回漕會社の使用せし汽船は、前記廻潤丸の外清渚丸、貫効丸の三隻で(三四百噸級)清渚丸は、黒川、佐伯、福生三氏の所有、他は回漕會社の所有であつた。

この汽船航路の開通は、當地の交通に好影響を齎し、船舶貨物の増加激甚となり、四日市の名稱は期年

ならずして、世上に喧傳せらるゝやうになつた。されど、和船主側に大恐慌を來し、延いて和汽船兩主の競争激甚となり、和船側は「古來伊勢灣沿岸は漁業を以て自活する者多く、然るに汽船出入の都度多量の熱湯及油液を海中に吐出する爲め棲息の魚族は皆死するの患あり、今にして汽船の出入を拒絶するに如かず。」と唱へ大に汽船主側を苦めたといふことである。

明治八年の交、三菱汽船會社が伊勢灣と東京横濱との航海事業を開始するに當り、其の根據地を何れに求むべきかの重大なる問題に對し、四圍の地勢と各般の狀況とを顧慮して遂に四日市港を其の根據地と定めたのである。

是より先き、山中傳四郎濱支店に於て、種油、米、茶等京濱へ輸出する貨物漸次増加したる爲め、濱支店支配人後藤伊兵衛は其取引先の日本橋平光茂兵衛が三菱と關係深きにより同氏を通じて、三菱汽船會社の代理店を引受け、汽船千年丸(二百九十三噸)寄港し、本店より大井水哉出張して代理店を監督し、次で明治八年稻葉町に支店を設置した。此頃より回漕會社は三菱汽船會社との競争激甚となり、多額の缺損を生じ、明治九年に至り四日市東京間の航路を廢し支店を解散した。之により三菱會社の獨占となり、山中傳四郎之が荷扱に當つた。次で、共同運輸會社及び日本郵船會社相繼で當地の海運界に貢献したのである。

第二項 稻葉三右衛門の卓見

明治三年十月汽船廻潤丸によつて開かられた四日市東京間の航路は地の利と人の和とにより日に

月に發達し、當地の繁榮に一時期を劃したのである。

是より先き、安政年間當地に大地震あり、港灣に接續する昌榮新田の堤防決潰し、港口壅塞し、干潮時に小船の出入尙容易ならず、汽船の通航に基く海運の發展は荷役に一層の不便を生ずるやうになり、時に他港へ轉泊する船舶を生ずるに至つた。土地の先覺稻葉三右衛門之を憂ひ、當地の發展は港灣修築にありとし、同志田中武右衛門を語らひ、明治五年十一月十三日波戸場建築燈明臺再興に關し方法指揮の儀、時の三重縣參事岩村定高、同權參事鳥山重信に請願し、即日「指授に及ぶべし」との指令があつた。翌明治六年三月更めて左の願書を提出した。

當港波戸場竝燈明臺建築港口瀨遠堀割御願

願 人

稻葉三右衛門

田中武右衛門

右兩人奉申上候當港の儀は嘉永七年震災後癸亥年中堀割普請仕其後年々取締等私共取扱來候得共元野壽田新田亡所跡寄洲有之候處追々風波高汐等にて散亂致し一圓の港口と相成營繕向行届不申打過罷在候處去る午年以來蒸汽船航海相開追々盛に行はれ殊に昨春御縣廳當地に被爲居候より市中日増繁榮に趣候就ては港内波戸場の設無之不便不忍見私共儀は從來問屋渡世にて當港運輸の爲め家業相續候處右不便に立到り候ては物品交通を壅塞市中銘々に至るまで活計の道を失ひ候者も不少哉と歎息罷在候何卒波戸場建築港口は瀨遠堀割の土砂を以て左右へ藏地屋敷地開港致し水陸共荷物運搬を自在にし燈臺を設け入津の便を得候へば當地一同之がため商業一層盛大に相成永世の幸福と奉存候間私共申合右營繕入費の儀は同心協力相辨申度心底に御座候依之繪圖面并に仕様帳相添奉願上燈臺之儀は位置高低御差圖奉希候尤繪圖面之通り私共所持の内已高入新田堀割地先海面渚迄六千五百二十八坪は相當の代價を以て御拂下奉願上度奉存候前書奉申上候通り市内繁榮永世幸福の基相開度奉存候に付今日の利益を圖り候儀にては無之候得共成功之上波戸場建築出費消却之爲め當港輸出入之荷税に而も私共被下置候様仕度右願之通り御聞届被下置候得ば難有奉存候以上

明治六年三月九日

第一大區一之小區四日市濱町四拾壹番屋敷

田中武右衛門

同 中納屋町拾四番屋敷

稻葉三右衛門

岩村三重縣參事殿

鳥山三重縣權參事殿

一願書に添附したる圖面略説

今の開榮橋より以東を整理し更に防波堤を築く。即ち已高入亡所(今の高砂町西半)及寅高入(今の稻葉町西半)に新に拂下を請ふべき六千二百二十八坪(内已高入亡所東に於て二千三百二十坪、寅高入東に於て二千九百五十坪他に海面千二百五十八坪)を整理埋立を行ひ中央西より東に至る長さ百九十六間堀口幅三十二間底口幅二十間の堀割を穿ち整理及び埋立惣坪數壹萬四千餘坪、而して寅高入の東より長さ百二十間幅(根)四十間(馬)二十間の直線波止塲を築き更に南對岸なる鹽濱村大字北

旭なる大橋新田先より長さ百五十間幅(根)三十間(馬)二十間の土築堤を設ける。

二、四日市港波戸場仕様書 (抄)

(一)波戸場長さ百二十間

(二)大橋新田先高砂築立

(三)同所土築先

右寄金四萬五千六百參拾五圓九拾六錢

二、四日市港地形築建仕様書 (抄)

一、澗筋堀割北の方

一同所堀割南の方

一、澗筋橋二ヶ所(一は蓬萊橋)

一、藏町通(今の開榮橋)

右築建費合計金參萬六千八百七拾壹圓五拾錢貳厘

右願につき三重縣廳に於て審議を經、廳議之を認め同月十二日左の伺書を井上大藏大輔宛提出したのである。

四日市波戸場建築伺

當縣管下四日市港波戸場建築燈明臺修繕澗筋堀換屋敷地開墾の儀四日市町戸長稻葉三右衛門副戸長田中武右衛門自費を以て修築出願に付實地検査候處申立之通土砂洗流して淺瀬と相成滿潮なら

ざれば瀬取通船差支現今の景況にては自然運輸の便も衰頽の外御座有間敷當港の儀は勢尾江飛信伊州の物産を輸出し隨て諸國の物品若干輸入既に去壬申は輸出の物品代價凡貳百萬圓輸入の代價凡百萬圓其他廻漕船等入組輻輳便宜の地に候處南方は大洋の風波東北は暴風の高波毎に危難碇泊不安の處別紙目論見(前記)之通建築候得ば其患を除くのみならず澗筋左右一萬千坪餘は開墾出來是れ自ら土砂止めにて溢埋の害を防ぎ碇泊通船便宜に至り加之右開墾地は漸く倉庫人家造立の見込に付近傍地位比較候得ば地券金高凡拾萬圓餘にて公益衆利の基緒に付願の通り修築申付候て可然哉尤已高入新田高四石九斗七升四合此反別九反四畝廿一步は去辛未より亡所引高に相成候場所にて澗筋堀割三反一畝十七步は川敷引に仕海岸砂原渚まで六千五百廿八坪は公有地の儀に付相當の代價を以て拂下げ右地所并起返地とも歛下八箇年中は無稅地に致置波戸場燈臺并波除等の建築入費凡四萬五千圓餘辨出爲致候儀に付消却稅として壹箇年凡貳千五百圓(壬申輸出入物品代價)の見込(壹箇に付平均錢七十文)を以て八箇年中取立候儀は御許可相成間敷哉則繪圖面并目論見帳相添此段奉伺候至急何分御指令被下候様仕度候也

明治六年一月十二日

三重縣權參事 鳥山重信

同參事 岩村定高

井上大藏大輔殿

右の伺書に對し越えて同年七月十五日大藏省事務總裁より本縣に對し左の指令を發せられた。

三重縣

書面其縣管下四日市港波戸場修築及濬筋堀替屋敷地開墾等同所戸長稻葉三右衛門外壹人自費を以て施行之儀聞届候條開墾地畝下免除之儀伺之通可相心得尤爲消却輸出入物品より收税之儀は難相成に付入港の船舶より口錢取立の方法取調可伺出事

但燈明臺修繕之儀は工部省へ可申立事

明治六年七月十五日

大藏省事務總裁參議

大隈重信

第三項 舊港の鑿築

明治五年三月十八日安濃津縣を三重縣と改稱し、同月廿八日四日市に縣廳を移す。當時下情よく上に達し、加ふるに良宰岩村參事あり治政大に擧がつた。されば稻葉田中兩氏は港灣修築の願書を提出するや本省の指揮を俟たず、岩村參事の了解を得、先づ自己の所有地より工事を始めた。是實に明治六年三月であつた。同年七月公然の指令あり、官有地の作業を開始し着々事業の進捗を見、同年九月には開墾地并に濬筋疎鑿等大半成功を見るに至つた。然るに同年八月同志の一人田中武右衛門は三右衛門に協力除名の申出あり。爾來三右衛門は獨力を以て事業を繼續し、土木請負師長谷川某を督勵し、事業を繼續し同年十二月までに、波止場燈臺を除く外略落成の域に達した。當時左の俗謡を歌ひて成功を危ぶむものが尠くなかつた。

稻葉もろとも 長谷川ともに

濱に立つのは 二人つれ

されど三右衛門は之に耳を假さず、「吾拾萬金を費して四日市に百萬金を得しめば、四日市に九拾萬金を残すものである。まして工事の費用は多くは貧民の收入となるのではないか。」とて益々志を堅くし戸長の職を辭し、商業も廢し、専心工事の進行に盡したが、其頃より資力漸く盡き遂に事業を中止せざるべからざるの勢となつた。

明治八年一月三重縣廳は内務省の許可を得、土木賦金の舊慣法により金四萬五千圓を投じて波止場の修築を繼續することゝなつた。同年五月新開地高砂町稻葉町命名の事あり。兩町に於て五十戸の炊煙を見るに至つた。

同年八月三右衛門は、實兄吉田耕平を身元引受人と定め百方畫策して波止場工事の繼續を出願した。然るに當時縣廳に於ては直接工事を爲せることゝて、願意聞届なく、剩さへ開墾地の地券及借地料等も工事竣成精算を終はるまで縣廳に保管せらるゝことゝなつた。本縣に於ては此間に於て波止場工事を進行したが、明治九年十二月伊勢農民暴動の事あり、其の影響を受け波止場工事も遂に中止せらるゝに至つた。

爾來三右衛門は、其事業の成らざるを慨き、つぶさに辛酸を嘗め、明治十三年に至り再び自費を以て殘業を修めんことを請ひ、縣に於ては從來の出費を抛棄し、波止場完成の曉は公有と爲すの條件により許可することゝなつた。是實に明治十四年三月であつた。三右衛門は三菱會社及親戚より融通を受け奮然工事を繼續し、明治十七年其功を全うした。之に要せし經費金參萬千八百八拾圓餘、かくして前後開築すること一萬四千餘坪、資を投ずること貳拾萬圓を下らないといふ。

第二節 舊港の修補

第一項 舊港の破壊と知事の諮問

舊港の開鑿により、伊勢灣附近の諸國をはじめ、伊賀美濃越前加賀飛騨近江山城等の後方地域の運輸に多大の寄與を爲し得たが、明治廿一年の暴風雨により起つた怒濤により、北方の波止を破壊し、同廿二年九月十一日の暴風雨により南方の波止を破壊し、曩に小破したる北方の波止も大破し通船の妨害を爲すやうになつた。

時の知事山崎直胤は、當地竝に附近の先覺の請を容れ第十一回通常縣會に對し修繕費支辨方法につき「賦金を以て築造した四日市港波止場の修築を再興し工費千五百圓を超過する分に對して率を道路改修補助費に採り地方税と町村費との歩合を定めんとす」との諮問案を提出したが、當時府縣郡制の發布が近いとの説あり、發布の曉に多少の影響を來す故に明治二十二年度は先以て従前の儘に爲したしとの説多數にて本案は遂に否決となつたのである。

第二項 修補費の通過と工事監督

明治廿五年十一月三重縣會に於て、四日市港修補費が議せられたのである。是より先き、明治廿二年九月十一日大暴風雨起り、上新町外二十五ヶ町に於て海面通堤防一ヶ所延長百間、三瀧川堤防一ヶ所延

長百間、汐除堤防二ヶ所延長十三間の切所を生じ、又海面通堤防三ヶ所延長八十七間、三瀧川堤防二ヶ所延長百五十七間を破壊し、明治橋の橋臺を損し、又濱町道路二ヶ所同海面通堤防四ヶ所延長二百三十六間、阿瀬知川堤防七ヶ所延長九十一間の缺所を生じ、又濱一色海面堤防三十一間、海藏川堤防四十間の缺所を生じた。

此の稀有なる水害の上に同年四月十五日東海道鐵道の全通による交通の變革は當地の景氣に大なる影響を及した。町長堀木忠良は、當地不景氣狀況取調書及波止場修築に關する意見書を山崎知事に差出し懇請したのである。

時の知事山崎直胤は四圍の事情黙過するに忍びずとなし、明治廿二年十一月開會の第二回通常縣會に「工費千五百圓を超過する分に對し土木支辨法第四等川の補助費(十分の五)に採り將來地方費と町村費との歩合を定めんとす」との諮問案を提出し通過した。されば縣は同年縣令第六拾六號を以て土木支辨法を改正し、法第三條第十一項に四日市南北波止場修繕支辨方法を規定し、當町に對し波止場修補企畫の儀を懲慫し來つたが、堀木町長の提出の案とは大なる距離があり、經費の都合上修補の計畫をなすに至らなかつた。

明治廿二年十二月知事成川尙義の來任を見る。知事は明治廿五年十一月開會の第十五回通常縣會に於て、左の追加豫算を提出した。

明治廿六年度市町土木補助費追加豫算
一金壹萬貳千貳百貳拾參圓九拾九錢

波止場費

但四日市港波止場修繕補助の分
波止場補助費實地目論見書

名稱 四日市波止

郡町名 三重郡四日市町

工費 壹萬參千七百貳拾參圓九拾九錢

町費 壹千五百圓

本案は慎重審議左の通り修正可決を見たのである。

一金壹萬貳千貳百貳拾參圓九拾九錢

波止場費

但四日市港波止場修繕補助の分

右金額を壹萬千五百參拾七圓七拾九錢壹厘に訂正す。

堀木町長は其筋の内命により、同年十二月六日、町會を開きて町に於て負擔すべき金千五百圓の賦課を議に附し、委員を設けて調査せしめ、翌廿七年三月廿九日の町會に於て、壹千圓は關西鐵道會社、五百圓は關係新築地主及重なる關係有志より寄附を仰ぐことに決議し、いよく工事を開始することとし、工事監督は町書記加藤善四郎を依囑し、外に町會議員貳拾四名を六組に分ち順番に現場に出張監督することとした。議員の互選した主任並に議長の指名した出張順番は左の通である。

第一番組 主任 廣田久次郎

吉田千九郎

田中武兵衛

前田孫兵衛

第二番組 主任 九鬼紋七

久志本久七郎

大川孫次郎

島崎桑之助

第三番組 主任 平野太七

山本幸右衛門

玉村勘助

本郷忠次郎

第四番組 主任 南川三右衛門

村田吉兵衛

加藤恒一

山中源三郎

第五番組 主任 井島茂作

中島嘉藏

安藤新兵衛

速水勘藏

第六番組 主任 三輪猶作

山口喜七

稻垣新助

山路多三郎

かくて三河の人服部長七修築の任に當り、明治廿六年十月起工し、翌廿七年四月竣工したのである。

第三節 新港の開鑿

第一項 歴代知事の畫策

我三重縣歴代の知事築港計畫につき着眼畫策したことは一再に止らない。明治十一年時の三重縣令岩村定高は、内務省雇水理工師デレーケをして調査せしめ、銳意計畫をなし、明治十七年第十回臨時縣

會に於て「四日市築港を政府直轄の事業とすることを政府に懇請し、異日の縣會に於て地方經濟の許す範圍を以て波止場建設費の内へ支出すべし」と明言し、爾來歴代の知事に之を受繼ぎて計畫する處があつた。其の第一回は明治十七年縣令岩村定高は沖野技師の案工費豫算金百七拾餘萬圓を以て實行せんとし、第二回は明治十九年知事石井邦猷はデレーケ案工費豫算金參百拾萬圓案を採用せんとし、第三回は明治三十三年知事小倉信近は内務省技師原田貞介の案工費金六百八拾餘萬圓を以て企畫せんとしたが、何れも財源に乏しく着手するに至らなかつた。

明治三十三年古莊嘉門知事として來任し、同年十一月開會の第廿三回通常縣會に於て、四日市港修築調査の爲、三重縣委員設置案、竝に之に伴ふ經費金參千參百圓を提出したが、縣會に於ては、之が必要を認めずとて否決したのである。

第二項 港灣埋立問題

明治廿二年四月、當地の先覺九鬼紋七、田中武兵衛、八卷道成、稻葉三右衛門、船本龍之助、三輪猶作等、稻部村、木村誓太郎、桑名町諸戸清六と語りひ、デレーケの案を基礎とし、四日市港埋立工事願を知事山崎直胤に提出した。其仕様書は新築修築の基礎をなしたるものにて、之が大要は左の通である。

字高砂町より南へ汐除堤防延長九百七十二間、運河兩側延長千五百間、埋立地二十二萬八千六百五十九坪、架橋三ヶ所を設け、之を甲乙丙の三區に分ち、經費總額金六拾萬圓である。

時の三重朝明郡長酒井禮一は其筋の内命により、同年七月十六日を以て九鬼紋七、外七名願出、四日市

港埋立に關する當町會の意見を徴し來つた。當町會は數回の論議を重ね、「本件埋立地は元四日市共有昌榮新田亡所跡にも有之、尙町村自治の今日に當り、基本財産増殖の計畫は極めて必要の儀に有之候間、本件埋立事業は全町協同一致の資力にて埋立たし」との答申を爲した。此答申により、縣の認容する處とならず、遂に實行の運びに至らなかつた。

第三項 市の四事業附港灣改良會

日露戰爭後各種の事業益々勃興し、貨物の集散亦一層の劇甚を加へ、最早一日も舊態に安んずること能はざることゝなつた。時の市長福井銑吉は市の先覺と共に四事業を企畫す。四事業とは一、阿瀬知川開鑿、二、入江浚渫、三、海面浚渫埋立、四、諏訪前道路改修の四工事である。本事業は、明治三十九、四十の兩年度に亘り、總額實に金拾八萬五千八百圓、當市空前の事業であつて、海陸の連絡を完全にし、貨物の集散を便にする等すべて築港に關聯したものである。

明治三十九年五月一、二日四事業の準備ともいふべき諸議案議定の爲、市會を開く。決議の大要は左の通である。

一、左之通臨時土木委員規程を設けた。

臨時土木委員規程

第一條 本市に於て臨時施行する諏訪前道路改修、阿瀬知川開鑿、堀川浚渫、海面浚渫及埋立の四工事に付、市制第六十一條により臨時土木委員を設く。

第二條 委員の數は十五名とす其組織左の如し。

市參事會員六名 市會議員九名

第三條 委員の任期は市參事會員及市會議員の任期に伴ふ。

第四條 委員中缺員を生じたときは臨時補缺員を選出す。

一、臨時土木委員を選擧した。この結果委員の組織は左の通である。

委員長 味岡格太郎

委員 味岡格太郎

南川三右衛門

山中源三郎

玉村勘助

久志本豊太郎 (以上選舉ニ由ル)

九鬼紋七

中村藤助 (以上市參事會員)

九鬼總太郎

山路伊三郎

鈴木廉平

水谷五郎九

吉田常吉

家田市右衛門

牧野鈔人

堀木忠良

かくて委員長味岡格太郎以下各委員は熱心に調査し其の成案を得た。されば福井市長は明治三十九年七月二十日市會を召集して關係各議案を附議した。決議の大意は左の通である。

一、金拾五萬圓の起債を爲すこと。

二、臨時土木事業計算書

支 出 之 部

一金貳萬七千五百壹圓七拾六錢九厘

阿瀬知川開鑿費

一金參千五百拾貳圓參拾四錢

入江浚渫費

一金貳萬四千四拾貳圓貳拾錢

海面浚渫費

一金八萬六千八百七拾參圓四拾貳錢

海面埋立費

一金壹萬六千九圓八拾錢

諏訪前道路改修費

一金貳萬六千六百圓

器機費

一金四千圓

工事監督及設計其他諸費

一金參百拾六圓七拾錢

雜費

一金六千參百四拾九圓貳拾錢六厘

豫備費

明治三十九年十月十日有松三重縣知事より、工事施行認可の指令あり、十二月十二日より阿瀬知川改修より工事を始む。海面工事は再三入札に附したるも何れも高額にて豫算の範圍にては施工困難となり、遂に分割請負とし、浚渫工に於ては其の埋立地が干潮時に於て一圓干潟となり舟行不可能となり、浚渫區域地起工に先立ち土運船航路の浚渫を爲し、浚渫の作業に従事したるに東南風の爲船體の操縦に困難し、施工意の如くならずして、遂に別途手堀浚渫工事を開始し、埋立地の護岸工事が明治四十二年四月六日、同月十九日の大暴風雨の爲竣工に近き功程を過半激浪に浚はるゝなど、自然の災厄は工事の進捗に尠からぬ支障を與へた。此間に於て前記委員の外工事に關係した者は左の通である。

土木委員 大平庄九郎 小倉梅之進 牧野鈔人

同事務分擔 湯川秋生 牧野 肅 荒木三郎 山田伊三吉 後藤 與

明治四十三年三月海面埋立地竣工により尾上町と命名し、新開地免租地として同十二月より向ふ五ヶ年、原野は開墾歛下として、同上より向ふ三十ヶ年、何れも、免租年限の附與を得た。埋立地及原野の總反別は左の通りである。

海面埋立民有地 一萬二千三百三十九坪二五

同 護岸敷 二反七步

原 野 一町六反七畝十六步

この間に於て海外貿易の成績は著しく其發展を見るに至り、當地の先覺等港灣改良會を組織し、築港工事の遂行を期せんとし、同會の活躍見るべきものあり、新港の開鑿に貢獻を爲すに至つたのである。

第四項 國庫補助の請願

明治四十一年三月市會に於て港灣發展調査委員として、水谷五郎九、南川三右衛門、家田市右衛門、久志木豊太郎、牧野鈔人、山路伊三郎、山中源三郎、熊澤九右衛門を選舉して調査する處があつた。時の知事有松英義は時代の要求を觀取し、各般の調査を爲し將に實動せんとして、明治四十一年七月二十日警保局長に轉じた。此間に於て、同年十二月、四日市港修築に關し國庫補助を仰ぐの意見書、三重縣會を通過し、翌年一月縣に於て、四日市港修築調査委員として、事務官高橋要治郎を命ずるなど築港に關する機運漸く熟し來つた。

明治四十三年三月當地の先覺、伊藤傳七、九鬼紋七等縣内知名の人士と語りひ左の請願書を衆議院に提出した。

四日市港修築費國庫補助に關する請願

時世の推移に伴ひ社會の傾向は對外貿易の展開を催進し我四日市港が明治三十二年開港場に指定せられたる當時の貿易額は六拾九萬八千九百八拾七圓なりしが近く明治四十年に於ては其額壹千參百四拾八萬七千參拾參圓に上り本邦開港場三十有餘箇所の内第六位を占むるに至れり。我邦中部に於ける商工業の發展は貨物運轉の捷路を需むるに急にして我四日市港は去る明治三十八年滿韓航路船の寄港を始めとし同四十一年米國航路船寄港を開始し尋て歐洲航路も亦寄港するに至れり今や貿易機關の設備として米國領事館設置を決定せられたり。然るに四日市港は從來何等施設經營せらるゝことなく徒に天然の形勝に放置せらるゝを以て風波の爲内外寄港船の不幸を蒙るもの尠からずとす是れ本邦經濟政策上一日も袖手忽諸に付すべからざる一大缺陷なり於是乎三重縣會は之が修築に關する決議を爲し以て内務大臣竝に縣知事に意見を開陳せられたり。

貴院固より四日市港の實狀は熟知せらるゝ所而して修築の緊切必要なる前陳の如し故に此の修築費に對し國庫補助の方法を講じ速に事業遂行せしめらるゝ様御決議被成下度右及請願候也

明治四十二年三月四日

四日市市 伊藤傳七 津 市 川喜田四郎兵衛
同 九鬼紋七 大湊町 山中崔十

上津村	山本 漢	鵜殿村	竹原 樸一
松阪町	星合 政輔	三野瀬村	川口和太郎
下外城田村	堀井 繁夫	津市	森谷 三雄

衆議院議長長谷場純孝殿

右請願書は當市選出議員井上敏夫の紹介により衆議院に受理せられ、國民の斡旋により三月廿二日院議採擇に決したのである。

第五項 第一回修築費の通過

明治四十二年一月有田知事の任命した四日市港修築委員長高橋要治郎以下調査委員等慎重なる調査を遂げ、同年五月築港計畫完成し、時の知事有田義資は築港費として、金貳百六十四萬餘を計上し内務大藏兩大臣に對し國庫補助の儀を申請した。然るに當時國費多端にして直に要求を容るゝに至らなかつた。されば知事は規模を縮少して第三十二回通常縣會に提出したが、「調査の日時尠し、後日更に本會に附議せよ。」との意見を尊重し案の撤回を見たのである。

是に於て有田知事は、明治四十三年一月廿五日第四十四回臨時縣會を召集し第一回修築案を提出した。議案の概要左の通である。

自明治四十三年度至同四十七年度 土木費繼續年支方法

一金拾五萬圓	四日市寄附金
一金五拾萬六千六百五拾貳圓	縣 稅
一金五萬八千七百五拾圓	雜 收 入
一金五拾壹萬參百五拾五圓	埋立地賣却代
合計金百貳拾貳萬五千七百五十七圓	
支 出	工 費
一金百參萬四千五百八拾六圓	工事中公債利子
一金七萬七千五百四拾五圓	工事施行後公債利子
一金拾壹萬參千六百貳拾六圓	
合計金百貳拾貳萬五千七百五拾七圓	

即ち工事は、四十三年度以降五箇年の繼續事業により之を行ひ、四日市市の寄附金拾五萬圓外に四拾七萬千七百餘圓を縣借入金とし、殘額四拾壹萬八百八拾六圓を縣稅により支出する。而して借入金は年利五朱とし、其償還は四十七年度以降五十四年度に亘り埋立地賣却代金五拾壹萬參百五拾五圓（一坪九圓）と工事使用後の船舶並不用器具賣却代金五萬八千七百五拾圓とを以て其の元利を償還せんとするのである。

本案は數日に亘り審議を爲し多數を以て可決し、次で國庫補助に關する意見書を三重縣會議長森谷三雄より知事有田義資及内務大臣平田東助に提出した。

當市に於ては、同年二月十日前記の寄附金議定の爲市會を開き明治四十三年度より向ふ五箇年開年々寄附すべき金參萬圓の内貳萬五千圓は起債により金五千圓は一般會計より支出することに決した。

第六項 工事施行申請並認可

明治四十三年一月第四十四回臨時縣會の決議に基き知事有田義資は左の稟請書を内務大臣に提出した。

四日市港修築工事施行の件稟請

本縣四日市港修築工事施行の件曩に及稟伺候處今回船溜及埋立地面積に變更を加へ別紙之通計畫し縣會の決議を経たるに付工事施行の儀至急御認可相成度此段稟請候也

明治四十三年二月十七日

三重縣知事有田義資

内務大臣平田東助殿

四日市港修築工事概畧

一突堤防波堤延長 四百十間

内 土堤三百三十四間 石堤七十六間

二浚渫、船溜及航路

船溜面積 六萬九千七百九十四坪（最干潮深二十八尺）

航路 長七百三十五間幅七十五間（同上）

船溜及運河接續航路 四萬四千五百十一坪

運河延長 千二百十四間（以上最干潮深二十六尺）

三埋立面積 七萬五千六百八十八坪（最干潮高十四尺）

市街及倉庫地 五萬六千七百六十六坪

護岸延長 八百二十三間

四運河圍堤防長 七百八十間

五道 路

幹線 幅十二間 支線 幅四間乃至六間五分

橋梁板橋 長三十二間幅五間

六雜工事 井戸堀鑿其他諸工事 （以上）

四日市修築工事内譯書

一、突堤費	一三五、一七三	八、機械費	二九九、七五〇
二、浚渫費	三一、六〇四	九、建物費	一八、五〇〇
三、埋立費	一三九、六五七	一〇、事務費	四〇、五〇〇
四、運河圍堤防費	二九、四九六	一一、雜備費	五、〇〇〇
五、道路費	一三、四三三	一二、豫備費	一三、〇七五
六、雜工費	二四、三五〇	總計	一〇三四、五三八
七、測量費	四、〇〇〇		

この工事施行の詮議につき有田知事は皿井技師に命じて各般の調査をなさしめて内務省に報告し、湯地内務部長は數回上京して折衝を重ね、三ヶ月の後遂に左の指令に接したのである。
指令内務省土三三二號

三 重 縣

本年二月十四日土第九五二號稟請四日市港修築工事施行の件認可す

但工事實施に際し別紙土木局長通牒之通計畫を改め詳細の儀報告すべし

明治四十三年五月十八日

内務大臣男爵 平 田 東 助

四日市港修築工事施行稟請に對し別紙之通指令相成候處右は左の通計畫を改めらるべく依命此段及通牒候也

明治四十三年五月十八日

内務省土木局長 犬塚勝太郎

三重縣知事有田義資殿

一、防波堤の効力及航路維持の難易は今日確斷し難きを以て此際防波堤の築設を廢止し工費の許す範圍に於て航路幅を擴張(七十五間乃至百間)すると同時に之に伴ふ船溜東部(水深二十八尺の部分)の増浚を爲すこと。

二、堅牢なる防波堤を防砂堤の位置に於て水深二十尺迄に達せしむること。

三、航路の標識を充分にすること。

四、埋立地の前面に新設せんとする運河の北端に入口を設け潮水の轉替を自由ならしむること。

右の命令に基き本縣に於ては鋭意調査する所あり百方考覈一ヶ月半左之通報告した。

四日市港修築工事計畫變更の件報告

本年五月十八日土第三三三二號を以て御認可相成候縣下四日市港修築工事御命令に依り左の通變更致候此段及御報告候也

明治四十三年七月二日

三重縣知事 有 田 義 資

内務大臣平田東助殿

記

一、防波堤の築設を廢止し工費の許す範圍に於て航路幅を七十五間に擴張し同時に船溜東部(水深二十八尺の部分)を面積六萬九千六百九十四坪に増浚し水深十八尺の部分を廢止せり。

二、堅牢なる防波堤を元防砂堤の位置に於て經費の許す限度(水深十八尺)の地點まで達せしむ。

三、船路の兩側に十二間の浮標を布設し(紅白を以て其の兩側を區別し)尙其中心見透線中に於て陸上に

二箇所に竿燈を建設す。

四、埋立地の前面に新設せんとする運河の北端に入口を設くることは差當り經費なきを以て後日に譲り尙實地に就て研究をなさんとす。

是より先き、築港工事施行の認可を経るや、明治四十三年五月三十日宇尾上町二十番地に於て事務所建築に着手し、同年七月四日竣工し、有田知事は左の告示を發した。

三重縣告示第三百六十號

四日市築港事務所を四日市市に設置し四日市市、四日市港及鹽濱村を其工場の區域とす。

明治四十三年七月十五日

三重縣知事 有田 義資

かくて同年七月十七日尾上町埋立に於て、外務大臣代理外務省書記官田中郁吉、内務大臣代理内務省参事官塚本清治、内務技師原田貞介、大阪稅關長大槻龍治、第三師團長渡邊章其他縣内知名の士の參列を得て起工式を擧げた。而して事務所主任技師皿井巖、埋築係竹内靜雄、工務係水谷正次以下職員により修築工事に着手したのである。

第七項 第二回修築案の通過と第一期の工程

明治四十四年十一月第四十六回臨時縣會召集せられ、知事久保田政周は政府の了解を得、第二期修築費金參百四拾八萬四千五百八拾六圓を提案し縣會の容るゝ所となつた。然るに西園寺内閣組織の初に於ける政府財政の窮乏甚しく緊縮方針を取り、爲に第二回修築計畫も遂に延期の止むなきに至つた。此間に於て第一回工事は着々進行したが、大正元年九月廿三日拂曉颶風起り修築中の工事も尠からざる損害を受けた。大要左の通りである。

突堤は土堤延長二百三十間の間外腹上部崩壊し、土堤石堤接合部約七十間に亘りて石張以上の土を全部洗ひ去らる。運河圍堤防は上部を洗ひ去られ、全部に亘り脚部の柵工に幾分の差狂を生ぜり。埋築工事は埋立地假圍約百二十五間を流失し、船艇は浚渫船旭丸は船溜外に吹流されて顛覆し、乗組員四名溺死せり。其他工專用材料器械工場等に多少の被害があつた。

本縣に於ては先づ浚渫船中の主腦なる旭丸の引上げを急務なりとし七萬八千圓を以て大阪鐵工所に引揚及修繕の全部を負はしめ、次で損傷各所の復舊に力を致した。

大正二年十二月第三十一議會に於て、山本權兵衛内閣は四日市港修築補助費金百七拾六萬貳千八百九拾圓を提案し兩院の容るゝ所となり、翌三年三月二十七日勅令を以て左の通公布せられたのである。

四日市港修築費補助として總額百七拾六萬貳千圓を左の年割により支出するの契約を結ぶことを得

金拾萬圓	大正三年度
金拾七萬圓	大正四年度
金貳拾萬圓宛	自大正五年度至同七年度
金貳拾七萬圓宛	自大正八年度至同十年度
金八萬貳千圓	大正十一年度
計金百七拾六萬貳千圓	

同年十二月開會の第三十五議會に於て政府は四日市港補助年度割改定案を提出した。左の通りである。

金拾萬圓	大正三年度
金拾七萬圓	大正四年度
金貳拾萬圓宛	自大正五年度至同八年度

金貳拾七萬圓宛
金拾五萬貳千圓

大正九、十年度
大正十一年度

本案は衆議院を通過したが、政府は其の月廿五日衆議院を解散したる爲め貴族院に送付するに至らなかつた。かくして未決の儘越年したが、大隈内閣は責任支出の方法により大正三年度の補助を爲すことを決定し縣に内示あり、馬淵知事は大正四年二月第四十七回臨時縣會を召集して、第二回修築案を提案した。大要左の通りである。

第一號自明治四十三年度至大正十一年度四日市港修築費繼續年期及支出方法

金參百六拾四萬百參拾九圓

四日市港修築費

内 金參拾五萬圓

明治四十三年度

金拾八萬圓宛

明治四十四、五年度

金貳拾壹萬五千圓

大正二年度

金貳拾萬九千五百八拾六圓

大正三年度

金貳拾八萬圓

大正四年度

金參拾壹萬七千圓宛

自大正五年度至全十年度

金參拾貳萬參千五百五拾參圓

大正十一年度

突堤工費

一、二六、〇八一圓

浚渫工費

五八六、九六九圓

埋立工費

七六七、八七七

事務費

二〇四、三三二

道路工費

二二九、〇四二

雜費

九、九九九

雜工事費

四四、七〇〇

水害復舊費

一一四、三五九

測量調査費

五、〇〇〇

一般豫備費

七〇、二七八

機械費

四六一、五〇〇

合計

三、六四〇、二三九

建物費

二〇、〇〇〇

本案は幾多紛糾の後滿場一致を以て可決を見たのである。本案の解決につきては當地港灣改良會の畫策大に努めたと傳へられてゐる。

此間に於て第一期工事修築事業大に進捗を見たが其の概要は左の通である。

種別	大正元年末	大正二年末	大正三年末	大正四年末
突堤工事	、六〇	、七二	、九三	、九六
運河工事	、五五	、五九	、七六	、七六
堤防工事	、三〇	、三七	、五一	、七四
浚渫工事	、二二	、五一	、六九	、五一
埋立工事				
道路工事				

第八項 臨港鐵道敷設案の通過

四日市港第二期工事擴張案の通過に依り、工事は皿井技師以下職員の勵精により、着々進行し、大正五年末には工事の進度左の歩合を示した。

第一號埋立地	護岸工事百分の九九	埋立工事百分の九八
第二號埋立地	同 百分の一四	同 百分の一七
運河浚渫工事	百分の八五	
防波埋立工事	百分の二一	
道路橋梁工事	橋梁一ヶ所竣工	道路百分の三〇
海面浚渫工事	百分の四八	

但目下最深二十八尺 七萬二千三百九十坪

是より先き大正四年八月一日、當地の先覺伊藤傳七の首唱により、森太藏、松永直次等により、築港利用會創設せられ、臨港鐵道の敷設上屋の増設船舶給水等に關し、畫策する所あり、築港の利用に關し、貢獻する所尠くなかつた。

大正六年四月時の知事長野幹は、四日市港設備調査委員會を設け、内務部長横田郷助を委員長に、縣參事會員市長飯田盛敏並當地の有志を網羅して委員とし、臨港鐵道敷設並に上屋建設等につき調査せしめた。

同年八月知事長野幹は臨港鐵道案を議定せんが爲に第五十回臨時縣會を召集した。議案の概要は左の通である。

歳出臨時部

第二十一款 四日市港設備費 金拾四萬參千圓

内 譯

鐵道敷設工費	金九萬壹千參百八圓
甃石工費	金貳萬九千九百九拾壹圓
溝渠工費	金貳萬壹千七百壹圓
内金壹萬五千圓	四日市市寄附

本案は審議の結果金四萬五百七拾七圓を減額せられ可決を見たのである。されど本決議は埋立地賣却に支障を醸し、築港利用上一頓挫を來す憂あり、當時原案執行を噂されたが、所謂融和の精神により、長野知事は第四十四回通常縣會の最終日に於て、再び臨港鐵道案を提出し、可決を見たのである。

第九項 上屋建設案の通過

修築工事の進捗と臨港鐵道の敷設並に時局の影響とに依り、四日市港第一號埋立地の賣却は好都合に進捗し、東紡内外倉庫、肥料組合に賣却したる價格は最初の豫算に比し金拾八萬五千餘圓の增收を見、尙今後賣却すべきものを合して增收約金貳拾七萬圓を見ることが確實となつた。時の知事長野幹は、こ

の増收の一部を割き上屋建設を爲さんとして、大正七年十一月の通常縣會に提案した。議案は左の通である。

四日市港修築費繼續年期及支出方法更正議案

金參百七拾八萬參千百參拾九圓	既定額
金參百九拾萬八千百參拾九圓	修築費更正額

内

金參拾壹萬七千圓	既定大正八年度支出額
金參拾九萬貳千圓	大正八年度更正支出額
金參拾壹萬七千圓	既定大正九年度支出額
金參拾六萬七千圓	大正九年度更正支出額

本案は上屋建設費として金拾貳萬五千圓を計上し前記の増收により大正八、九兩年度に亘りて建設せんとする案である。全員異議なく可決した。

第十項 世界戰亂の影響と更正豫算

大正三年起つた歐洲大戰亂により諸物價殊に勞銀の暴騰を來し、我四日市港修築事業も既定の豫算を以て豫定の事業を遂行し難きに至つた。試に大正六年以降の工程を示さば左の通である。

	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末
第二號護岸工事	、一〇	、四七	、七一	、七一	、六三
同埋立工事	、二〇	、三二	、四四	、五六	
運河浚渫工事	、九〇	、九八	、九八	、九八	
海面浚渫工事	、五〇	、五三	、六五	、七一	、七一
防波埋立工事	、二五	、三四	、四二	、四二	、五五
道路工事	、三五	、三五	、五九	完了	
第一號上屋工事				、五〇	、五四
浚渫面積	最深二十八尺 七五、〇〇〇坪	同上 八五、〇〇〇坪	同上 一〇〇、〇〇〇坪	同上 一〇〇、〇〇〇坪	同上 一五〇、〇〇〇坪

かくの如く工事約七分にして繼續年期は僅に一年を餘すのみである。是に於て、知事山脇春樹は、大正十一年二月臨時縣會を召集して、不足額金貳百八拾餘萬圓の追加を要求することゝなつた。議案の大要は左の通である。

四日市港修築費繼續年期支出方法更正案

明治四十三年度より大正十一年度に至る本費繼續年期支出方法左の通更正す。

金參百九拾萬八千百參拾九圓	既定總支出額
金六百八拾壹萬千八百六拾五圓	更正總支出額

金參百五拾八萬四千五百八拾六圓
 金參拾貳萬參千五百五拾參圓
 金八拾貳萬六千百參拾八圓
 金七拾九萬圓

自明治四十三年度支出額
 至大正十年度支出額
 大正十一年度既定支出額
 大正十一年度更正支出額
 大正十二年度支出額

右増加額金貳百九拾萬參千七百貳拾六圓の内六萬四千貳百八拾七圓は上屋建設費及び軌條敷設費の不足額であつて之を控除したる貳百八拾參萬九千四百參拾九圓の半額、百四拾壹萬九千圓の補助を得別に四日市寄附金貳拾萬圓と埋立地の賣却代金の壹部竝に工事終了後器具器械の賣却代金を控除し、差引參拾四萬四千圓を大正十三年度以降七箇年に縣費を以て支辨せんとするのである。本案は慎重審議の後可決確定した。

第十一項 第一期修築工事の竣成

大正十一年二月三重縣臨時縣會に於て四日市港修築費繼續年期及支出方法更正案の可決を見てより、年を追ひて工事の進捗を見た。左の通である。

種別	大正十一年末	大正十二年末	大正十三年末	大正十四年末
第一號上屋建設工事	五、四	竣工		

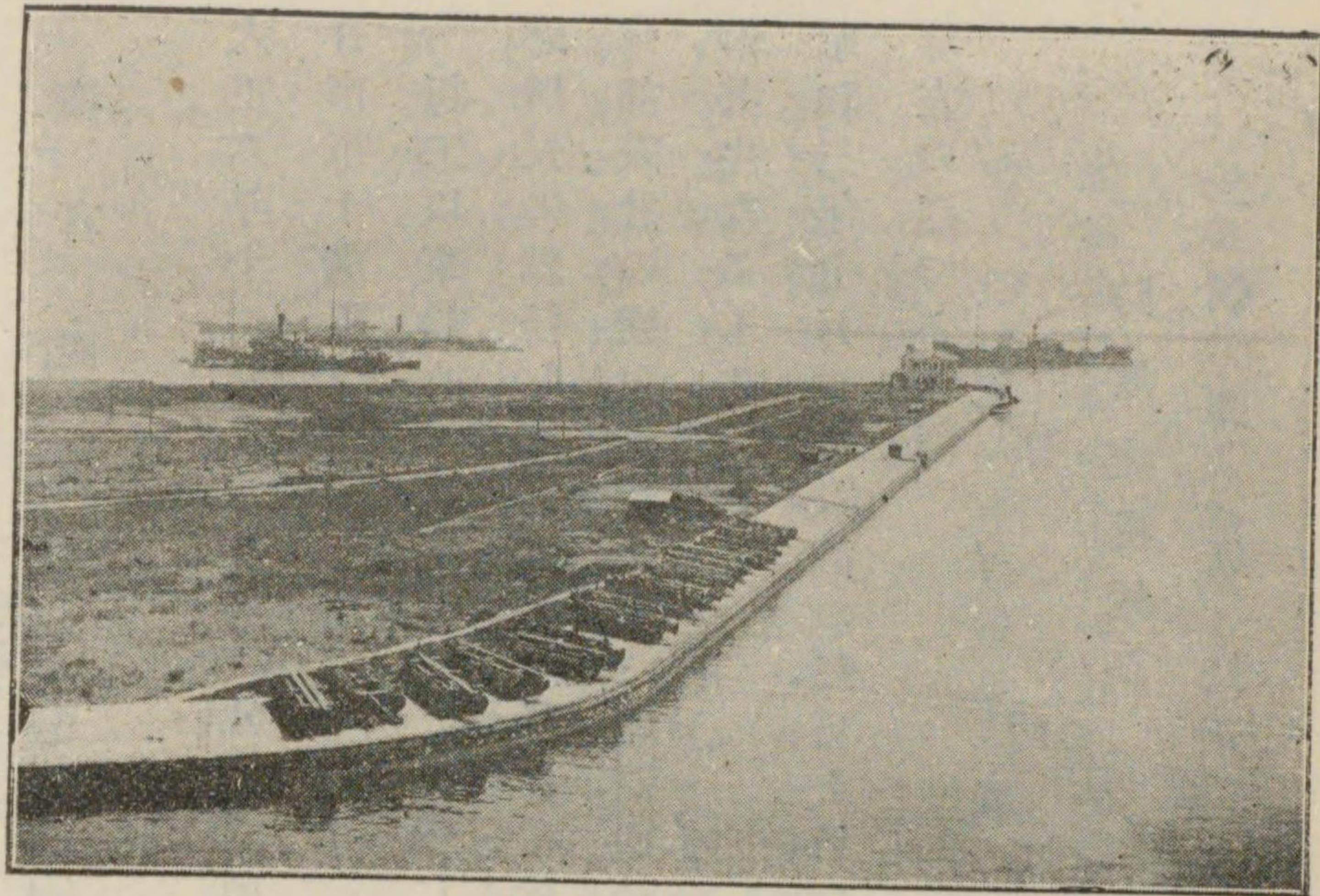
第二號埋立地	、七一	、七六	、九六	、九六三
防波堤工事	、五〇	……	、八三	、九〇
浚渫工事	、八五	、九二	、九九	竣工
埋立面積	最深廿八尺 一五〇、〇〇〇坪	同三十尺 一三〇、〇〇〇坪 同廿五尺 四〇〇、〇〇〇坪	同上 同上 同上	同上 同上 同上 八、六〇〇坪

大正六年十二月十八日、第一號埋立地を四日市市末廣町と命名し、同十四年四月一日第二號埋立地を四日市市千歲町と命名した。

起工以來熱心に修築事業に貢献した所長皿井巖は大正十四年十一月九日退職し、同日技師渡邊綱次郎所長に就任した。渡邊所長任に就くや前所長の志を襲ぎ事業の輕重緩急を稽查し、大正十五年十月一部設計の變更を行ふた。船溜面積六萬六千三百坪の擴張第三號埋立地五萬五千九百一坪の新設等が其主なるものである。

昭和三年七月更に設計の變更を行ひ、同年七月三十一日工事の竣成を見るに至つた。設計竝に更正豫算左の通である。

第一期工事	
一 防波突堤延長	五百二十六間
一 航路延長	三百六十間 幅七十五間 深三十尺



四日市港

階段 四ヶ所
 内 第一號埋立地 長十二間二ヶ所
 第二號埋立地 長十間五分二ヶ所

一 船溜 面積 二十六萬八千七百七坪
 内 十七萬七千三百六十二坪 深三十尺 (但大潮干潮)
 九萬千三百四十五坪 深二十五尺五寸 (全 上)
 一 運河 延長 千四百六十五間
 内 幅四十間深八尺ノ區域 千二百十五間 (但大潮干潮)
 幅十七間深八尺ノ區域 二百五十間 (全 上)
 一 埋立地總面積 二十四萬一千三百七十坪 (海面埋立二十萬零四百三十一坪
 堤塘敷其他三萬千零九十九坪)
 内 第一號埋立地 八萬二千九百九十九坪
 第二號埋立地 十一萬九千七百十四坪
 第三號埋立地 三萬九千四百五十七坪
 一 荷揚場延長 二千四百九十一間七分 面積八千七百七十一坪一合
 内 第一號埋立地 八百十四間九分 面積四千八百八十二坪九
 第二號埋立地 千六百七十七間八分 面積三千七百十三坪二
 第三號埋立地 五十九間 面積二百七十五坪

幹 線 幅二十間及十二間
 支 線 幅八間及六間

一 橋梁 二ヶ所
 内 第一橋梁長二十八間幅五間一ヶ所 第二橋梁長三十五間幅七間一ヶ所

一 航路 標識

燈 臺 一ヶ所 竿 燈 三ヶ所 繫船浮標 八個
 燈浮標 一個 其他浮標 十一個

一 臨港 鐵道

四日市驛ヨリ埋立地ニ達スル迄〇哩三十五鎖
 第一號埋立地内 二哩三十六鎖

一 土屋 一千八坪
 内 五百四十坪 一棟 四百六十八坪

豫 算

金六百八拾壹萬千八百六拾四圓七拾八錢八厘
 金貳百貳萬五百五拾六圓四錢五厘
 金百四萬貳千參百拾參圓八拾九錢七厘
 金百七拾八萬六千九百四拾七圓九拾貳錢七厘
 金貳拾七萬五千七百九拾貳圓拾壹錢八厘

突堤工費
 浚渫工費
 埋立工費
 道路橋梁工費

金拾六萬壹千百七拾壹圓九拾參錢四厘
 金拾五萬六千六百參圓九拾錢四厘
 金拾萬八千貳百九拾貳圓貳錢六厘
 金七千九百五拾八圓九拾參錢八厘
 金六拾參萬參千參百八拾參圓拾貳錢七厘
 金參萬七千四百八拾圓貳拾貳錢四厘
 金參拾四萬五百七拾五圓五拾貳錢七厘
 金拾九萬六千六百九拾九圓四拾九錢九厘
 金四萬七千五百七拾九圓貳拾貳錢四厘
 金壹萬四千五百拾圓四拾錢壹厘

三〇〇
 軌條布設工費
 上屋建設費
 雜工事費
 測量調查費
 機械費
 建物費
 事務費
 備入料
 雜費
 用地費

金參百拾八萬壹千圓
 金四拾參萬五千圓

國庫補助
 四日市市寄附

かくて機械船の保管、荷揚場及上屋の監督の爲當分事務所を存置することゝなつた。

第十二項 第二期修築工事

明治四十三年七月十七日起工した四日市港修築工事は波瀾重疊十八年茲に全く工を竣つた。され

ど完全に港灣の本領を發揮するには棧橋の築造、臨港鐵道の敷設、上屋の建設など幾多の問題がある。
 之につきては市及縣の當局、商工會議所、築港利用會等大に努むる所があつた。昭和二年十月内務省に
 開かれた臨時港灣調査會は四日市港修築計畫として繫船岸壁、物揚場、上屋等の築造を可決し、政府は昭
 和三年度豫算編成に當り第二期修築補助費金五拾六萬圓を計上したが、第五十四議會解散せられて實
 動するに至らなかつた。されば昭和三年四月には商工會議所、築港利用會相聯合して臨港鐵道延長に
 つき畫策し、同年五月には、商工會議所は第二期計畫を全國港灣協會に建議し、四日市倉庫運輸株式會社
 は社長熊澤一衛の畫策により、第一號埋立地に二千百坪の最新式倉庫新築して貨物の吸収に努むるな
 ど、當所先賢の經營容易ならぬものがあつた。

昭和三年十二月三重縣會に於て第二期修築案通過し、次で昭和四年第五十六議會に於て國庫補助案
 通過した。是より先き、四日市倉庫運輸株式會社に於ては專用繫船岸壁築成の企畫あり、縣は之を容れ、
 之が經費金參拾七萬餘圓を寄附せしめ、縣に於て追加工事として直營することゝなり、第二期工事と同
 時に施行することゝなつた。第二期工事の計畫案等は左の通である。

四日市築港第二期計畫案

年度	追加工事	舊借元金	償還利子	計	國庫補助	二號地賣却代	一號地既契約	市寄附金	却用品賣代	計
昭和四	二八二,〇〇〇	四七三,二八九	七三,九五四	八二九,二四三	五五,二三四	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八六,二四三
五	七五〇,〇〇〇	四七,七二二	四四,二七六	八四〇,九九〇	一四九,八五六	一六六,九九〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	八四〇,九九〇

かくて、三重縣は前記計畫案を具し、主務省に具申する所あり、昭和四年四月一日より第二期工事を開始した。然るに前記計畫は起債を條件とするが故に容易に認可するに至らず、幾多折衝の後計畫案の一部を變更し、埋立地の賣却地を先にして起債に由らざることに改め、同五年四月漸く主務省の認可を得た。本工事順調に進捗せば昭和七年三月を以て完成する豫定である。

第十一章 市街の發展

當市街は海岸寄洲及び田園海面等の埋立地に發達したもので、今尙盛に發展しつつあるのである。文明二年(三三〇)東海道が東部に移され、從來の部落が市街化して以來、一は東海道に沿ひて南北に發展し、一は海岸に向ひて東に展開した。今の北條町、濱町、新丁等は文祿慶長の頃海岸の寄洲に建設せられたものである。而して此の東西兩市街の中間なる田園を埋立て、築造したのが中町通り及び新丁通りで、元祿の頃殆ど東西相連絡したやうである。斯くて更に往昔の四日市湊を隔て、海面に横たはつてゐる洲濱に市街を建設し始めたのが寛文の頃で、元祿以後急速に此の地が發展して今の納屋六ヶ町を造つた。而して更に其の沖の寄洲を利用して港灣を修築し、高砂稻葉の兩町を建設したのが即ち明治八年である。

斯く東方への發展著しきものあるに拘らず、南北への展開は頗る遅々たるもので、寛政の前後僅に十建町、南新町方面が埋立てられ、明治二十年前後中町裏及び東洋紡績四日市工場敷地並に其の附近が埋

立てられたのである。然るに東方へ發展の餘地乏しくなり、且つ陸上交通機關の發達するに及び南北への展開著しく、盛に田園或は海面を埋立て、市街を建設してゐる、左に其の重なるものを列挙しよう。

- 一 取引所方面一帯田園埋立 明治廿七、八年頃より全卅六、七年頃に至る。面積數千坪。
- 一 東、中八幡町及び北條町、濱町裏一帯田園埋立 明治三十七、八年頃より全四十二、三年頃に至る。面積約四萬坪。
- 一 四ッ谷新町、下新町南裏方面田園埋立 明治三十七、八年頃より全四十二、三年頃に至る。面積壹萬有餘坪。
- 一 西新地方面田園埋立 明治三十九年頃より大正四、五年頃に至る。面積約二萬坪。
- 一 尾上町海面及び原野埋立 明治三十九年十二月起工、全四十四年四月十七日竣工。面積壹萬八千三百八十坪餘、市營工費六萬壹千餘圓。
- 一 諏訪新道沿線田園埋立 明治四十年頃より大正元年頃に至る。面積數千坪。
- 一 善光寺附近田園埋立 明治四十一、二年頃より大正十年頃に至る。面積數千坪。
- 一 南川原町東方面田園埋立 大正二、三年頃、面積約一萬坪。
- 一 西末廣町方面田園埋立 大正六、七年頃より全十年頃に至る。面積約一萬坪。
- 一 佛性院西裏田園埋立 大正十三年九月、面積約千坪。
- 一 新濱町方面田園埋立 大正十三年、四年より昭和三年に至る。面積約三萬坪。
- 一 住吉町方面田園埋立 大正十三年、四年頃より現今に至る。面積數千坪。

- 一 末廣町海面及原野埋立 明治四十三年七月十七日起工、大正六年十二月十八日竣工。面積七萬五千六百八十八坪、縣營。
- 一 千歳町海面埋立 大正五年七月十三日起工、昭和三年七月三十一日竣工。面積十二萬二千三百三十一坪。縣營末廣町と工費總計六百八拾壹萬餘圓。
- 一 北納屋町西運河埋立 大正十五年八月十八日起工、全年十一月十六日竣工。面積約六百三十坪、市營工費八千五百七圓餘。

第十二章 道路の新設擴張

市内に於ける道路中國道は古來の東海道筋であつて其延長約三十一町を有し縣道は、四日市八日市線（元菰野街道と稱し、北町辻より菰野を経て滋賀縣八日市に至る）、二、四日市港線（北町辻より築港第一號地末廣町に至る）、三、四日市停車場線（濱町踏切より東驛に至る）、四、四郷四日市停車場線（諏訪神社前より東驛に至る）、五、白子四日市線（大井ノ川より末廣町に至る）等で總延長一里三十一町十四間に及び其他は市道及び民有道路である。今是等の道路の新設擴張につき略説すれば左の通りである。

- 一 北町下街道線の一部 北町より建福寺前に至るもので、元今の岩田屋吳服店南より東に入り北に折れて建福寺前に通じてゐたのを、安政五年六月現在の通り開鑿したものである。

二 東新地線 南町より市役所南に至る線で、寛政の頃人家の宅となり建家の中を僅に通行したが、嘉永六年十月南町々内より貸家建築出願して現在の如く道幅一丈一尺に擴張したものである。

三 北町久六町線 延長五十二間半幅九尺、明治廿五年八月、久六町寺本藤九郎なる者自己の所有地に築設したものである。

四 十建町線の一部 元三瀧川堤防道路より十建町に通じてゐたが、明治三年冬此の町に劇場壽福座の新設せらるゝに及び現在の道路に改修したものである。

五 四日市停車場線 濱町踏切南より東驛前に至るもので、内丸池より東驛前に至る延長九十五間幅三間半は明治廿四年十一月 英照皇太后の御通聲に際し新設濱町踏切南より丸池に至る延長五十九間半は明治廿七年九月擴張當時假道であつたが、翌廿八年三月本道になつたものである。

六 阿瀬知川線 阿瀬知川右岸、延長三百四十八間三分、明治三十五年四月改修。

七 西町堀木線 西町西部にて菰野街道より分岐し、直線に再び同街道に至る。延長二百十間、大正元年新設、工費千六拾六圓餘。

八 四ツ谷新町第一線 電話局通東通り、延長百三十八間、幅二間、明治四十四年度新設、工費參百八拾七圓。

九 東中八幡町並北條町、濱町一帯道路 延長九百九十七間、幅二間、明治四十四年度新設、工費千五百圓餘。

一〇 四日市、富田線 大正橋三重橋に至る、延長六百十二間三分、幅四間、大正二年度新設、工費千五百拾八圓。

- 二 上新町、納屋町通線の一部 得願寺前東より取引所前に至る、延長四十間幅三間、大正二年度擴張工費六百圓。
- 三 南川原町東一帶線 延長四百九十三間八分幅二間、大正十二年度新設、工費四百六拾四圓。
- 三 上新町、納屋町通線の一部 中納屋町前田屋角より鐵道線路に至る、延長八十四間九分幅三間、大正四年一月擴張、工費五千貳百拾六圓。(九鬼紋七寄附)
- 四 四郷、四日市停車場線の一部 諏訪神社前より東驛に至る、明治三十九年十二月起工、全四十年三月竣工、延長四百五十三間四分幅四間、一部は新設、一部は元一間半のものを擴張、外に支道四十三間幅二間新設、工費六千四百貳拾參圓。
- 五 西街道の一部 南町より西新地西に至る堀木道、延長二百三十九間幅一間半、明治三十九年五月新設。
- 六 東洋紡績四日市工場東道路 延長百七間幅十尺、明治廿四年四月廿五日起工、全年五月廿五日期工、工費沿道地主負擔。
- 七 諏訪驛第二線 西町須原醫院前より元諏訪驛前に至る内、西街道(自南町至堀木)より元諏訪驛に至る延長百五十三間餘幅二間は大正四年度耕地整理に依りて新設、西街道より須原醫院前に至る延長百五十一間八分幅二間半は大正十四年四月十五日起工、全年五月三十日期工、工費四千八百八拾七圓餘。
- 八 濱田築港線 東海道より下街道に至る、通稱鵜森新道、延長三百四十六間九分幅四間、大正四年一月十八日起工、全年五月二十四日期工、工費參千七百五拾六圓餘。

- 元 濱田築港第二線 下街道より昌榮橋南に至る、延長二百六十二間餘幅平均三間、新設及び擴張、大正六年二月一日起工、全年六月三十日期工、工費千參百四拾貳圓餘。
- 二 鵜森神社線 鵜森神社前より東海道に至る、延長百五十八間六分幅四間に擴張、内一部(自神社前至大溝)百廿間は昭和三年四月六日起工、全月廿日期工、一部(自大溝至東海道)三十八間六分は昭和四年三月十六日起工、目下工事中、總工費豫算六千五百參拾九圓。
- 三 市役所前通線の一部 上新町より南新町に入る延長廿九間三分幅二間に擴張、大正七年度竣工、工費百九拾八圓餘。
- 三 四日市末永線 蒲ノ橋南詰西へ入る、大正六年耕地整理の際新設。
- 三 魚の棚線 東中町より東八幡町に至る。一部(自東中町本通北へ至惡水溝)は明治四十三年八月新設、一部(自惡水溝至東八幡町)は大正十四年五月新設。前者は民有地、後者は工費參千四百八拾五圓餘。
- 四 北濱第六線 沖ノ島町局前通り、延長三百十八間三分幅三間一分、新設及び擴張、大正十四年五月十九日起工、全年十月廿日期工、工費貳萬四百七拾九圓餘。
- 五 松下、中島線 自下街道至中島町老松橋通、延長百五十二間幅四間に擴張、大正十五年四月起工、全年五月廿日期工、工費百九拾五圓。
- 六 關西堀添線 自關西橋北詰至東驛、延長百五十六間幅三間半に擴張、大正十五年十一月廿八日起工、全年十二月十日期工、工費四千參百九拾五圓餘。

一色線 自新濱町九鬼別邸前至午起堤防延長五百三十三間餘、舊幅二間を六間に擴張、一部四日市富田線以西は大正十三年六月二十日起工、全年十月三十日竣工、一部四日市富田線以東は昭和二年五月廿六日起工、全年七月廿六日竣工、總工費四萬五千九百五拾七圓餘。同線は更に東海道筋まで延長の豫定。

六 自川原町至海藏村末永線 延長九十三間、幅六間、新設昭和三年九月八日起工、全年十二月十五日竣工、工費壹萬八千四百七拾五圓。

元 北條町、濱一色線 老松橋通り、延長五百十四間餘、幅四間、新設及び擴張。内一部（中島町地内卅間）は大正十五年四月一日起工、全年六月一日竣工。一部（中島町以北通稱高濱迄三百四十九間餘）は昭和二年一月十日起工、全年三月卅一日竣工。一部（自高濱至海藏川堤防百三十四間餘）は昭和四年二月廿六日起工、全年三月卅一日竣工、總工費四萬貳千九拾壹圓餘。

三 藏町第一線 愛知銀行支店東より潮呼橋通りに至る、延長七十九間、幅一間半に擴張及び新設、昭和二年三月十七日起工、全年三十一日竣工、工費八百貳拾八圓。

三 第七小學校西線 延長五十六間半、幅十尺四寸、新設、昭和二年七月十五日起工、全年八月廿七日竣工、工費參千九百五拾五圓。

三 南浦第三線 濱一色八幡神社前通り、延長百八間、幅二間に擴張、昭和四年三月三日起工、全年三月廿五日竣工、工費千九百五拾參圓。

三 北濱第四線 市役所敷地西通り、延長二百六間餘、幅十七尺に擴張、昭和三年二月三日起工、全年三月卅一日竣工、工費壹萬七百六拾圓。

三 西驛前線 延長二十四間、幅八間半に擴張、昭和三年九月廿日起工、全年廿五日竣工、工費四萬壹千圓。

三 白子、四日市港線の一部 大井ノ川より末廣町に向ふ、延長二百四十間、幅三間、新設、昭和二年二月五日起工、全年五月廿七日竣工、工費七千五百圓。此の道路は總延長六百六間五分、昭和八年迄に末廣町迄完成の豫定にて、更に幅員五間半に擴張の見込である。

三 諏訪北濱線 東海道より東へ伊勢電鐵線路際に至る、俗稱昭和通り、延長四百十八間、幅三間一分に擴張、昭和二年十二月十三日起工、全年三月三十一日竣工。工費參萬六百圓。

三 千歳町線 尾上町四日市港線より千歳橋に至る、延長六十間餘、幅十二間、新設、大正十三年九月廿二日起工、全年十二月十二日竣工。工費四千九百圓。

三 四日市港線 東驛前より昌榮橋に至る通稱港道といふ。大正十年設計成り、居住者七十三戸の移轉と敷地買收を行ひ、大正十二年工を起し、十四年十月工を竣へた。延長五百十二間餘、幅十二間、工費實に金參拾參萬九千九百四拾圓七拾貳錢、大部分は市債を募集して支辨した。工費内譯左の通である。

市道之部

金貳千貳拾貳圓拾六錢	調査費	金六萬八千五百九拾五圓八拾壹錢	土地買收費
金七千貳百七拾參圓四拾九錢	監督費	金拾萬八千六百拾參圓貳拾六錢	家屋移轉費
金千七百九拾七圓七拾八錢	雜費	金五萬六百貳拾壹圓壹錢	橋梁費
金參萬百參拾四圓拾四錢	工事費	合計金貳拾六萬九千五拾七圓六拾五錢	

縣道之部

金八百六拾六圓六拾錢
金參千百拾七圓貳拾壹錢
金七百七拾圓四拾七錢

調査費
監督費
雜費

金貳萬九百九拾壹圓八拾四錢
金貳萬六千貳百貳拾八圓五拾錢
金壹萬八千九百八圓四拾五錢
合計金七萬八千八百八拾參圓七錢

工事費
土地買收費
家屋移轉費

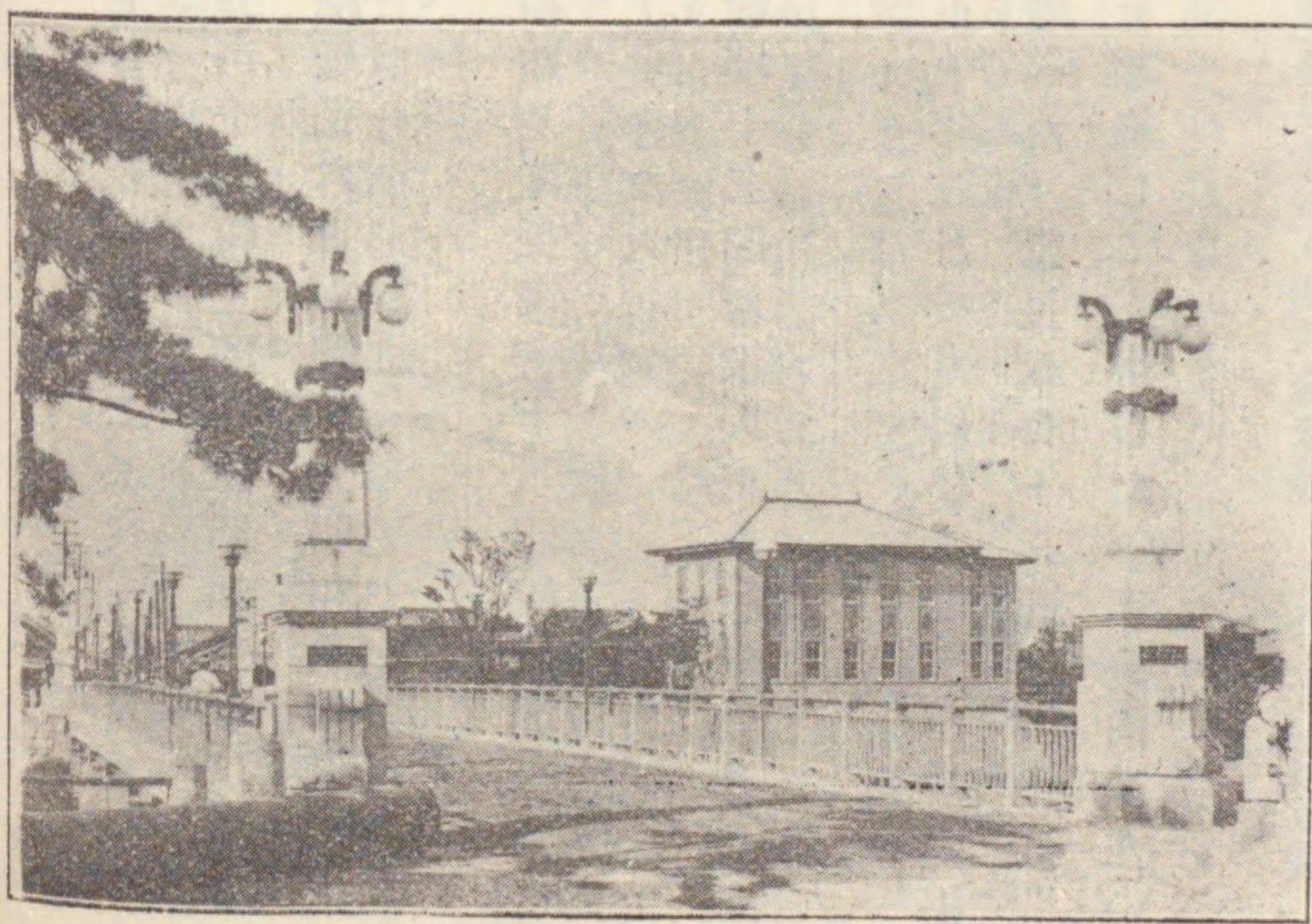
第十三章

橋

梁

一 三瀧橋 東海道筋三瀧川に架す。往昔は常に土橋であつて長さ五十二間幅二間半乃至三間であつたが明治十年板橋に變更し、長さ四十二間に短縮せられた。最近架換へたのは長さ四十間幅三間半の鐵構橋で、工費五萬五千圓を要し、大正十二年十月十六日起工、全十三年六月十八日竣工したものである。

二 明治橋 西町と末永の間三瀧川に架す。往昔は僅に人馬を通ずる板橋であつたが、明治初年車馬を通ずる土橋に架換へて明治橋と稱した。現在の橋は昭和二年十月修繕せられたもので長さ三十三間幅十四尺である。



三 瀧 橋

三 開榮橋 藏町と稻葉町の間運河に架す。明治七年稻葉町築造の際始めて架けられたもので、其の後數回改修築せられたが著しき變更はなかつた。現在長さ二十八間六分、幅三間半。

四 蓬萊橋 稻葉町と高砂町の間運河に架す。明治七年稻葉町高砂町築造の際の新設で、其の後數回改修築せられた。現在二十三間七分、幅三間。

五 慈善橋 下街道筋三瀧川に架す。元僅に歩行し得るばかりの狭小なる板橋で、交通頗る不便であつたが、林道永和尙の斡旋盡力にて有志の喜捨を仰ぎ、明治二十四年十月創設慈善橋と命名せられたものである。其の後屢々修繕擴張せられたが現在のものは長さ五十二間幅十三尺五寸である。

六 相生橋 高砂町と袋町の間運河に架す。明治二十三年十一月廿六日創設許可せられ、高砂町袋町兩町民の負擔にて架けたものである。現在の橋は港道開鑿の際大改築せられたもので、長さ三十三間五尺五寸、幅五間で、工費五萬六千貳拾壹圓餘、大正十二年十月十日起工、全十三年十月五日竣工したものである。

七 末廣橋 昌榮町と西末廣町の間阿瀬知川運河に架す。長さ七間四尺、幅二間二尺、大正十三年三月廿九日架換、工費貳千六百圓。

八 關西橋 南納屋町と西末廣町の間關西堀運河に架す。明治二十二年關西堀開鑿の際創設せられたもので、現在のものは長さ十二間四尺五寸、幅二間半、工費九千貳百圓を以て架換、大正十一年一月十一日起工、全年六月十五日竣工したものである。

九 潮呼橋 北納屋町西運河に架す。元千鳥橋と稱へた。明治廿三年八月九日鬼總太郎が自費で架け

たもので、當時長さ二十三間、幅七尺であつた。現在のものは大正十四年四月廿七日起工、全年六月十日竣工。架換で長さ十八間五尺、幅六尺六寸、工費貳千參百六拾圓である。

一 尾上橋 西末廣町と尾上町の間に架す。此處は元阿瀬知川下流水門のあつた所である。明治四十一年六月阿瀬知川運河開鑿の際新設に着手せられ、翌四十二年一月竣工した。長さ十六間、幅二間半である。

二 大正橋 東洋紡績四日市工場裏三瀧川に架す。元濱町の耕作橋のあつた所で、大正二年四日市、富田線新道の開設せらるるに際し、始めて車馬を通ずる橋梁に改築せられ、更に昭和二年五月十二日起工、全年六月三十日竣工、架換へられた。長さ五十一間八寸、幅二間一尺、工費四千八百七拾圓。

三 三重橋 四日市、富田線海藏川に架す。大正二年四日市、富田線新道開設の後間もなく創設せられ、大正十三年更に修繕せられた。長さ五十二間六分、幅二間である。

三 昌榮橋 尾上町と末廣町の間の築港運河に架す。長さ廿八間、幅五間、大正三年九月二日起工、全年三月十三日竣工、工費貳萬參千七拾圓。

四 千歳橋 尾上町と千歳町の間の築港運河に架す。長さ三十二間、幅七間の鐵構橋である。大正十三年十二月廿八日起工、全年十五年三月九日竣工、工費七萬七千五百拾五圓を要し、市内最大の橋梁である。

五 老松橋 北條町と中島町の間の三瀧川に架す。元狹き耕作橋であつたが、大正十四年十月八日架換に着手、全年十二月廿五日竣工、長さ三十三間、幅二間一尺五寸、工費七千百圓である。

六 新榮橋 北納屋町と稻葉町の間の運河に架す。往昔耕作橋として架けられたもので、其の後屢々改修し、現在のものは大正二年の架換で長さ十三間、幅十尺である。

七 思案橋 勸進橋とも稱した時もある。濱町と藏町の間の運河に架けられ、享保及び享和年代には長さ十四間、幅二間であつたが、文化五年阿瀬知川の川換後、長さ六間に短縮せられ、明治維新後更に短縮せられて遂に現在の如く水門となつたものである。

八 濱新橋 正徳の頃より藏町と其の沖なる洲濱との間なる運河に架けられ、長さ十五間乃至十一間、幅二間半又は二間であつたが、明治七年開榮橋の架設せらるるに及び取毀たれた。

九 阿瀬知橋 東海道筋阿瀬知川に架す。往昔北町橋と稱へた。享保年代には長さ七間、幅二間半、高欄付の板橋であつたが、文化十三年石橋に改造し、後長さ六間に短縮せられ、更に現在の如く長さ四間、幅二間半に改修せられたものである。

一〇 蒲ノ橋 東海道筋蒲ノ川に架す。長さ四間、幅二間半である。

一一 海藏橋 東海道筋海藏川に架す。往昔は長さ三十間、板橋であつたが、明治二十六年七月現在の如く架換へられたものである。幅三間、長さ二十四間。

第十四章 公園

諏訪公園

明治三十七八年戦役の記念として、明治三十九年の春、諏訪神社境内に接して設けられたものである。

初め保光苑と名づけた。そは平和克復の詔勅に「能く國家の光榮を無疆に保ち」とあるに因みて名づけられたもので、その記は左の通りである。

明治三十七年露國啓釁六師征之應懲奏功。越明年和成。郷人相議新開苑圃。蓋欲張宴於此以慰從軍將卒之勞也。苑名曰保光據平和詔勅之御制也。明治三十九年三月。

當時は面積千二百六坪を有し諏訪神社所屬の公園であつたが明治四十一年四月一日市有に變更した。かくて大正三年十一月百四十二坪を擴張し次に御大典記念事業として大正四年八月二百六十三坪同年十二月千三百五十五坪を擴張し翌五年一月諏訪公園と改稱した。園内に市立圖書館演武場及小動物園がある。

鵜森公園

鵜森神社の南同社境内に接してゐる。古くより單に鵜の森と稱へて公園とせられてゐたが最近鵜森神社所有の財産を以て擴張せられたものである。大正十五年八月同社氏子總代會に於て舊濱田村氏子寄附宇濱之洲荒蕪地を整理し神苑を擴張する議を決して委員を定めた。各委員は熱心事に當り昭和二年三月敷地四千坪を買収し同年七月起工し翌三年四月竣工同月二十二日開園式を擧げた。其後更に増設工事を起し同四年三月完了した。所要工費は實に金四萬八千圓である。

鵜森神社神苑擴張碑

鵜森神社往古濱田城守鎮守而祀天照皇大御神須佐之男神。社所藏鐵兜傳城主田原家祖藤原秀郷所着領矣。大正十五年八月神苑擴張議成。昭和二年三月買収接續地四千坪七月

起工同四年三月竣工。總經費四萬八千圓。苑内植四季樹配置池丘充其一部於民衆運動場。於戲神德無邊照被八紘。斯舉彌深市民敬虔心亦能與慰安於衆庶。享生於此地浴神聖恩澤者可不知報其本反其始矣哉。

昭和四年八月

鵜森神苑建設委員

委員長	山中菊松	伊藤晉吉
委員	山路文次郎	堀木清太郎
	鈴木嘉七	前田卯之助
	大久保宗作	伊藤惣太郎
	千種繁造	相談役 石崎六三郎
	藤澤豊吉	山路文助
	坂部剛	顧問 三輪綏
	中島藤四郎	同 山路伊三郎

第十五章 耕地整理

灌漑排水を良好にし農民の耕作運搬を便にする爲に、大正三年以來全市の耕地整理が行はれた。該

整理は其の地方關係地主の共同事業として行はれ、多くは新に理想的用水路排水路及び縦横の直線交通運搬路を築設し、整理後該道路を基本とし是を擴張して大道路を築造し、市街の發展に資したものである。鵜ノ森新道（濱田築港線）沖ノ島電話局前通（北濱田第六線）同昭和通（諏訪北濱線）濱一色六間道路（濱一色線）同老松橋通などは其の著しきものである。各組合整理の状況は左の通りである。

一 南濱耕地整理組合

- 一 組合員 八十一名
- 二 區域 阿瀬知川以南東海道東、下街道西の濱田地内
- 三 整理前後比較

種 目	整理前		整理後	
	町	歩	町	歩
田	一一、一七〇三	一一、三〇一七	一一、〇四二一	一一、〇四二一
畑	一一、一〇九	一一、〇四二一	一一、〇四二一	一一、〇四二一
原野	一一、一〇九	一一、〇四二一	一一、〇四二一	一一、〇四二一
宅地	一一、一〇九	一一、〇四二一	一一、〇四二一	一一、〇四二一
計	一一、一七〇三	一一、三〇一七	一一、〇四二一	一一、〇四二一
國有地	計	五九二七	計	一、四九一四
溝	計	七二六	計	九五〇九
堤	計	六七一三	計	二、四四二二
防	計	七九三	計	四九八
計	計	二九、五六〇六	計	三二、六四一四

- 四 工事 着手大正四年二月 完了同五年二月
- 五 整理費 金參千百貳拾八圓九拾七錢
- 六 組合長 味岡格太郎

二 四日市南部耕地整理組合第一區

種 目	整理前		整理後	
	町	歩	町	歩
田	二七、三八一八	二五、一六〇二	二七、三八一八	二五、一六〇二
畑	一〇、一〇七	三、三八二六	一〇、一〇七	三、三八二六
宅地	四〇〇八	五七二二	四〇〇八	五七二二
其他	八二〇	七一一	八二〇	七一一
計	二八、八八三三	二九、一九二二	二八、八八三三	二九、一九二二
國有地	計	六五〇四	計	一、五二二〇
溝	計	六六一四	計	三、五一一六
其他	計	一一、九一〇八	計	三六、六二二二
計	計	三四、〇四二六	計	四六一

- 一 組合員 百一名
- 二 區域 阿瀬知川以北東海道東、下街道西の濱田地内
- 三 整理前後比較

種 目	整理前		整理後	
	町	歩	町	歩
田	三〇、一二〇九	三二、四七〇九	三〇、一二〇九	三二、四七〇九
畑	一一、二九一〇	一一、四〇二〇	一一、二九一〇	一一、四〇二〇
宅地	一一、一八	二、三〇七	一一、一八	二、三〇七
其他	七〇一一	二、三〇七	七〇一一	二、三〇七
計	三二、一三一八	三三、一一〇六	三二、一三一八	三三、一一〇六
國有地	計	五九二七	計	一、四九一四
溝	計	七二六	計	九五〇九
堤	計	六七一三	計	二、四四二二
防	計	七九三	計	四九八
計	計	二九、五六〇六	計	三二、六四一四

- 四 工事 着手大正五年二月 完了同七年五月
- 五 整理費 金五千五百六拾參圓八拾八錢
- 六 組合長 飯田盛敏

三 四日市南部耕地整理組合第二區

種 目	整理前		整理後	
	町	歩	町	歩
田	三〇、一二〇九	三二、四七〇九	三〇、一二〇九	三二、四七〇九
畑	一一、二九一〇	一一、四〇二〇	一一、二九一〇	一一、四〇二〇
宅地	一一、一八	二、三〇七	一一、一八	二、三〇七
其他	七〇一一	二、三〇七	七〇一一	二、三〇七
計	三二、一三一八	三三、一一〇六	三二、一三一八	三三、一一〇六
國有地	計	五九二七	計	一、四九一四
溝	計	七二六	計	九五〇九
堤	計	六七一三	計	二、四四二二
防	計	七九三	計	四九八
計	計	二九、五六〇六	計	三二、六四一四

第十五章 耕地整理

耕地整理碑 (三重縣知事山脇春樹篆額)
濱田舊屬于東海道之間驛現形於四日市市之
一半。物資滋蕃民生彌昌將來發展有不可測
者焉。抑大正三年埠頭修築之大計成也延趣
濱田港道之設營起於阿瀬知川下流南堤直西
達于東海道。而中間橫之單下街道一線耳。
其他則小徑迂路。加之地質斥鹵收穫不饒識
者爲唱所以整理耕地之切要。然領地者與耕
作者不必同利害。味岡格太郎山路文助兩氏
斡旋最勗協衆議得官許遂設立整理組合。一
則南濱區自大正四年二月至翌年二月一則南

濱田舊屬于東海道之間驛現形於四日市市之
一半。物資滋蕃民生彌昌將來發展有不可測
者焉。抑大正三年埠頭修築之大計成也延趣
濱田港道之設營起於阿瀬知川下流南堤直西
達于東海道。而中間橫之單下街道一線耳。
其他則小徑迂路。加之地質斥鹵收穫不饒識
者爲唱所以整理耕地之切要。然領地者與耕
作者不必同利害。味岡格太郎山路文助兩氏
斡旋最勗協衆議得官許遂設立整理組合。一
則南濱區自大正四年二月至翌年二月一則南

起北濱兩區自五年二月至七年五月而土工始完。斯得民有地八十六町輒新加一町五段。投資參萬參千餘圓。而爲組合員者實二百八十有六名也。如今阡陌開焉溝洫通焉。灌溉之利耕種之便人被其潤澤。而味岡山路兩氏既亡。爾餘關係者之功亦不可沒乃勒梗槩以傳乎後昆云爾。

大正十年六月

四日市市長從五位勳五等 稻見貞藏撰

四 四日市南部耕地整理組合第三區

一 區域 東海道以西の濱田地

二 整理前後比較及び筆數

種目		整理前	整理後
田	畑	七四、九六一五 ^歩	七六、五一二三 ^歩
田	原野	一、六九二五	一、六三二六
田	山林	四〇四	一一三
田	宅地	一一六	一一五
田	計	七六、七二〇〇	七八、四三〇九

三二〇

國有地 道 溝 渠 路

種目	整理前	整理後
計	一、五四二二	一、五〇二二
計	六三〇九	六〇一五
計	二、一八〇〇	二、一〇二七
計	七八、九〇〇〇	八〇、五四〇六
計	一一三二	一一九六

三 工事 着手大正十五年十二月 完了昭和四年五月

四 整理費 金參萬參千參百拾餘圓

五 組合長 福林文右衛門

五 四日市南部耕地整理組合第四區

一 區域 西町南の四日市地

二 整理前後比較及び筆數

種目		整理前	整理後
田	畑	二九、六〇一六 ^歩	二八、七九二五 ^歩
田	原野	二二二八	一四二四
田	宅地	二二二六	八八〇四
田	山林	一八二四	八一二
田	計	三〇、二三八四	二九、九一〇五
田	道 溝 渠 路	四一二九	一、七九二三
田	計	六〇二	八一〇五

三二〇

國有地 道 溝 渠 路

種目	整理前	整理後
計	一、五四二二	一、五〇二二
計	六三〇九	六〇一五
計	二、一八〇〇	二、一〇二七
計	七八、九〇〇〇	八〇、五四〇六
計	一一三二	一一九六

三 工事 着手大正十五年十二月 完了昭和四年五月

四 整理費 金參萬參千參百拾餘圓

五 組合長 福林文右衛門

五 四日市南部耕地整理組合第四區

一 區域 西町南の四日市地

二 整理前後比較及び筆數

種目		整理前	整理後
田	畑	二九、六〇一六 ^歩	二八、七九二五 ^歩
田	原野	二二二八	一四二四
田	宅地	二二二六	八八〇四
田	山林	一八二四	八一二
田	計	三〇、二三八四	二九、九一〇五
田	道 溝 渠 路	四一二九	一、七九二三
田	計	六〇二	八一〇五

起北濱兩區自五年二月至七年五月而土工始完。斯得民有地八十六町輒新加一町五段。投資參萬參千餘圓。而爲組合員者實二百八十有六名也。如今阡陌開焉溝洫通焉。灌溉之利耕種之便人被其潤澤。而味岡山路兩氏既亡。爾餘關係者之功亦不可沒乃勒梗槩以傳乎後昆云爾。

大正十年六月

四日市市長從五位勳五等 稻見貞藏撰

四 四日市南部耕地整理組合第三區

一 區域 東海道以西の濱田地

二 整理前後比較及び筆數

種目		整理前	整理後
田	畑	七四、九六一五 ^歩	七六、五一二三 ^歩
田	原野	一、六九二五	一、六三二六
田	山林	四〇四	一一三
田	宅地	一一六	一一五
田	計	七六、七二〇〇	七八、四三〇九

三二〇

國有地 道 溝 渠 路

種目	整理前	整理後
計	一、五四二二	一、五〇二二
計	六三〇九	六〇一五
計	二、一八〇〇	二、一〇二七
計	七八、九〇〇〇	八〇、五四〇六
計	一一三二	一一九六

三 工事 着手大正十五年十二月 完了昭和四年五月

四 整理費 金參萬參千參百拾餘圓

五 組合長 福林文右衛門

五 四日市南部耕地整理組合第四區

一 區域 西町南の四日市地

二 整理前後比較及び筆數

種目		整理前	整理後
田	畑	二九、六〇一六 ^歩	二八、七九二五 ^歩
田	原野	二二二八	一四二四
田	宅地	二二二六	八八〇四
田	山林	一八二四	八一二
田	計	三〇、二三八四	二九、九一〇五
田	道 溝 渠 路	四一二九	一、七九二三
田	計	六〇二	八一〇五

計

種目	整理前	整理後
計	四七三一	一一、六〇二八
計	三〇、七一五	三二、五二〇三
計	五五二	四三九

三 工事 着手大正四年十二月 完了同五年五月

四 整理費 金四千五百五拾五圓拾九錢

五 組合副長 福林文右衛門

六 四日市第一耕地整理組合

一 組合員 二十五名

二 區域 三瀧川北、鐵道線路東の四日市地

三 整理前後比較

種目		整理前	整理後
田	畑	一八、七〇一〇 ^歩	一七、六七〇六 ^歩
田	原野	一八一九	八一二七
田	雜種地	一六二二
田	宅地	三一九	七〇二一
田	計	一九、〇九〇九	一九、一九二四
田	道 溝 渠 路	一九一三	六六二五
田	計	三二〇四	七三二二

第十五章

耕地整理

堤防

種目	整理前	整理後
計	一一二	一一二
計	五二〇九	一、四〇〇七
計	一九、六〇一八	二〇、六〇〇一
計	一七一	二六七

四 工事 着手大正四年三月二十五日完了同年五月末日

五 整理費 金四千六拾壹圓八拾七錢

六 組合長 九鬼 紋 七

七 四日市北部耕地整理組合第一區

一 組合員 四十三名

二 區域 三瀧川北、鐵道線路以西の四日市(宇中島浦

神田等)

三 整理前後比較

種目		整理前	整理後
田	畑	一三、二二二七 ^歩	一三、一〇二一 ^歩
田	原野	三三二四	一九一九
田	雜種地	三三二四
田	宅地	四	七二二
田	計	一三、四五一五	一三、三七二二
田	道 溝 渠 路	二〇二三	六三一〇
田	計	二二〇二	五一一五
田	計	四二二五	一、一四二五

三二一

合 計 一三、八八一〇 一四、五二一七
 筆 數 二五六 三二五

四 工事 着手大正五年四月十五日 完了同六年五月
 五 整理費 貳千七百七拾七圓七錢
 六 組合副長 佐伯又太郎

八 四日市北部耕地整理組合第二區

一 組合員 百八名
 二 區域 鐵道線路以西の濱一色地
 三 整理前後比較

種 目	整理前		整理後	
	町	步	町	步
田	四五、五一〇九	四三、〇五二八	四五、五一〇九	四三、〇五二八
畑	三、一七二七	二、九九二〇	三、一七二七	二、九九二〇
宅地	二、四一〇二	六、七八〇六	二、四一〇二	六、七八〇六
山林	七二三	一三二七	七二三	一三二七
原野	五〇六	五〇六
雜種地	一五	一五
計	五一、二三三二	五一、九七二一	五一、二三三二	五一、九七二一
國有地	一、四二二四	一、六四〇六	一、四二二四	一、六四〇六
溝渠	一、七〇〇六	一、七一〇四	一、七〇〇六	一、七一〇四
計	二、一三〇〇	四、三五〇四	二、一三〇〇	四、三五〇四

合 計 五三、三六二二 五七、三三〇一
 筆 數 一七三四 一一五二

四 工事 着手大正五年四月 完了同六年十二月
 五 整理費 金壹萬貳百五拾八圓九拾八錢
 六 組合副長 鈴木廉平

九 濱一色第一耕地整理組合

一 組合員 六十四名
 二 區域 鐵道線路以東の濱一色地
 三 整理前後比較

種 目	整理前		整理後	
	町	步	町	步
田	一一、三二〇一	一一、三三〇〇	一一、三二〇一	一一、三三〇〇
畑	四三〇〇	一、一〇二七	四三〇〇	一、一〇二七
原野	一一二五	一一二五
池沼	五五二七	七九〇一	五五二七	七九〇一
計	一一、四三三三	一二、四三三三	一一、四三三三	一二、四三三三
國有地	一、〇九〇一	一、六三〇四	一、〇九〇一	一、六三〇四
溝渠	一、三〇〇〇	一、三〇〇〇
計	二、三九〇一	二、九六〇四	二、三九〇一	二、九六〇四

往日之比也。而館氏等關係者之功不亦可沒
 便勒梗概云爾。

大正十五年六月

四日市市助役 福林文右衛門撰

以上の如く五箇の組合に依り九區域に分ちて、大正三年より昭和三年に亘り、全市の耕地整理が行はれ其の結果各字名が改稱せられた。左の如くである。

大字四日市の部	小右衛門繩、古新田南天然新開の各一部	中島と改稱
里南の一部宮の南	里南の一部	神田と改稱
里南の一部	流し、安島の各一部、堀木東、北濱田	浦と改稱
流し、安島の各一部、西浦	流し、安島の各一部、西浦	諏訪西と改稱
大字濱一色の部	東浦の一部、上道光田、道光田	西浦と改稱
横長、八反田、村内の各一部	横長、八反田の各一部、南浦	北浦と改稱
八反田、村内の各一部	八反田、村内の各一部	川原町と改稱
南天然新開、古新田、中島、小右衛門繩、新開	八反田、村内の各一部	南浦と改稱
	南天然新開、古新田、中島、小右衛門繩、新開	松下と改稱

合 計 二五、四二二九 二六、七〇二二
 筆 數 六四八 四五一

四 工事 着手大正四年四月十日完了同六年六月廿一日
 五 整理費 金四千八百五拾九圓拾八錢
 六 組合長 鈴木廉平

耕地整理碑 (三重縣知事山岡國利篆額)

(篆額) 澤無窮
 整理耕地改正田區者所以利用厚生增進國利
 矣。濱一色有志有見于茲畫策經營遂見其完
 成寔可謂一鄉之美學敷。先是我濱一色道路
 開鑿成而兩側田圃畦畔凸凹傾斜有頗要整理
 者。雖然關係同人不必同利害休戚。館利平
 氏等斡旋最勗排百難而設立濱一色組合以任
 之整理。一則鐵路以東稱第一區組合大正四
 年四月起工同六年六月竣工。一則鐵路以西
 稱第二區組合大正五年四月起工同六年十二
 月功完矣。整理耕地七十七町二段別新增三
 町五段投資貳萬千六百餘金。而爲組合員者
 實百七十有六名自今而後耕種灌溉之便亦非

村内古新田の各一部、川縁、北浦
天然 新開、北古新田
大字濱田の部

天然と改稱

北起、諏訪
濱ノ洲

北濱と改稱
南起と改稱

第十六章

墓

地

名稱	位置	反別	新正三味	橋南町一二一九番地	一、〇八
濱三味	新丁二九七七番地	二、一〇 <small>畝</small> 一、一〇 <small>歩</small>	堀木三味	堀木町二四八番地	一、二六
墓	中川原町佛性院境内	一七、二八	久保田三味	字久保田三六七番地	一、一四
同	北町建福寺境内	五、二九	濱一色墓地	濱一色字西浦五、六一	一、一七
同	上新町光運寺境内	一、二三	火葬場	七ノ二、八ノ二番地	一、一七
同	新丁不動寺境内	二、〇六	墓	下新町得願寺境内	一〇
經塚三味	比丘尼町阿彌陀堂境内	一四	孤山三味	新濱町八九〇番地	二七
墓	地 中新町智玄寺境内	五	市營火葬場	三重郡常磐村大字中川原字上り 五二、二三	
濱一色三味	濱一色五二一番地	七、〇五	墓	地 三重郡常磐村大字中川原字上り 五二、二三	
江田三味	朝日町一九六〇番地	八、〇七	市營火葬場	元成永株式会社の經營であつたのを明治四十四年五月市に買収したもので、當時の反別三反八畝廿八歩であつた。而して大正八年十一月該火葬場の南側に接續の池沼地一反三畝廿五歩を市に買収して墓地區域に加へた。	
濱田三味	濱田南濱二二二一番地	一〇、二〇			
墓	地 中組町東漸寺境内	一、二六			
同	江田町崇顯寺境内	一、一九			

第四 交通運輸編

第一章

總

說

文明二年(三三) 田原美作守濱田築城に際し、古來今の常磐村大字芝田附近を通ぜし東海道を現今の所に移してより、茲に始めて市街を構成し、更に東西の大道を通じて市場を開始した。次で天正十年、文祿二年、慶長五年、及同二十年、徳川家康の渡海あり、以來海陸交通の要衝として世に知られた。徳川幕府參觀交代の制を設けてより、東海道五十三次の一驛として陸路の交通愈々頻繁となり、諸大名の通過宿泊するもの繁く、時には和蘭人の通行宿泊するものありて、一般衆庶の往來愈々多きを加へた。明治六年、稻葉三右衛門の築港以來海上の交通運輸大に開け、爾來陸上交通機關の發達と新港の修築とに由り、今や我市の交通運輸は彌々隆盛に赴き、大に市の發展を促進してゐるのである。

第二章 明治維新前の海運

第一節

徳川家康の渡海

天正十年(三三) 六月二日、本能寺の變があつた。是より先き、同年五月、徳川家康は安土に信長を訪ひ、

次で堺に在つたが、變を聞いて臣下の議を用ひ、京都を避けて、伊賀地より當地に來り、六月三日夕方潛に乗船海路濱松に歸つたと傳へられてゐる。

〔徳川義親公所藏御先記〕

天正十年六月二日明智日向守光秀逆心を企て、京都本能寺變の節家康公は和泉の堺に御座候に聞召され、直に都へ御上り、明智日向守と有無の合戦と被仰處に、酒井石川申上此人數にて御合戦如何御座候儘重ねて人數被催退治被遊候へとて申上候。偕は宇治醍醐を経て歸らんは目前の日向守と戦はざらんも口惜、其上瀬田の橋も可爲焼とて伊賀の上越を御通り被成に、一揆ども悉く發り御道を塞がんと致候へども、伊賀、甲賀の者ども忠を盡し御供仕り、其上剛兵には疵付事なく、六月三日伊勢國四日市に御着從其御船に召し、尾州知多郡常滑に着御、程なく濱松へ御歸城也。穴山梅雪は家康公を無心許思伊勢路は廻りにて候とて御供不致故、山城宇治田原にて一揆に被殺給ふ。

文祿元年(三三) 豊臣秀吉諸將の部署を定め、別に水軍を編成して朝鮮に向はしめ、秀吉は肥前の名護屋に至り、親しく諸軍を指揮した。時に家康は命を受けて名護屋に向ふ途中、熱田より海路、當所に上陸した。上洛記は左の通である。

〔徳川義親公所藏徳川創業録〕

文祿元年二月二日、家康九州發向の爲江戸を出で、神奈川に至り、榊原式部大輔康政江戸に留り若君を守護す。是より榊原は若君に屬す。三日家康藤澤に至り、四日中原、五日小田原、六日三島、七日清見寺、八日島田、九日中泉、十日白須賀、十一日岡崎、十二日熱田、十三日四日市場、十四日關の地藏、十五日

石部、十六日入洛す。

慶長五年(三六) 六月二日家康は遂に上杉氏征討の令を諸將に下し、同月十八日伏見を發して東下し、同月二十日四日市場に着いた。庄屋伊達太右衛門方に一泊し、翌廿一日當港より船を艤して三河國吉田に渡つた。當時の御用船は徳神丸、船頭は左衛門、水主は與五郎、又乗船場は今の濱町森本長八邸の西であつたと傳へられてゐる。徳川創業録の記す所は左の通である。

〔徳川義親公所藏徳川創業録〕

慶長五年六月十八日大津城にて、京極宰相高次變應を進す。家康公高次へ短刀吉光を賜はり、其日石部に至り給ふ。長東大藏大輔正家は水口の城にて變應進すべき旨兼て申けるに依、明朝水口に入御の御迎として參り候とて、長東父子石部に來り謁しければ、家康公彼父子へ刀を賜はり、則長東父子は水口へぞ歸りける。其夜戌の刻に俄に石部を打立ち、夜通し十九日に關の地藏に着き給ふ。家康公水口を通り過ぎ給ひ、長東方の使を以て内々近寄るべきと思ふ處に用事有て急ぎ通り給ふ由を宣ひければ、長東之を聞いて仰天し、夫より土山まで送り水口に歸りけり、二十日には四日市場に止宿、二十一日船にて三河國佐久島に至り給ふ。此處にて西尾の城主田中兵部大輔變應を進す。家康佐久島に止宿せず、俄に夜中佐久島を出で吉田へ渡海せらる。是疑ひ給ふ事あるによるなり。慶長二十年(三七) 正月三日、徳川家康京師を發して膳所に泊し、四日水口、五日龜山、六日當地より熱田へ渡海した。

〔難波戦記〕

又改元あつて元和元年(慶長二十年七月十三日元和と改元)に移る。元日より三日の間は諸大名并に旗本の諸士皆上下を着して出仕す。然るに正月三日の晝過に二條の御城を御進發ありて膳所に御泊りあり、水野監物名護屋まで供御す。四日には水口、五日は龜山、六日には四日市より御船に召されて名護屋に着御、夫より御放鷹あつて、七日には岡崎此所に中八日御逗留あらせらる。

享和元年(二)十二月徳川家齊公當所を直轄せられ、近江國信樂代官多羅尾四郎次郎光崇をして支配せしめた。享和三年十二月時の問屋庄右衛門、年寄角左衛門、肝煎久四郎より信樂代官に致したる四日市湊に關する文書は左の通である。

〔印田うら所藏書類〕

御尋に付四日市湊御由緒之儀奉申上候書付

四日市湊之儀往古は重に漁獵而已仕渡海も漁船にて渡世仕候處天正之頃明智本能寺亂の砌乍恐東照宮様泉州堺より大和路へ御掛り伊賀越にて勢州へ御移り被爲遊四日市濱邊へ御越左衛門と申漁師へ被爲仰聞候は竊に渡海被遊度由にて見あやしめられざる様可致段御意に付奉畏近邊當浦漁場にて見あやしめ候もの無御座段奉申上候得ば御安心御乗船被遊御供奉申上候處無程海上夜に入り跡より追手之掛候様思召何角御用意の御様子に御見え呼聲聞え候旨被爲仰聞候に付奉申上候は追手の聲にては無御座どうぜんと申鳥の鳴聲に御座候段申上候へば御安堵の様子にて扱て惡敷鳴聲取様や無之かとの御意につき奉申上候は流し繩と申もの仕候へば取れ申候へども此儀は御法度の段申上候處何故法度に候やと御尋につき奉申上候は右流し繩の儀は二三里程

づゝ流し候故他所御他領の差別有之候ては相成不申殊に走船の障も御座候につき自由に難仕獵事之段奉申上候へば追而は御免も可被成下段御意被成下見角仕候内三州吉田へ御着船夫より遠州濱松へ御入城と申傳候但し尾州路へ御着三州へ御移り夫より遠州濱松へ御入城とも申傳候。然る處四日市の儀慶長元年東照宮様御料地に相成水谷九左衛門様御支配にて同五年伏見御城御退去の節御同勢は桑名へ御廻し酒井與四郎様村越茂助様御供にて尾州路へ御乗船被遊度旨にて隨分潛に御世話奉申上候様茂助様被仰聞奉畏則左衛門與五郎と申者船頭にて御渡海之所別て天氣能く海上穩にて御機嫌宜敷池内を乗候様成と御意にて左衛門に苗字御尋ね被遊候處私共は苗字等は無之ものに御座候段御答奉申上候へば、以來池内と名乗可申様被仰付今に子孫相續仕候。夫より尾州知多郡榎戸川口へ御着船にて村端まで御供奉申上候處大儀との御意にて御酒被下置候、其後慶長六年水谷九左衛門様御代官として始めて四日市へ御越御要害地の由にて御陣屋御修造有之御軍役船御兵糧米等御運送水主役都て漁師共相勤申候。

第二節 四日市廻船の權威

四日市廻船の事は頗る古くより行はれたが徳川家康の渡海により由緒ある廻船として權威あるものとなつた。即ち慶長五年より廻船二十五艘に對し、地子高八石四斗八升を免するの特點を與へられたのである。文祿慶長の役、朝鮮へ出師の際及び寛永時代將軍還御の節には、伊勢國拾三ヶ浦の水主割觸頭となつて其威を示し、御傳馬開始以來陸上交通の繁榮と相待つて益隆盛を極め、以て明治の初年に

及んだ。此間桑名廻船方との係争濱田村百姓との紛議ありたるも何れも圓滿に解決し、よく四日市廻船方の權威を保つたものである。

第一項 文祿慶長及寛永時代の水主割

文祿元年(三三)豊臣秀吉朝鮮征伐を行ふに際し、當地廻船方へも船の御用仰付けられ且つ伊勢國十三ヶ浦の水主割觸頭を申付けられた。其の浦名及び人数は次の通りである。

御同人
一 慶長元申年 同 十五人
一 同 二酉年 同 十五人
一 同 三戌年 同 十五人
寛永時代徳川三代將軍家光歸東の際御座船水主割は左の通りである。

長嶋 大島 桑名 四日市 長太 若松 楠 別保
栗真 白子 白塚 津 松崎
水主

一 寛永四年四月十五日割付 當時代官安藤彌兵衛

十二 人 松阪領分 九 人 津

七 人 別保白塚 二 人 半 栗 真

十一 人 白 子 八 人 楠

六 人 半 長太若松 四 十 人 桑名領

十七 人 長島大島 七 人 四日市場

合計百二十人

二 寛永九年十二月廿五日割付 當時代官花房志摩守

十五 人 四分 白 子 十六 人 八分 松 阪

十二 人 六分 津 九 人 八分 別保白塚

三人 五分 栗 真 九 人 一分 長太若松

一 同 二巳年 同 十三人
一 柳左近様船乗
一 同 三午年 同 十三人
九鬼大隅守様船乗
一 同 四未年 同 十五人

六十七人二分 桑名 楠 二十三人八分 長 島
九人 八分 四日市
合計百六十八人 外二人

當廻船の者共伏見表に上り、五奉行衆面前に於て、濱田方と當廻船方と對決に及んだが濱田村申分相立たず、當廻船方勝利となつたといふ。

三 寛政十年正月廿三日割付 同 上

第三項 四日市旅籠屋と廻船方と出入

六 人 松 崎 四 人 半 津
三 人 半 別保白塚 一人二分五厘 栗 真
五 人 半 白 子 四 人 楠
三人二分五厘 長太若松 二十一人 桑 名
八 人 半 長 島 三 人 半 四日市
合計六十人

慶安五年(三三)四日市旅籠屋と廻船方との間に一の苦情が起つた。其の原因及び結果は次の解決覺書に依り之を知ることが出来よう。
〔伊達貢一即所藏書類〕

第二項 四日市廻船方と濱田村百姓と争

慶長元年(三三)濱田村百姓等尾州表へ渡海業を開始したるを以て、四日市廻船方と争論に及び、遂に濱田村渡海船を四日市浦に引上げ置きたるに、其の後濱田村は豊臣秀吉御藏入御料となり、岡本治兵衛支配となつたので、濱田村年寄等早速大阪表に上り訴訟に及んだ。是に於て此儀五奉行衆より伏見御殿徳川家康に仰上げたるを以て、阿部豊後守本多中書より當所御代官水谷九左衛門へ申來つた。則ち

一 勢州四日市旅籠屋と廻船方と出入之儀南市場端々之者身跡成間敷候間、にきわひ候ため、如跡々水主共新町之辻に罷在、町中何之旅籠屋にても、旅人心次第宿へ着候は其家へ參船にのせ候様に才覺可仕候事。
一 札之辻北市場にかぎらず、水主親類縁者或懇意成者之所へ參候儀は南市場より少も構有之間敷候。
一 廻船之儀銀子五拾枚之運上を以、南市場旅籠屋共望申候。
然共四日市廻船之者共は先年權現様へ舟之儀御奉公申

上に付、地子方まで御赦免被爲成候上は縦何者にても御運上などに被仰付間敷候。乍去以來廻船方私曲於有之は越度可罷成事。

右は内寄合にて双方會議之上六月二日於評定所對決いたさせ各相談之上申渡候。自今以後右之趣堅相守候様に可申付候以上。

慶安五辰六月三日

伊 藏 人

村次左衛門

會源左衛門

佐野長十郎殿

第四項 寛保年中四日市桑名廻船争の事

由緒ある四日市廻船は正徳三年(二三三)に於て廻船方三十六軒船手三十軒を有し頗る隆盛を極めたが、寛保時代に至り廻船減じて拾五艘となり稍衰微を呈して來た。此の時に當り四日市熱田間直渡海に關し寛保二年(二四〇)十一月桑名宿より四日市廻船は新規の開業にて船改所もなく且四日市廻船のため四日市熱田間直渡海者増加すると共に桑名を経由するもの減少し隨て桑名宿傳馬渡船の無益となること屢

々ありとの故を以て諸大名及び諸家中は勿論一般往來の者悉く桑名を経由せしめられたき旨道中奉行所へ訴願に及んだ。茲に於て四日市廻船方に憤慨し、天正慶長に於ける徳川家康渡海の由緒に依り當廻船方地子高御赦免の事及び文祿慶長の役伊勢國十三ヶ浦水主割觸頭であつた事、并に萬治元年天和二年正徳元年制定の濱御高札に四日市熱田間船賃錢記載しある事其の種幾多の理由を列擧して應訴に及び、熱田宿亦兩者の間に介在して立證することとなり、夫々願書を提出した。其の願書は左の通りである。
〔井島文庫書類〕

桑名宿より提出の願書

東海道桑名宿より乍恐奉願候御事

諸往來登り下り共に古來より宮より桑名へ通船往來候所に近年宮より四日市渡井四日市濱より宮への乗船大分に罷成御朱印御用に而御通之御方々様其外御大名様方不殘桑名へ御通被成候得共諸往來之御衆様并宿々より人馬爲用意内觸差越候に付人足傳馬渡船等寄せ置申候所四日市渡登り下り共に多く御座候而寄せ置候人馬船等無益に罷成候儀及數度助郷之者共迷惑仕候近來は御朱印御用觸等

東海道 宮 宿

四日市 宿

右問屋 年寄

壹人宛

四日市宿より提出の願書

東海道四日市宿より乍恐以書附奉申上候御事

四日市より熱田へ渡海廻船之儀乍恐先年權現様之御船之御奉公申上候に付廻船廿五艘之者共地子方迄御赦免被爲

成古來より御由緒渡海仕來候則地子御免之譯百廿一年以前成年より御免定之寫差上申候然る所近年は諸往來方様も無數御座候に付四日市より熱田へ乗船大分に罷成候と

申儀は無御座候御朱印御用に而御通之御方様其外御大名様方桑名へ御通被成候得共御往來之御方々様人馬用意之

儀是以近年改り候儀は無御座候桑名よりも熱田宿と佐屋宿と之御旅人様御勝手次第に御通り被成候四日市宿は新規之舟場故船改所も無御座候と桑名より申上候四日市の

儀は御高札場も外宿とは違候熱田渡海の往還向に相建居申船賃も古來より御高札に御定被爲下置候に付則寫差上申候九十一以前慶安五辰六月廻船之儀御吟味御座候

差出候節自然と助郷邊參之者も有之候通被成候御方様は御斷も難申上何共問屋年寄迷惑仕候其上何れ之場所にも

船改所御座候得共四日市は新規之船場故船改所も無御座御尋之者等御吟味之節は相知れ申間敷と乍恐奉存候依之

宮より桑名通船古來之通諸往來登り下り共桑名通行有之候様に宮四日市兩宿へ被爲仰渡被下置度奉願候以上

寛保二年戊十一月

桑名宿 傳 馬 役

船 役

歩 行 役

旅 籠 屋 共

問 屋 傳 左 衛 門

船 年 寄 差 九 右 衛 門

町 年 寄 權 兵 衛 門

道中御奉行所様

御役人中様

御裏書

如斯目安差上候間致返答書來月二日對馬宅へ可罷出若於不參は可爲曲事者也

戊十一月十三日 對馬 下野

て御評定所様より御證文頂戴仕罷有候則寫仕差上申候右御證文に新町之辻に罷有候て相勤候様にと被爲仰付候に付爾今新町之辻に船會所御座候て廻船之内より毎日罷出相勤申候右之通古來より御由緒を以熱田之渡海仕來候廻船之儀に御座候所桑名には古來之儀を不奉存乍恐 權現様え御奉公申上候廻船之儀を新規之船場と申上候儀難心得奉存候

一 古來御用御役水主浦々え被爲仰付候砌松崎より長島迄十三ヶ浦え四日市廻船より水主割觸狀出し申候桑名之儀も觸下之内にて御座候

松崎 津 別保白塚 栗 眞
白子 長太若松 楠 桑 名
長島大島 四日市

一 四日市之儀は乍恐 權現様御舊料にて度々當浦より御渡海被爲遊候御由緒之場所にて殊更桑名口熱田渡海口神戸口石薬師口四ヶ所口之海道にて御座候に付慶長六年乍恐 權現様台徳院様御朱印鑑御下知狀御定書并御秤等も被爲下置宿場に所持仕罷有候に付乍恐寫仕差上申候

右之通少も相違無御座候御由緒之熱田渡海之儀に候得は桑名より差障り不申候様に被爲仰付被下置候は、難有奉存候以上

寛保二年戊十二月

四日市宿 傳 馬 役
廻 船 役
歩 行 役
旅 籠 屋 共
問 屋 庄 右 衛 門 ⑩
庄 屋 太 右 衛 門 ⑩
同 彌 左 衛 門 ⑩

道中奉行所様

御役人中様

熱田宿より提出の願書

東海道宮宿船手より乍恐申上候御事

一 諸往還登り下り共古來より宮より桑名并四日市に通船仕來候處近年宮より四日市渡り四日市濱より宮え之乗船大分に罷成候由桑名宿より書付差上奉願候に付右願書御返答書差上申候様と御裏書被下置謹而奉拜見奉畏候全体宮より四日市之通船之儀は往古より之儀に付

則四日市渡之船賃錢古來より御定被下置候其上度々之御高札御條目にも賃錢御書載被下置頂戴仕尤當時之御高札正徳元年卯五月御改替御高札被下置候御條目にも賃錢御定被仰出今以相守り來り申候桑名渡之儀は勿論四日市之渡海之儀も諸往還之御方御好御座候節は依日和四日市にも渡海仕來り候儀に御座候尤御朱印御證文并御用にて御通り之御方々様其外御大名様方之儀は宮より四日市渡り之申儀は只今迄無御座候間右之趣乍恐宜聞召被爲分只今迄之通船無差支様被爲仰付被下置候様に奉願上候以上

寛保二年戊十二月

尾州宮宿船年寄

作 兵 衛
同 源 右 衛 門
同 文 吉
同 小 八 郎
同 茂 右 衛 門
同 加 左 衛 門

道中御奉行所様

御役人中様

是より先き桑名宿より道中奉行所へ訴願しようとして、寛保二年十月廿二日桑名宿問屋傳左衛門船年寄差九右衛門年寄權兵衛の三人桑名を出發して江戸に到り、前記願書を道中奉行所に提出し、御差紙を得て歸桑した。其の將に歸桑しようとした時、豫報に依り桑名問屋高木孫右衛門より十一月廿日其の旨四日市へ通知した。其の書狀左の通りである。

〔井島文庫書類〕

一筆致啓上候時分柄寒氣御座候處各様彌御堅勝御勤可被成と珍重奉存候然は此度各様江戸表え御呼寄被爲遊候御差紙同役大塚傳左衛門持參仕候て罷登申候今明日中當着可仕と奉存候尤傳左衛門方より先達申越に付御内意申進候恐惶謹言

十一月廿日

桑 名 高木孫右衛門

四日市

行方小右衛門様
西村庄右衛門様

斯く通知して間もなく大塚傳左衛門即日歸桑したと見え、全夜半過桑名問屋高木孫右衛門が御差紙を携帶して四日市